

入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果について

令和2年8月21日
国土交通省
総務省
財務省

国土交通省、総務省及び財務省においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入札契約適正化法」という。）に基づき、公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況を調査しています。

今般、公共工事の各発注者に対して実施した令和元年度における取組の実施状況に関する調査結果を、別紙1及び別紙2のとおりとりまとめ、公表いたします。

別紙1：国・特殊法人等・地方公共団体（都道府県・指定都市・市区町村）の分類別による取組の実施状況

別紙2：各発注者別による取組の実施状況

※本紙における集計結果の割合については、端数処理の関係上、合計値が100%にならない場合があります。

※一部「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」についての取組状況も併せて調査しています。

〔調査対象となる公共工事の発注者〕

入札契約適正化法の適用対象となる以下の各発注者

国：19機関

特殊法人等：125法人

地方公共団体：47都道府県、20指定都市、1,721市区町村（指定都市を除く。）

〔調査対象時点〕

令和元年11月1日現在（一部 平成31年3月31日時点）

〔調査結果の概要〕

国・特殊法人等 2ページ参照 ※調査結果の概要の詳細版は別添1～2ページ参照

地方公共団体 3ページ参照 ※調査結果の概要の詳細版は別添3～6ページ参照

【国及び特殊法人等】

1. 一般競争入札の導入

平成 18 年度よりすべての機関・法人で導入済み。

2. 総合評価落札方式の導入

国においては、前回調査時（平成 30 年 8 月 1 日時点。以下同じ。）と同様に 17 機関（89.5%）で導入済み。特殊法人等においては、119 法人（96.0%）から 121 法人（96.8%）に増加。

3. 低入札価格調査基準価格の算定式

平成 31 年 3 月中央公契連モデルを採用している機関・法人は、国においては 15 機関（78.9%）、特殊法人等においては 72 法人（57.6%）。

4. 適正な工期を確保するに当たって考慮している事項

「公共工事に従事する者の休日（週休 2 日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）」を考慮している機関・法人は、国においては 15 機関（78.9%）、特殊法人等においては 52 法人（41.6%）。

5. 発注・施工時期の平準化を図るための取組

「債務負担行為の積極的な活用」により発注・施工時期の平準化を図っている機関・法人は、国においては 14 機関（73.7%）、特殊法人等においては 32 法人（25.6%）。

「柔軟な工期の設定」により発注・施工時期の平準化を図っている機関・法人は、国においては 5 機関（26.3%）、特殊法人等においては 26 法人（20.8%）。

「速やかな繰越手続」により発注・施工時期の平準化を図っている機関・法人は、国においては 14 機関（73.7%）、特殊法人等においては 38 法人（30.4%）。

「積算の前倒し」により発注・施工時期の平準化を図っている機関・法人は、国においては 9 機関（47.4%）、特殊法人等においては 61 法人（48.8%）。

「早期執行のための目標設定」により発注・施工時期の平準化を図っている機関・法人は、国においては 3 機関（15.8%）、特殊法人等においては 8 法人（6.4%）。

【地方公共団体】

1. 一般競争入札の導入

都道府県及び指定都市においては、すべての団体に導入済み。市区町村においては、1,383 団体（80.4%）から 1,421 団体（82.6%）に増加。

2. 総合評価落札方式の導入

都道府県及び指定都市においては、すべての団体に導入済み。市区町村においては、1,099 団体（63.9%）から 1,104 団体（64.1%）に増加。

3. ダンピング対策

都道府県及び指定都市においては、すべての団体が低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入済み。市区町村においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入している団体が 1,612 団体（93.7%）から 1,626 団体（94.5%）に増加。

4. 予定価格等の公表時期

予定価格等の事後公表（事前公表又は非公表との併用を含む。）を行っている団体は、都道府県においては 33 団体（70.2%）で増減なし。指定都市においては 16 団体（80.0%）で増減なし。市区町村においては 961 団体（55.8%）から 977 団体（56.8%）に増加。

5. 低入札価格調査基準価格の公表時期

低入札価格調査制度を導入している団体のうち、低入札価格調査基準価格の事後公表（事前公表又は非公表との併用を含む。）を行っている団体は、都道府県においては 43 団体（91.5%）で増減なし。指定都市においてはすべての団体で実施。市区町村においては 470 団体（67.0%）から 521 団体（68.4%）に増加。

6. 最低制限価格の公表時期

最低制限価格制度を導入している団体のうち、最低制限価格の事後公表（事前公表又は非公表との併用を含む。）を行っている団体は、都道府県においては 39 団体（88.6%）で増減なし。指定都市においても 19 団体（95.0%）で増減なし。市区町村においては 960 団体（64.3%）から 986 団体（65.3%）に増加。

7. 適正な工期を確保するに当たって考慮している事項

「公共工事に従事する者の休日（週休 2 日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）」を考慮している団体は、都道府県においては 45 団体（95.7%）、指定都市においては 17 団体（85.0%）、市区町村においては 635 団体（36.9%）。

8. 発注・施工時期の平準化を図るための取組

「債務負担行為の積極的な活用」により発注・施工時期の平準化を図っている団体は、都道府県及び指定都市においてはすべての団体が実施。市区町村においては 498 団体（28.9%）。

「柔軟な工期の設定」により発注・施工時期の平準化を図っている団体、都道府県においては 39 団体（83.0%）、指定都市においては 15 団体（75.0%）、市区町村においては 234 団体（13.6%）。

「速やかな繰越手続」により発注・施工時期の平準化を図っている団体は、都道府県においては 39 団体（83.0%）、指定都市においては 14 団体（70.0%）、市区町村においては 590 団体（34.3%）。

「積算の前倒し」により発注・施工時期の平準化を図っている団体は、都道府県においては 31 団体（66.0%）、指定都市においては 13 団体（65.0%）、市区町村においては 551 団体（32.0%）。

「早期執行のための目標設定」により発注・施工時期の平準化を図っている団体、都道府県においては 38 団体（80.9%）、指定都市においては 11 団体（55.0%）、市区町村においては 230 団体（13.4%）。

【国及び特殊法人等の取組実施状況】

1. 一般競争入札の導入

国及び特殊法人等は、平成18年度よりすべての機関・法人で導入済み。

機関・団体	令和元年度調査			構成比			
	本格導入	試行導入	導入していない	本格導入	試行導入	導入していない	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
特殊法人等	125	125	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%

2. 総合評価落札方式の導入

国は17機関（89.5%）で導入済み。

特殊法人等は、121法人（96.8%）で導入済み。

機関・団体	令和元年度調査			構成比			
	本格導入	試行導入	導入していない	本格導入	試行導入	導入していない	
国	19	16	2	100.0%	84.2%	5.3%	10.5%
特殊法人等	125	118	4	100.0%	94.4%	2.4%	3.2%

3. 低入札価格調査基準価格の算定式

国は15機関（78.9%）で平成31年3月に改正された中央公契連モデルを採用。

特殊法人等は72法人（57.6%）で平成31年3月に改正された中央公契連モデルを採用。

機関・団体	令和元年度調査				構成比			
	独自モデル (平成31年3月 中央公契連モデル 以上の水準)	平成31年3月 中央公契連モデル を採用	算定式非公表	左記以外	独自モデル (平成31年3月 中央公契連モデル 以上の水準)	平成31年3月 中央公契連モデル を採用	算定式非公表	左記以外
国	19	0	15	4	0.0%	78.9%	0.0%	21.1%
特殊法人等	125	1	72	52	0.8%	57.6%	0.0%	41.6%

※「低入札価格調査制度のみ導入」又は「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用」と回答した機関・団体のみを調査

4. 適正な工期を確保するに当たって考慮している事項

国は15機関（78.9%）で「公共工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）」を考慮。

特殊法人等は52法人（41.6%）で「公共工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）」を考慮。

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査			
		公共工事に従事する者の休日 (週休2日に加え、祝日、年末 年始及び夏季休暇)	労務・資機材の調達、調査・測 量、現場事務所の設置等の準備 期間	工事完成後の自主検査、清掃等 を含む後片付け期間	降雨日、降雪・出水期等の作業 不能日数
国	19	15 (78.9%)	15 (78.9%)	13 (68.4%)	12 (63.2%)
特殊法人等	125	52 (41.6%)	77 (61.6%)	70 (56.0%)	27 (21.6%)

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査			
		工事着手前に発注者が対応すべ き事項がある場合の手續に要す る期間	当初の見込みより長い工期を要 した実績が多いと認められた場 合の当該工期の実績	特段考慮している事項はない	その他
国	19	11 (57.9%)	9 (47.4%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)
特殊法人等	125	50 (40.0%)	27 (21.6%)	28 (22.4%)	1 (0.8%)

※複数回答

5. 発注・施工時期の平準化を図るための取組

国は14機関（73.7%）で「債務負担行為の積極的な活用」を実施。

特殊法人等は32法人（25.6%）で「債務負担行為の積極的な活用」を実施。

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査						
		(さ) 債務負担行為 の積極的な活用 (右記を1つでも活用している)	単独事業		補助金事業		交付金事業	
			債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用
国	19	14	14	6	1	1	1	1
特殊法人等	125	32	15	8	22	8	11	5

機関・団体	全機関・団体の数	構成比						
		(さ) 債務負担行為 の積極的な活用 (右記を1つでも活用している)	単独事業		補助金事業		交付金事業	
			債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用
国	19	73.7%	73.7%	31.6%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%
特殊法人等	125	25.6%	12.0%	6.4%	17.6%	6.4%	8.8%	4.0%

国は5機関（26.3%）で「柔軟な工期の設定」を実施。

特殊法人等は26法人（20.8%）で「柔軟な工期の設定」を実施。

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査				構成比			
		(し) 柔軟な 工期の設定 (右記を1つでも設定している)	余裕期間制度の活用			(じ) 柔軟な 工期の設定 (右記を1つでも設定している)	余裕期間制度の活用		
			発注者指定方式 の活用	任意着手方式の 活用	フレックス方式 の活用		発注者指定方式 の活用	任意着手方式の 活用	フレックス方式 の活用
国	19	5	4	4	3	26.3%	21.1%	21.1%	15.8%
特殊法人等	125	26	21	9	4	20.8%	16.8%	7.2%	3.2%

国は14機関（73.7%）で「速やかな繰越手続」を実施。

特殊法人等は38法人（30.4%）で「速やかな繰越手続」を実施。

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査	構成比
		(す) 速やかな 繰越手続	(す) 速やかな 繰越手続
国	19	14	73.7%
特殊法人等	125	38	30.4%

国は9機関（47.4%）で「積算の前倒し」を実施。

特殊法人等は61法人（48.8%）で「積算の前倒し」を実施。

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査	構成比
		(せ) 積算の前倒し	(せ) 積算の前倒し
国	19	9	47.4%
特殊法人等	125	61	48.8%

国は3機関（15.8%）で「早期執行のための目標設定」を実施。

特殊法人等は8法人（6.4%）で「早期執行のための目標設定」を実施。

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査		構成比	
		(そ) 早期執行のための目標設定	(そ) 発注見通しの統合	(そ) 早期執行のための目標設定	(そ) 発注見通しの統合
国	19	3	9	15.8%	47.4%
特殊法人等	125	8	42	6.4%	33.6%

【地方公共団体の取組実施状況】

1. 一般競争入札の導入

都道府県及び指定都市は、すべての団体に導入済み。

市区町村は 1,421 団体（82.6%）で導入済み。

機関・団体		令和元年度調査				構成比			
		本格導入	試行導入	導入していない		本格導入	試行導入	導入していない	
地方公共団体	都道府県	47	47	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	20	20	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	1,721	1,248	173	300	100.0%	72.5%	10.1%	17.4%

2. 総合評価落札方式の導入

都道府県及び指定都市は、すべての団体に導入済み。

市区町村は 1,104 団体（64.1%）で導入済み。

機関・団体		令和元年度調査				構成比			
		本格導入	試行導入	導入していない		本格導入	試行導入	導入していない	
地方公共団体	都道府県	47	36	11	0	100.0%	76.6%	23.4%	0.0%
	指定都市	20	15	5	0	100.0%	75.0%	25.0%	0.0%
	市区町村	1,721	365	739	617	100.0%	21.2%	42.9%	35.9%

3. ダンピング対策

都道府県及び指定都市は、すべての団体に低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入済み。

市区町村は 1,626 団体（94.5%）で低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入済み。

機関・団体		令和元年度調査				構成比					
		低入札価格調査制度のみ導入	最低制限価格制度のみ導入	左記2つを併用	導入していない	低入札価格調査制度のみ導入	最低制限価格制度のみ導入	左記2つを併用	導入していない		
地方公共団体	都道府県	47	3	0	44	0	100.0%	6.4%	0.0%	93.6%	0.0%
	指定都市	20	0	0	20	0	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	市区町村	1,721	117	864	645	95	100.0%	6.8%	50.2%	37.5%	5.5%

4. 予定価格の公表時期

都道府県は 33 団体（70.2%）、指定都市は 16 団体（80.0%）、市区町村は 977 団体（56.8%）で予定価格を事後に公表。

機関・団体		令和元年度調査							
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部案件で事後公表	原則非公表、一部案件で事前公表	
地方公共団体	都道府県	47	16	8	9	14	0	0	0
	指定都市	20	7	8	1	4	0	0	0
	市区町村	1,721	665	213	83	646	90	16	8

機関・団体		構成比							
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部案件で事後公表	原則非公表、一部案件で事前公表	
地方公共団体	都道府県	100.0%	34.0%	17.0%	19.1%	29.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	100.0%	35.0%	40.0%	5.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	100.0%	38.6%	12.4%	4.8%	37.5%	5.2%	0.9%	0.5%

5. 低入札価格調査基準価格の公表時期

都道府県は 43 団体（91.5%）、指定都市はすべての団体、市区町村は 521 団体（68.4%）で低入札価格調査基準価格を事後に公表。

機関・団体		令和元年度調査							
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部の案件で事後公表	原則非公表、一部の案件で事前公表	
地方公共団体	都道府県	47	42	0	0	2	2	1	0
	指定都市	20	20	0	0	0	0	0	0
	市区町村	762	503	6	3	53	186	9	2

機関・団体		構成比							
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部の案件で事後公表	原則非公表、一部の案件で事前公表	
地方公共団体	都道府県	100.0%	89.4%	0.0%	0.0%	4.3%	4.3%	2.1%	0.0%
	指定都市	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	100.0%	66.0%	0.8%	0.4%	7.0%	24.4%	1.2%	0.3%

※「低入札価格調査制度のみ導入」又は「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用」と回答した機関・団体のみを調査

6. 最低制限価格の公表時期

都道府県は 39 団体（88.6%）、指定都市は 19 団体（95.0%）、市区町村は 986 団体（65.3%）で最低制限価格を事後に公表。

機関・団体		令和元年度調査							
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部の案件で事後公表	原則非公表、一部の案件で事前公表	
地方公共団体	都道府県	44	38	1	0	2	3	0	0
	指定都市	20	19	0	0	1	0	0	0
	市区町村	1,509	943	15	7	136	384	21	3

機関・団体		構成比							
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部の案件で事後公表	原則非公表、一部の案件で事前公表	
地方公共団体	都道府県	100.0%	86.4%	2.3%	0.0%	4.5%	6.8%	0.0%	0.0%
	指定都市	100.0%	95.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	100.0%	62.5%	1.0%	0.5%	9.0%	25.4%	1.4%	0.2%

※「最低制限価格制度のみ導入」又は「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用」と回答した地方公共団体のみを調査

7. 適正な工期を確保するに当たって考慮している事項

都道府県は 45 団体（95.7%）、指定都市は 17 団体（85.0%）、市区町村は 635 団体（36.9%）で「公共工事に従事する者の休日（週休 2 日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）」を考慮。

機関・団体		全機関・団体の数	令和元年度調査			
			公共工事に従事する者の休日（週休 2 日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）	労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の準備期間	工事完成後の自主検査、清掃等を含む後片付け期間	降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数
地方公共団体	都道府県	47	45 (95.7%)	42 (89.4%)	41 (87.2%)	43 (91.5%)
	指定都市	20	17 (85.0%)	19 (95.0%)	18 (90.0%)	18 (90.0%)
	市区町村	1,721	635 (36.9%)	773 (44.9%)	577 (33.5%)	731 (42.5%)

機関・団体		全機関・団体の数	令和元年度調査			
			工事着手前に発注者が対応すべき事項がある場合の手續に要する期間	当初の見込みより長い工期を要した実績が多いと認められた場合の当該工期の実績	特段考慮している事項はない	その他
地方公共団体	都道府県	47	22 (46.8%)	10 (21.3%)	0 (0.0%)	3 (6.4%)
	指定都市	20	16 (80.0%)	6 (30.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)
	市区町村	1,721	465 (27.0%)	346 (20.1%)	506 (29.4%)	52 (3.0%)

※複数回答

8. 発注・施工時期の平準化を図るための取組等

都道府県及び指定都市は、すべての団体で「債務負担行為の積極的な活用」を実施。
市区町村は498団体（28.9%）で「債務負担行為の積極的な活用」を実施。

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査							
		(さ) 債務負担行為 の積極的な活用 (右記を1つでも活用している)	単独事業		補助金事業		交付金事業		
			債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	
地方公共団体	都道府県	47	47	33	42	29	25	38	38
	指定都市	20	20	15	20	12	8	14	14
	市区町村	1,721	498	280	197	235	89	216	76

機関・団体	全機関・団体の数	構成比							
		(さ) 債務負担行為 の積極的な活用 (右記を1つでも活用している)	単独事業		補助金事業		交付金事業		
			債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	
地方公共団体	都道府県	47	100.0%	70.2%	89.4%	61.7%	53.2%	80.9%	80.9%
	指定都市	20	100.0%	75.0%	100.0%	60.0%	40.0%	70.0%	70.0%
	市区町村	1,721	28.9%	16.3%	11.4%	13.7%	5.2%	12.6%	4.4%

都道府県は39団体（83.0%）、指定都市は15団体（75.0%）、市区町村は234団体（13.6%）で「柔軟な工期の設定」を実施。

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査				構成比				
		(し) 柔軟な 工期の設定 (右記を1つでも設定している)	余裕期間制度の活用			(し) 柔軟な 工期の設定 (右記を1つでも設定している)	余裕期間制度の活用			
			発注者指定方式 の活用	任意着方式の 活用	フレックス方式 の活用		発注者指定方式 の活用	任意着方式の 活用	フレックス方式 の活用	
地方公共団体	都道府県	47	39	20	31	11	83.0%	42.6%	66.0%	23.4%
	指定都市	20	15	9	6	4	75.0%	45.0%	30.0%	20.0%
	市区町村	1,721	234	172	65	21	13.6%	10.0%	3.8%	1.2%

都道府県は39団体（83.0%）、指定都市は14団体（70.0%）、市区町村は590団体（34.3%）で「速やかな繰越手続」を実施。

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査		
		(す) 速やかな 繰越手続	構成比 (す) 速やかな 繰越手続	
地方公共団体	都道府県	47	39	83.0%
	指定都市	20	14	70.0%
	市区町村	1,721	590	34.3%

都道府県は31団体（66.0%）、指定都市は13団体（65.0%）、市区町村は551団体（32.0%）で「積算の前倒し」を実施。

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査		
		(せ) 積算の前倒し	構成比 (せ) 積算の前倒し	
地方公共団体	都道府県	47	31	66.0%
	指定都市	20	13	65.0%
	市区町村	1,721	551	32.0%

都道府県は38団体（80.9%）、指定都市は11団体（55.0%）、市区町村は230団体（13.4%）で「早期執行のための目標設定」を実施。

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査		構成比		
		(そ) 早期執行のための目標設定	(そ) 発注見通しの統合	(そ) 早期執行のための目標設定	(そ) 発注見通しの統合	
地方公共団体	都道府県	47	38	47	80.9%	100.0%
	指定都市	20	11	19	55.0%	95.0%
	市区町村	1,721	230	1,570	13.4%	91.2%

施工時期の平準化率（4～6月期の工事平均稼働件数を年度の工事平均稼働件数で除したもの。以下は各団体の単純平均値。）は、都道府県が0.75、指定都市が0.65、市区町村が0.55。

機関・団体		平準化率
地方公共団体	都道府県	0.75
	指定都市	0.65
	市区町村	0.55

別紙1

国・特殊法人等・地方公共団体(都道府県・指定都市・市区町村)の 分類別による取組の実施状況

目次

1	一般競争入札	…	1	9	検査・成績評定等	…	34
2	総合評価落札方式	…	5	10	入札参加資格等	…	39
3	指名競争入札	…	12	11	多様な発注方式	…	42
4	入札ボンドの導入方針	…	17	12	入札契約の適正化	…	44
5	公正な競争の促進に関する事項	…	18	13	発注関係事務を適切に 実施することができる者の活用	…	57
6	ダンピング対策	…	19	14	共同企業体	…	60
7	予定価格等の公表	…	23	15	公共工事の施工時期の 平準化(さしすせそ)に対する取組	…	63
8	不正行為等に対する措置	…	31				

別紙 1 国・特殊法人等・地方公共団体(都道府県・指定都市・市区町村)の分類別による取組の実施状況

1. 一般競争入札

①一般競争入札の導入

機関・団体	令和元年度調査				構成比				(参考)平成30年度調査				
	本格導入	試行導入	導入していない		本格導入	試行導入	導入していない		本格導入	試行導入	導入していない		
国	19	19	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	19	19	0	0	
特殊法人等	125	125	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	124	124	0	0	
地方公共団体	都道府県	47	47	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	47	47	0	0
	指定都市	20	20	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	20	20	0	0
	市区町村	1,721	1,248	173	300	100.0%	72.5%	10.1%	17.4%	1,721	1,214	169	338
合計	1,932	1,459	173	300	100.0%	75.5%	9.0%	15.5%	1,931	1,424	169	338	

※全ての機関・団体を調査

②一般競争入札の参加資格の設定における本店・支店・営業所等の所在地の制約(地域要件)の採用

機関・団体	令和元年度調査			構成比		(参考)平成30年度調査				
	採用している	採用していない		採用している	採用していない	採用している	採用していない			
国	19	10	9	100.0%	52.6%	47.4%	19	10	9	
特殊法人等	125	112	13	100.0%	89.6%	10.4%	124	113	11	
地方公共団体	都道府県	47	46	1	100.0%	97.9%	2.1%	47	46	1
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	0.0%	20	20	0
	市区町村	1,421	1,208	213	100.0%	85.0%	15.0%	1,383	1,193	190
合計	1,632	1,396	236	100.0%	85.5%	14.5%	1,593	1,382	211	

※一般競争入札方式を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答した機関・団体のみを調査

③一般競争入札において地域要件を採用している場合の運用方針策定状況

機関・団体	令和元年度調査			構成比		(参考)平成30年度調査				
	運用方針を定めている	運用方針を定めていない		運用方針を定めている	運用方針を定めていない	運用方針を定めている	運用方針を定めていない			
国	10	5	5	100.0%	50.0%	50.0%	10	5	5	
特殊法人等	112	96	16	100.0%	85.7%	14.3%	113	98	15	
地方公共団体	都道府県	46	46	0	100.0%	100.0%	0.0%	46	46	0
	指定都市	20	18	2	100.0%	90.0%	10.0%	20	18	2
	市区町村	1,208	622	586	100.0%	51.5%	48.5%	1,193	598	595
合計	1,396	787	609	100.0%	56.4%	43.6%	1,382	765	617	

※一般競争入札方式を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答し、かつ地域要件を「採用している」と回答した機関・団体のみを調査

④一般競争入札において地域要件を採用している場合の地域要件の内容

機関・団体	令和元年度調査				構成比						
	当該地域に本店の所在がある	当該地域に本店・支店・営業所等の所在がある	左記2要件を併用	その他	当該地域に本店の所在がある	当該地域に本店・支店・営業所等の所在がある	左記2要件を併用	その他			
国	10	0	6	0	4	100.0%	0.0%	60.0%	0.0%	40.0%	
特殊法人等	112	1	76	0	35	100.0%	0.9%	67.9%	0.0%	31.3%	
地方公共団体	都道府県	46	3	3	1	39	100.0%	6.5%	6.5%	2.2%	84.8%
	指定都市	20	3	0	0	17	100.0%	15.0%	0.0%	0.0%	85.0%
	市区町村	1,208	104	305	27	772	100.0%	8.6%	25.2%	2.2%	63.9%
合計	1,396	111	390	28	867	100.0%	8.0%	27.9%	2.0%	62.1%	

※一般競争入札方式を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答し、かつ地域要件を「採用している」と回答した機関・団体のみを調査

⑤一般競争入札参加資格の公表

機関・団体	令和元年度調査					構成比					
		策定している		策定していない		策定している		策定していない			
		公表	非公表			公表	非公表				
国	19	19	19	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
特殊法人等	125	123	123	0	2	100.0%	98.4%	98.4%	0.0%	1.6%	
地方公共団体	都道府県	47	47	47	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	20	20	20	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	1,421	1,308	1,299	9	113	100.0%	92.0%	91.4%	0.6%	8.0%
合計	1,632	1,517	1,508	9	115	100.0%	93.0%	92.4%	0.6%	7.0%	

機関・団体	(参考)平成30年度調査					
		策定している		策定していない		
		公表	非公表			
国	19	19	19	0	0	
特殊法人等	124	123	123	0	1	
地方公共団体	都道府県	47	47	47	0	0
	指定都市	20	20	20	0	0
	市区町村	1,383	1,277	1,267	10	106
合計	1,593	1,486	1,476	10	107	

※一般競争入札方式を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答した機関・団体のみを調査

⑥一般競争入札参加資格を有する者の名簿の公表

機関・団体	令和元年度調査					構成比					
		策定している		策定していない		策定している		策定していない			
		公表	非公表			公表	非公表				
国	19	19	19	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
特殊法人等	125	120	120	0	5	100.0%	96.0%	96.0%	0.0%	4.0%	
地方公共団体	都道府県	47	47	47	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	20	20	20	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	1,421	1,243	1,198	45	178	100.0%	87.5%	84.3%	3.2%	12.5%
合計	1,632	1,449	1,404	45	183	100.0%	88.8%	86.0%	2.8%	11.2%	

機関・団体	(参考)平成30年度調査					
		策定している		策定していない		
		公表	非公表			
国	19	19	19	0	0	
特殊法人等	124	120	120	0	4	
地方公共団体	都道府県	47	47	47	0	0
	指定都市	20	20	20	0	0
	市区町村	1,383	1,208	1,169	39	175
合計	1,593	1,414	1,375	39	179	

※一般競争入札方式を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答した機関・団体のみを調査

⑦一般競争入札に参加しようとした者の名称の公表

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査		
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0
特殊法人等	125	124	1	100.0%	99.2%	0.8%	124	124	0
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	20	20	0
	市区町村	1,421	1,349	72	100.0%	94.9%	1,383	1,313	70
合計	1,632	1,559	73	100.0%	95.5%	4.5%	1,593	1,523	70

※一般競争入札方式を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答した機関・団体のみを調査

⑧一般競争入札に参加させなかった者の名称の公表

機関・団体	一般競争入札に参加させなかった者の名称の公表								
	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査		
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0
特殊法人等	125	124	1	100.0%	99.2%	0.8%	124	124	0
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	20	20	0
	市区町村	1,421	1,202	219	100.0%	84.6%	15.4%	1,383	1,166
合計	1,632	1,412	220	100.0%	86.5%	13.5%	1,593	1,376	217

※一般競争入札方式を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答した機関・団体のみを調査

⑨一般競争入札に参加させなかった理由の公表

機関・団体	一般競争入札に参加させなかった理由の公表								
	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査		
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0
特殊法人等	125	124	1	100.0%	99.2%	0.8%	124	124	0
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	20	20	0
	市区町村	1,421	1,190	231	100.0%	83.7%	16.3%	1,383	1,150
合計	1,632	1,400	232	100.0%	85.8%	14.2%	1,593	1,360	233

※一般競争入札方式を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答した機関・団体のみを調査

⑩制限（条件）付一般競争入札における参加資格の公表

機関・団体	令和元年度調査					構成比					
		導入している		導入していない		導入している		導入していない			
		公表	非公表			公表	非公表				
国	19	16	16	0	3	100.0%	84.2%	84.2%	0.0%	15.8%	
特殊法人等	125	112	112	0	13	100.0%	89.6%	89.6%	0.0%	10.4%	
地方公共団体	都道府県	47	47	47	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	20	20	20	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	1,421	1,258	1,248	10	163	100.0%	88.5%	87.8%	0.7%	11.5%
合計	1,632	1,453	1,443	10	179	100.0%	89.0%	88.4%	0.6%	11.0%	

機関・団体	(参考)平成30年度調査					
		導入している		導入していない		
		公表	非公表			
国	19	16	16	0	3	
特殊法人等	124	116	116	0	8	
地方公共団体	都道府県	47	47	47	0	0
	指定都市	20	20	20	0	0
	市区町村	1,383	1,237	1,226	11	146
合計	1,593	1,436	1,425	11	157	

※一般競争入札方式を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答した機関・団体のみを調査

2. 総合評価落札方式

①総合評価落札方式の導入

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査						
	本格導入	試行導入	導入していない	本格導入	試行導入	導入していない	本格導入	試行導入	導入していない				
国	19	16	1	2	100.0%	84.2%	5.3%	10.5%	19	16	1	2	
特殊法人等	125	118	3	4	100.0%	94.4%	2.4%	3.2%	124	116	3	5	
地方公共団体	都道府県	47	36	11	0	100.0%	76.6%	23.4%	0.0%	47	36	11	0
	指定都市	20	15	5	0	100.0%	75.0%	25.0%	0.0%	20	16	4	0
	市区町村	1,721	365	739	617	100.0%	21.2%	42.9%	35.9%	1,721	352	747	622
合計	1,932	550	759	623	100.0%	28.5%	39.3%	32.2%	1,931	536	766	629	

※全ての機関・団体を調査

②総合評価落札方式の種類（複数回答）

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査			
		技術提案評価型（AⅠ、AⅡ、AⅢ型）	技術提案評価型（S型）	施工能力評価型（Ⅰ型）	施工能力評価型（Ⅱ型）
国	17	5 (29.4%)	14 (82.4%)	15 (88.2%)	10 (58.8%)
特殊法人等	121	20 (16.5%)	119 (98.3%)	116 (95.9%)	104 (86.0%)
地方公共団体	都道府県	47 (46.8%)	45 (95.7%)	40 (85.1%)	43 (91.5%)
	指定都市	20 (50.0%)	18 (90.0%)	18 (90.0%)	18 (90.0%)
	市区町村	1,104 (5.6%)	62 (20.2%)	457 (41.4%)	891 (80.7%)
合計	1,309	119 (9.1%)	419 (32.0%)	646 (49.4%)	1,066 (81.4%)

機関・団体	(参考)平成30年度調査				
	高度技術提案型	標準型	簡易型	特別簡易型	
国	5	14	16	9	
特殊法人等	17	117	113	101	
地方公共団体	都道府県	25	44	40	43
	指定都市	10	18	18	16
	市区町村	55	189	438	877
合計	112	382	625	1,046	

※総合評価落札方式を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答した機関・団体のみ調査

③総合評価落札方式の評価方法（複数回答）

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査			(参考)平成30年度調査		
		除算型	加算型	その他	除算型	加算型	その他
国	17	16 (94.1%)	4 (23.5%)	0 (0.0%)	16	1	0
特殊法人等	121	111 (91.7%)	20 (16.5%)	1 (0.8%)	108	19	1
地方公共団体	都道府県	47 (87.2%)	12 (25.5%)	1 (2.1%)	41	12	0
	指定都市	20 (95.0%)	4 (20.0%)	0 (0.0%)	19	4	0
	市区町村	1,104 (63.6%)	462 (41.8%)	9 (0.8%)	699	449	7
合計	1,309	889 (67.9%)	502 (38.3%)	11 (0.8%)	883	485	8

※総合評価落札方式を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答した機関・団体のみ調査

④総合評価落札方式の評価項目（複数回答）

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査										
		受注工事 (自発注)		受注工事 (他発注)		工事成績 (自発注)		工事成績 (他発注)		優良工事等への表彰		
国	17	15	(88.2%)	15	(88.2%)	12	(70.6%)	10	(58.8%)	7	(41.2%)	
特殊法人等	121	121	(100.0%)	93	(76.9%)	121	(100.0%)	121	(100.0%)	15	(12.4%)	
地方公共団体	都道府県	47	46	(97.9%)	44	(93.6%)	46	(97.9%)	18	(38.3%)	39	(83.0%)
	指定都市	20	16	(80.0%)	15	(75.0%)	20	(100.0%)	1	(5.0%)	15	(75.0%)
	市区町村	1,104	909	(82.3%)	835	(75.6%)	664	(60.1%)	349	(31.6%)	472	(42.8%)
合計	1,309	1,107	(84.6%)	1,002	(76.5%)	863	(65.9%)	499	(38.1%)	548	(41.9%)	

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査										
		技術開発への表彰や 新技術の活用状況		粗雑工事の発生状況 (減点項目)		施工計画 (簡易なものも含む)		継続教育 (CPDの取組状況)		建設業労働災害防止協会 への加入		
国	17	6	(35.3%)	4	(23.5%)	16	(94.1%)	9	(52.9%)	2	(11.8%)	
特殊法人等	121	28	(23.1%)	26	(21.5%)	111	(91.7%)	4	(3.3%)	4	(3.3%)	
地方公共団体	都道府県	47	5	(10.6%)	10	(21.3%)	39	(83.0%)	41	(87.2%)	6	(12.8%)
	指定都市	20	0	(0.0%)	4	(20.0%)	17	(85.0%)	13	(65.0%)	9	(45.0%)
	市区町村	1,104	46	(4.2%)	78	(7.1%)	344	(31.2%)	275	(24.9%)	136	(12.3%)
合計	1,309	85	(6.5%)	122	(9.3%)	527	(40.3%)	342	(26.1%)	157	(12.0%)	

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査										
		安全対策		施工体制 (施工体制確認型総合評価落札方式)		技術提案		配置予定技術者の 施工経験（自発注）		配置予定技術者の 施工経験（他発注）		
国	17	11	(64.7%)	12	(70.6%)	12	(70.6%)	16	(94.1%)	16	(94.1%)	
特殊法人等	121	84	(69.4%)	97	(80.2%)	110	(90.9%)	114	(94.2%)	117	(96.7%)	
地方公共団体	都道府県	47	7	(14.9%)	20	(42.6%)	45	(95.7%)	42	(89.4%)	42	(89.4%)
	指定都市	20	6	(30.0%)	1	(5.0%)	17	(85.0%)	18	(90.0%)	17	(85.0%)
	市区町村	1,104	206	(18.7%)	119	(10.8%)	153	(13.9%)	887	(80.3%)	818	(74.1%)
合計	1,309	314	(24.0%)	249	(19.0%)	337	(25.7%)	1,077	(82.3%)	1,010	(77.2%)	

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査										
		配置予定技術者の 保有する資格		配置予定技術者の 工事成績（自発注）		配置予定技術者の 工事成績（他発注）		配置予定技術者の 優良工事技術者表彰		配置予定技術者における 女性技術者の配置		
国	17	13	(76.5%)	11	(64.7%)	9	(52.9%)	6	(35.3%)	2	(11.8%)	
特殊法人等	121	105	(86.8%)	105	(86.8%)	103	(85.1%)	9	(7.4%)	6	(5.0%)	
地方公共団体	都道府県	47	43	(91.5%)	31	(66.0%)	16	(34.0%)	23	(48.9%)	15	(31.9%)
	指定都市	20	15	(75.0%)	14	(70.0%)	3	(15.0%)	7	(35.0%)	9	(45.0%)
	市区町村	1,104	859	(77.8%)	267	(24.2%)	175	(15.9%)	213	(19.3%)	31	(2.8%)
合計	1,309	1,035	(79.1%)	428	(32.7%)	306	(23.4%)	258	(19.7%)	63	(4.8%)	

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査										
		配置予定技術者における 若手技術者の配置		手持ち工事量		災害協定の締結		災害活動 (除雪含む)実績		指名停止及び監督処分の経歴		
国	17	4	(23.5%)	6	(35.3%)	6	(35.3%)	5	(29.4%)	7	(41.2%)	
特殊法人等	121	5	(4.1%)	40	(33.1%)	45	(37.2%)	12	(9.9%)	97	(80.2%)	
地方公共団体	都道府県	47	29	(61.7%)	16	(34.0%)	41	(87.2%)	38	(80.9%)	10	(21.3%)
	指定都市	20	14	(70.0%)	6	(30.0%)	19	(95.0%)	14	(70.0%)	8	(40.0%)
	市区町村	1,104	70	(6.3%)	105	(9.5%)	634	(57.4%)	478	(43.3%)	206	(18.7%)
合計	1,309	122	(9.3%)	173	(13.2%)	745	(56.9%)	547	(41.8%)	328	(25.1%)	

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査										
		ボランティア活動実績		本店・支店・営業所等 の所在地		営業年数		地域在住者の雇用		地産品の使用		
国	17	7	(41.2%)	10	(58.8%)	2	(11.8%)	1	(5.9%)	4	(23.5%)	
特殊法人等	121	35	(28.9%)	98	(81.0%)	1	(0.8%)	0	(0.0%)	1	(0.8%)	
地方公共団体	都道府県	47	28	(59.6%)	46	(97.9%)	1	(2.1%)	6	(12.8%)	19	(40.4%)
	指定都市	20	9	(45.0%)	14	(70.0%)	1	(5.0%)	1	(5.0%)	5	(25.0%)
	市区町村	1,104	481	(43.6%)	648	(58.7%)	35	(3.2%)	106	(9.6%)	89	(8.1%)
合計	1,309	560	(42.8%)	816	(62.3%)	40	(3.1%)	114	(8.7%)	118	(9.0%)	

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査										
		地域内の下請業者の活用		ISO認証取得		建設機械の保有の状況		近隣地域内での施工実績		登録基幹技術者の資格の保有		
国	17	4	(23.5%)	8	(47.1%)	2	(11.8%)	6	(35.3%)	5	(29.4%)	
特殊法人等	121	3	(2.5%)	63	(52.1%)	2	(1.7%)	51	(42.1%)	20	(16.5%)	
地方公共団体	都道府県	47	27	(57.4%)	31	(66.0%)	19	(40.4%)	17	(36.2%)	19	(40.4%)
	指定都市	20	15	(75.0%)	18	(90.0%)	6	(30.0%)	1	(5.0%)	5	(25.0%)
	市区町村	1,104	205	(18.6%)	585	(53.0%)	75	(6.8%)	88	(8.0%)	38	(3.4%)
合計	1,309	254	(19.4%)	705	(53.9%)	104	(7.9%)	163	(12.5%)	87	(6.6%)	

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査										
		障がい者の雇用		刑務所出所者等の雇用		環境への取組み (CO2削減対策等)		消防団活動協力実績等		災害時事業継続計画 (BCP)認定		
国	17	1	(5.9%)	1	(5.9%)	1	(5.9%)	1	(5.9%)	1	(5.9%)	
特殊法人等	121	16	(13.2%)	0	(0.0%)	20	(16.5%)	2	(1.7%)	3	(2.5%)	
地方公共団体	都道府県	47	13	(27.7%)	3	(6.4%)	10	(21.3%)	11	(23.4%)	10	(21.3%)
	指定都市	20	12	(60.0%)	5	(25.0%)	8	(40.0%)	8	(40.0%)	1	(5.0%)
	市区町村	1,104	249	(22.6%)	44	(4.0%)	103	(9.3%)	164	(14.9%)	20	(1.8%)
合計	1,309	291	(22.2%)	53	(4.0%)	142	(10.8%)	186	(14.2%)	35	(2.7%)	

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査		
		その他の評価項目を採用		
国	17	7	(41.2%)	
特殊法人等	121	61	(50.4%)	
地方公共団体	都道府県	47	38	(80.9%)
	指定都市	20	18	(90.0%)
	市区町村	1,104	307	(27.8%)
合計	1,309	431	(32.9%)	

※総合評価落札方式を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答した機関・団体のみ調査

⑤総合評価落札方式を行う際の学識経験者の意見を聴取する時期（複数回答）

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査								
		意見聴取時期								
		総合評価落札方式 を行おうとするとき		落札者を決定 しようとするとき		複数の工事に共通する 評価方法を定めるとき		落札者決定基準（個別工事 の評価方法）を定めるとき		
国	14	10	(71.4%)	6	(42.9%)	7	(50.0%)	9	(64.3%)	
特殊法人等	115	97	(84.3%)	30	(26.1%)	65	(56.5%)	93	(80.9%)	
地方公共団体	都道府県	47	31	(66.0%)	42	(89.4%)	32	(68.1%)	45	(95.7%)
	指定都市	20	7	(35.0%)	16	(80.0%)	11	(55.0%)	20	(100.0%)
	市区町村	993	522	(52.6%)	549	(55.3%)	116	(11.7%)	758	(76.3%)
合計	1,189	667	(56.1%)	643	(54.1%)	231	(19.4%)	925	(77.8%)	

機関・団体	(参考)平成30年度調査				
	意見聴取時期				
	総合評価落札方式 を行おうとするとき	落札者を決定 しようとするとき	複数の工事に共通する 評価方法を定める とき	落札者決定基準（個別 工事の評価方法） を定めるとき	
国	10	7	7	8	
特殊法人等	97	27	64	91	
地方公共団体	都道府県	29	42	28	44
	指定都市	8	15	12	20
	市区町村	511	534	109	748
合計	655	625	220	911	

※総合評価落札方式を「本格導入」又は「試行導入」と回答し、かつ「第三者機関を設置している」又は「第三者機関までは設置していないが、第三者の意見を反映させる仕組みがある」と回答した機関・団体のみ調査

⑥総合評価落札方式を行う際の学識経験者の意見聴取方法（複数回答）

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査										
		意見聴取方法										
		自機関のみで意見を聞く 会議等の場を設置		都道府県の 総合評価委員会の活用		他機関と共同で意見を聞く 会議等の場を設置		既存の会議等に 学識経験者を加えている		会議等ではなく個別に 意見を聞いている		
国	12	8	(66.7%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	3	(25.0%)	2	(16.7%)	
特殊法人等	111	83	(74.8%)	1	(0.9%)	8	(7.2%)	21	(18.9%)	7	(6.3%)	
地方公共団体	都道府県	47	35	(74.5%)	0	(0.0%)	5	(10.6%)	0	(0.0%)	17	(36.2%)
	指定都市	20	12	(60.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	1	(5.0%)	10	(50.0%)
	市区町村	983	164	(16.7%)	466	(47.4%)	16	(1.6%)	24	(2.4%)	347	(35.3%)
合計	1,173	302	(25.7%)	467	(39.8%)	29	(2.5%)	49	(4.2%)	383	(32.7%)	

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査		(参考)平成30年度調査						
		意見聴取方法		意見聴取方法						
		その他	自機関のみで意見を 聞く会議等の場を設 置	都道府県の総合評価 委員会の活用	他機関と共同で意見 を聞く会議等の場を 設置	既存の会議等に学識 経験者を加えている	会議等ではなく個別 に意見を聞いている	その他		
国	12	0	(0.0%)	7	0	0	3	3	0	
特殊法人等	111	2	(1.8%)	82	0	7	21	7	1	
地方公共団体	都道府県	47	0	(0.0%)	35	0	3	0	17	0
	指定都市	20	0	(0.0%)	11	0	0	1	11	0
	市区町村	983	8	(0.8%)	170	465	15	22	342	2
合計	1,173	10	(0.9%)	305	465	25	47	380	3	

※総合評価落札方式を「本格導入」、「試行導入」のいずれかと回答した機関・団体、又は「第三者機関を設置している」、「第三者機関までは設置していないが、第三者の意見を反映させる仕組みがある」のいずれかと回答した機関・団体、又は学識経験者意見聴取時期を「総合評価落札方式を行うおとすとき」、「落札者を決定しようとするとき」、「複数の工事で共通する評価方法を定めるとき」、「落札者の決定基準を定めるとき」のいずれかと回答した機関・団体のみ調査

⑦総合評価落札方式を行う際の学識経験者の公共工事の発注関係事務の実務経験有無

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査			
	有	無		有	無		有	無		
	国	12	4	8	100.0%	33.3%	66.7%	11	6	5
特殊法人等	111	59	52	100.0%	53.2%	46.8%	110	60	50	
地方公共団体	都道府県	47	30	17	100.0%	63.8%	36.2%	47	30	17
	指定都市	20	12	8	100.0%	60.0%	40.0%	20	13	7
	市区町村	983	744	239	100.0%	75.7%	24.3%	982	739	243
合計	1,173	849	324	100.0%	72.4%	27.6%	1,170	848	322	

※総合評価落札方式を「本格導入」、「試行導入」のいずれかと回答した機関・団体、又は「第三者機関を設置している」、「第三者機関までは設置していないが、第三者の意見を反映させる仕組みがある」のいずれかと回答した機関・団体、又は学識経験者意見聴取時期を「総合評価落札方式を行うおとすとき」、「落札者を決定しようとするとき」、「複数の工事で共通する評価方法を定めるとき」、「落札者の決定基準を定めるとき」のいずれかと回答した機関・団体のみ調査

⑧総合評価落札方式を行った理由の公表

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査			
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表		
	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	0.0%	47	46	1
地方公共団体	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	0.0%	20	20	0
	市区町村	1,104	958	146	100.0%	86.8%	13.2%	1,099	946	153
合計	1,171	1,025	146	100.0%	87.5%	12.5%	1,166	1,012	154	

※総合評価落札方式を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答した地方公共団体のみ調査

⑨総合評価落札方式を行った場合の落札者決定基準の公表

機関・団体		令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査		
		公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表	
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	0.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	0.0%	20	20	0
	市区町村	1,104	1,063	41	100.0%	96.3%	3.7%	1,099	1,057	42
合計		1,171	1,130	41	100.0%	96.5%	3.5%	1,166	1,124	42

※総合評価落札方式を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答した地方公共団体のみ調査

⑩総合評価落札方式を行った場合の落札者の決定理由の公表

機関・団体		令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査		
		公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表	
国		17	17	0	100.0%	100.0%	0.0%	17	17	0
特殊法人等		121	120	1	100.0%	99.2%	0.8%	119	119	0
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	0.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	0.0%	20	20	0
	市区町村	1,104	1,050	54	100.0%	95.1%	4.9%	1,099	1,045	54
合計		1,309	1,254	55	100.0%	95.8%	4.2%	1,302	1,248	54

※総合評価落札方式を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答した機関・団体のみ調査

⑪総合評価落札方式を行った場合の落札結果の公表

機関・団体		令和元年度調査				構成比			(参考)平成30年度調査				
		評価項目ごとの 評価値まで公表	総合点のみ 公表	落札結果のみ 公表		評価項目ごとの 評価値まで公表	総合点のみ 公表	落札結果のみ 公表	評価項目ごとの 評価値まで公表	総合点のみ 公表	落札結果のみ 公表		
国		17	8	8	1	100.0%	47.1%	47.1%	5.9%	17	8	8	1
特殊法人等		121	85	31	5	100.0%	70.2%	25.6%	4.1%	119	87	28	4
地方公共団体	都道府県	47	37	10	0	100.0%	78.7%	21.3%	0.0%	47	35	12	0
	指定都市	20	17	3	0	100.0%	85.0%	15.0%	0.0%	20	16	4	0
	市区町村	1,104	556	440	108	100.0%	50.4%	39.9%	9.8%	1,099	535	459	105
合計		1,309	703	492	114	100.0%	53.7%	37.6%	8.7%	1,302	681	511	110

※総合評価落札方式を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答した機関・団体のみ調査

⑫総合評価落札方式における技術提案の評価結果について、具体的な評価内容を提案企業に通知する仕組み

機関・団体		令和元年度調査				構成比			(参考)平成30年度調査	
		技術提案を求めている		技術提案を求め ていない	技術提案を求めている		技術提案を求め ていない	通知の仕組みがある	通知の仕組みはない	
		通知の仕組みがある	通知の仕組みがない		通知の仕組みがある	通知の仕組みがない				
国		17	12	4	1	70.6%	23.5%	5.9%	12	4
特殊法人等		121	109	7	5	90.1%	5.8%	4.1%	110	6
地方公共団体	都道府県	47	22	25	0	46.8%	53.2%	0.0%	19	27
	指定都市	20	9	9	2	45.0%	45.0%	10.0%	10	8
	市区町村	1,104	146	272	686	13.2%	24.6%	62.1%	129	271
合計		1,309	298	317	694	22.8%	24.2%	53.0%	280	316

※総合評価落札方式を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答した機関・団体のみ調査

⑬総合評価落札方式における非落札者から求められた場合の非落札理由の回答

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査			
	回答する	回答しない		回答する	回答しない		回答する	回答しない		
国	17	17	0	100.0%	100.0%	0.0%	17	17	0	
特殊法人等	121	121	0	100.0%	100.0%	0.0%	119	119	0	
地方公共団体	都道府県	47	46	1	100.0%	97.9%	2.1%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	0.0%	20	20	0
	市区町村	1,104	1,013	91	100.0%	91.8%	8.2%	1,099	1,001	98
合計	1,309	1,217	92	100.0%	93.0%	7.0%	1,302	1,204	98	

※総合評価落札方式を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答した機関・団体のみ調査

3. 指名競争入札

①公募型指名競争入札の導入

機関・団体	令和元年度調査				構成比				(参考)平成30年度調査				
	本格導入	試行導入	導入していない		本格導入	試行導入	導入していない		本格導入	試行導入	導入していない		
国	19	4	0	15	100.0%	21.1%	0.0%	78.9%	19	4	0	15	
特殊法人等	125	27	2	96	100.0%	21.6%	1.6%	76.8%	124	22	1	101	
地方公共団体	都道府県	47	5	3	39	100.0%	10.6%	6.4%	83.0%	47	5	3	39
	指定都市	20	3	1	16	100.0%	15.0%	5.0%	80.0%	20	3	1	16
	市区町村	1,721	186	85	1,450	100.0%	10.8%	4.9%	84.3%	1,721	178	63	1,480
合計	1,932	225	91	1,616	100.0%	11.6%	4.7%	83.6%	1,931	212	68	1,651	

※全ての機関・団体を調査

②工事希望型指名競争入札の導入

機関・団体	令和元年度調査				構成比				(参考)平成30年度調査				
	本格導入	試行導入	導入していない		本格導入	試行導入	導入していない		本格導入	試行導入	導入していない		
国	19	6	0	13	100.0%	31.6%	0.0%	68.4%	19	6	0	13	
特殊法人等	125	56	10	59	100.0%	44.8%	8.0%	47.2%	124	54	9	61	
地方公共団体	都道府県	47	1	0	46	100.0%	2.1%	0.0%	97.9%	47	0	0	47
	指定都市	20	0	0	20	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	20	0	0	20
	市区町村	1,721	50	14	1,657	100.0%	2.9%	0.8%	96.3%	1,721	44	6	1,671
合計	1,932	113	24	1,795	100.0%	5.8%	1.2%	92.9%	1,931	104	15	1,812	

※全ての機関・団体を調査

③指名競争入札参加者の資格の公表

機関・団体	令和元年度調査					構成比				
	策定している				策定していない	策定している				策定していない
	公表	非公表				公表	非公表			
国	16	16	16	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
特殊法人等	118	116	116	0	2	100.0%	98.3%	98.3%	0.0%	1.7%
地方公共団体	都道府県	40	40	40	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
	指定都市	18	18	18	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
	市区町村	1,697	1,619	1,584	35	78	100.0%	95.4%	93.3%	2.1%
合計	1,889	1,809	1,774	35	80	100.0%	95.8%	93.9%	1.9%	4.2%

機関・団体	(参考)平成30年度調査					
	策定している				策定していない	
	公表	非公表				
国	16	16	16	0	0	
特殊法人等	117	116	116	0	1	
地方公共団体	都道府県	42	41	41	0	1
	指定都市	18	18	18	0	0
	市区町村	1,693	1,612	1,566	46	81
合計	1,886	1,803	1,757	46	83	

※指名競争入札参加資格を「公表済」、「非公表」又は「指名競争入札は導入しているが、指名競争入札参加資格は未策定」のいずれかと回答した機関・団体のみ調査

④指名競争入札参加者の資格を有する者の名簿の公表

機関・団体	令和元年度調査					構成比					
		策定している		策定していない		策定している		策定していない			
		公表	非公表			公表	非公表				
国	16	16	16	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
特殊法人等	118	114	114	0	4	100.0%	96.6%	96.6%	0.0%	3.4%	
地方公共団体	都道府県	40	39	39	0	1	100.0%	97.5%	97.5%	0.0%	2.5%
	指定都市	18	18	18	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	1,697	1,617	1,508	109	80	100.0%	95.3%	88.9%	6.4%	4.7%
合計	1,889	1,804	1,695	109	85	100.0%	95.5%	89.7%	5.8%	4.5%	

機関・団体	(参考)平成30年度調査					
		策定している		策定していない		
		公表	非公表			
国	16	16	16	0	0	
特殊法人等	117	116	116	0	1	
地方公共団体	都道府県	42	41	41	0	1
	指定都市	18	18	18	0	0
	市区町村	1,693	1,611	1,493	118	82
合計	1,886	1,802	1,684	118	84	

※指名競争入札参加資格を「公表済」、「非公表」又は「指名競争入札は導入しているが、指名競争入札参加資格は未策定」のいずれかと回答した機関・団体のみ調査

⑤指名競争入札の指名基準の公表

機関・団体	令和元年度調査					構成比					
		策定している		策定していない		策定している		策定していない			
		公表	非公表			公表	非公表				
国	16	16	16	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
特殊法人等	118	113	113	0	5	100.0%	95.8%	95.8%	0.0%	4.2%	
地方公共団体	都道府県	40	40	40	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	18	18	18	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	1,697	1,560	1,452	108	137	100.0%	91.9%	85.6%	6.4%	8.1%
合計	1,889	1,747	1,639	108	142	100.0%	92.5%	86.8%	5.7%	7.5%	

機関・団体	(参考)平成30年度調査					
		策定している		策定していない		
		公表	非公表			
国	16	16	16	0	0	
特殊法人等	117	114	113	1	3	
地方公共団体	都道府県	42	41	41	0	1
	指定都市	18	18	18	0	0
	市区町村	1,693	1,543	1,429	114	150
合計	1,886	1,732	1,617	115	154	

※指名競争入札参加資格を「公表済」、「非公表」又は「指名競争入札は導入しているが、指名競争入札参加資格は未策定」のいずれかと回答した機関・団体のみ調査

⑥指名競争入札の指名業者名の公表

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査			
	事後公表	事前公表	非公表	事後公表	事前公表	非公表	事後公表	事前公表	非公表	
国	16	16	0	100.0%	100.0%	0.0%	16	16	0	
特殊法人等	118	116	0	100.0%	98.3%	0.0%	117	117	0	
地方公共団体	都道府県	40	38	2	100.0%	95.0%	5.0%	42	38	4
	指定都市	18	15	3	100.0%	83.3%	16.7%	18	14	4
	市区町村	1,697	1,436	243	100.0%	84.6%	14.3%	1,693	1,410	261
合計	1,889	1,621	248	100.0%	85.8%	13.1%	1,886	1,595	269	

※指名競争入札参加資格を「公表済」、「非公表」又は「指名競争入札は導入しているが、指名競争入札参加資格は未策定」のいずれかと回答した機関・団体のみ調査

⑦指名競争入札の指名理由の公表

機関・団体	令和元年度調査			構成比		(参考)平成30年度調査	
	公表	非公表		公表	非公表	公表	非公表
国	16	16	0	100.0%	0.0%	16	0
特殊法人等	118	116	2	100.0%	1.7%	117	0
地方公共団体	都道府県	40	0	100.0%	0.0%	42	1
	指定都市	18	0	100.0%	0.0%	18	0
	市区町村	1,697	336	100.0%	19.8%	1,693	348
合計	1,889	338	100.0%	17.9%	1,886	349	

※指名競争入札参加資格を「公表済」、「非公表」又は「指名競争入札は導入しているが、指名競争入札参加資格は未策定」のいずれかと回答した機関・団体のみ調査

⑧指名競争入札における指名されなかった業者から求められた場合の非指名理由の回答

機関・団体	令和元年度調査			構成比		(参考)平成30年度調査	
	回答する	回答しない		回答する	回答しない	回答する	回答しない
国	16	0	100.0%	100.0%	0.0%	16	0
特殊法人等	118	0	100.0%	100.0%	0.0%	117	0
地方公共団体	都道府県	40	0	100.0%	0.0%	42	1
	指定都市	18	0	100.0%	0.0%	18	0
	市区町村	1,697	320	100.0%	18.9%	1,693	357
合計	1,889	320	100.0%	16.9%	1,886	358	

※指名競争入札参加資格を「公表済」、「非公表」又は「指名競争入札は導入しているが、指名競争入札参加資格は未策定」のいずれかと回答した機関・団体のみ調査

⑨公募型指名競争入札に参加しようとした者の名称の公表

機関・団体	令和元年度調査			構成比		(参考)平成30年度調査	
	公表	非公表		公表	非公表	公表	非公表
国	4	0	100.0%	100.0%	0.0%	4	0
特殊法人等	29	2	100.0%	93.1%	6.9%	23	0
地方公共団体	都道府県	8	1	100.0%	12.5%	8	1
	指定都市	4	1	100.0%	25.0%	4	1
	市区町村	271	46	100.0%	17.0%	241	60
合計	316	50	100.0%	15.8%	280	62	

※公募型指名競争入札を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答した機関・団体のみを調査

⑩公募型指名競争入札における指名されなかった者の名称の公表

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査			
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表		
国	4	4	0	100.0%	100.0%	0.0%	4	4	0	
特殊法人等	29	27	2	100.0%	93.1%	6.9%	23	23	0	
地方公共団体	都道府県	8	6	2	100.0%	75.0%	25.0%	8	5	3
	指定都市	4	2	2	100.0%	50.0%	50.0%	4	2	2
	市区町村	271	185	86	100.0%	68.3%	31.7%	241	126	115
合計	316	224	92	100.0%	70.9%	29.1%	280	160	120	

※公募型指名競争入札を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答した機関・団体のみを調査

⑪公募型指名競争入札における指名されなかった者の及び非指名理由の公表

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査			
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表		
国	4	4	0	100.0%	100.0%	0.0%	4	4	0	
特殊法人等	29	27	2	100.0%	93.1%	6.9%	23	23	0	
地方公共団体	都道府県	8	6	2	100.0%	75.0%	25.0%	8	5	3
	指定都市	4	2	2	100.0%	50.0%	50.0%	4	2	2
	市区町村	271	179	92	100.0%	66.1%	33.9%	241	119	122
合計	316	218	98	100.0%	69.0%	31.0%	280	153	127	

※公募型指名競争入札を「本格的に導入している」又は「試行的に導入している」と回答した機関・団体のみを調査

⑫指名停止基準の公表

機関・団体	令和元年度調査				構成比				(参考)平成30年度調査				
	公表	非公表	策定していない		公表	非公表	策定していない		公表	非公表	策定していない		
国	19	16	1	2	100.0%	84.2%	5.3%	10.5%	19	16	1	2	
特殊法人等	125	119	2	4	100.0%	95.2%	1.6%	3.2%	124	119	2	3	
地方公共団体	都道府県	47	47	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	47	47	0	0
	指定都市	20	20	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	20	20	0	0
	市区町村	1,721	1,480	132	109	100.0%	86.0%	7.7%	6.3%	1,721	1,392	210	119
合計	1,932	1,682	135	115	100.0%	87.1%	7.0%	6.0%	1,931	1,594	213	124	

※全ての機関・団体を調査

⑬指名停止を受けた者の名称、期間、理由の公表

機関・団体	令和元年度調査				構成比				(参考)平成30年度調査				
	名称、期間、理由の公表	名称、期間の公表	非公表		名称、期間、理由の公表	名称、期間の公表	非公表		名称、期間、理由の公表	名称、期間の公表	非公表		
国	19	18	0	1	100.0%	94.7%	0.0%	5.3%	19	18	0	1	
特殊法人等	125	119	1	5	100.0%	95.2%	0.8%	4.0%	124	119	1	4	
地方公共団体	都道府県	47	47	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	47	47	0	0
	指定都市	20	20	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	20	20	0	0
	市区町村	1,721	1,270	60	391	100.0%	73.8%	3.5%	22.7%	1,721	1,174	38	509
合計	1,932	1,474	61	397	100.0%	76.3%	3.2%	20.5%	1,931	1,378	39	514	

※全ての機関・団体を調査

⑭指名停止を受けた者からの不服申し出に対する回答

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査			
	回答する	回答しない		回答する	回答しない		回答する	回答しない		
国	19	18	1	100.0%	94.7%	5.3%	19	18	1	
特殊法人等	125	124	1	100.0%	99.2%	0.8%	124	123	1	
地方公共団体	都道府県	47	45	2	100.0%	95.7%	4.3%	47	44	3
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	0.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,499	222	100.0%	87.1%	12.9%	1,721	1,470	251
合計	1,932	1,706	226	100.0%	88.3%	11.7%	1,931	1,675	256	

※全ての機関・団体を調査

4. 入札ボンドの導入方針

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査			
	導入済み	導入していない		導入済み	導入していない		導入済み	導入していない		
国	19	10	9	100.0%	52.6%	47.4%	19	9	10	
特殊法人等	125	103	22	100.0%	82.4%	17.6%	124	103	21	
地方公共団体	都道府県	47	16	31	100.0%	34.0%	66.0%	47	14	33
	指定都市	20	5	15	100.0%	25.0%	75.0%	20	5	15
	市区町村	1,721	221	1,500	100.0%	12.8%	87.2%	1,721	183	1,538
合計	1,932	355	1,577	100.0%	18.4%	81.6%	1,931	314	1,617	

※全ての機関・団体を調査

5. 公正な競争の促進に関する事項

①入札金額の内訳書の提出

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査		
	提出を求めている	提出を求めている	提出を求めている	提出を求めている	提出を求めている	提出を求めている	提出を求めている	提出を求めている	提出を求めている
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0
特殊法人等	125	125	0	100.0%	100.0%	0.0%	124	124	0
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,642	79	100.0%	95.4%	1,721	1,638	83
合計	1,932	1,853	79	100.0%	95.9%	4.1%	1,931	1,848	83

※全ての機関・団体を調査

②一者入札への対応

機関・団体	令和元年度調査				構成比						
	全て有効	全て無効	原則有効(入札の種類で無効)	原則無効(入札の種類で有効)	全て有効	全て無効	原則有効(入札の種類で無効)	原則無効(入札の種類で有効)			
国	19	10	0	9	0	100.0%	52.6%	0.0%	47.4%	0.0%	
特殊法人等	125	110	0	15	0	100.0%	88.0%	0.0%	12.0%	0.0%	
地方公共団体	都道府県	47	10	0	23	14	100.0%	21.3%	0.0%	48.9%	29.8%
	指定都市	20	10	0	9	1	100.0%	50.0%	0.0%	45.0%	5.0%
	市区町村	1,721	571	457	262	431	100.0%	33.2%	26.6%	15.2%	25.0%
合計	1,932	711	457	318	446	100.0%	36.8%	23.7%	16.5%	23.1%	

機関・団体	(参考)平成30年度調査					
	全て有効	全て無効	原則有効(入札の種類で無効)	原則無効(入札の種類で有効)		
国	19	11	0	8	0	
特殊法人等	124	105	0	17	2	
地方公共団体	都道府県	47	8	0	24	15
	指定都市	20	11	0	8	1
	市区町村	1,721	525	541	244	411
合計	1,931	660	541	301	429	

※全ての機関・団体を調査

③一者入札の原因把握等の事後検証の実施状況

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査						
	全ての一者入札案件で事後検証実施	入札監視委員会等から指摘があった案件のみ事後検証実施	事後検証は実施していない	全ての一者入札案件で事後検証実施	入札監視委員会等から指摘があった案件のみ事後検証実施	事後検証は実施していない	全ての一者入札案件で事後検証実施	入札監視委員会等から指摘があった案件のみ事後検証実施	事後検証は実施していない				
国	19	9	8	2	100.0%	47.4%	42.1%	10.5%	19	8	7	4	
特殊法人等	125	60	46	19	100.0%	48.0%	36.8%	15.2%	124	57	45	22	
地方公共団体	都道府県	47	0	17	30	100.0%	0.0%	36.2%	63.8%	47	0	17	30
	指定都市	20	1	4	15	100.0%	5.0%	20.0%	75.0%	20	1	4	15
	市区町村	1,264	17	86	1,161	100.0%	1.3%	6.8%	91.9%	1,180	13	66	1,101
合計	1,475	87	161	1,227	100.0%	5.9%	10.9%	83.2%	1,390	79	139	1,172	

※一者入札案件を「全て有効」、「原則有効(入札の種類で無効)」又は「原則無効(入札の種類で有効)」と回答した機関・団体のみを調査

6. ダンピング対策

①低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入

機関・団体	令和元年度調査					構成比				
	低入札価格調査制度のみ導入	最低制限価格制度のみ導入	左記2つを併用	導入していない		低入札価格調査制度のみ導入	最低制限価格制度のみ導入	左記2つを併用	導入していない	
国	19	19	0	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特殊法人等	125	124	0	1	0	100.0%	99.2%	0.0%	0.8%	0.0%
地方公共団体	都道府県	47	3	0	44	0	100.0%	6.4%	0.0%	93.6%
	指定都市	20	0	0	20	0	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	市区町村	1,721	117	864	645	95	100.0%	6.8%	50.2%	37.5%
合計	1,932	263	864	710	95	100.0%	13.6%	44.7%	36.7%	4.9%

機関・団体	(参考)平成30年度調査				
	低入札価格調査制度のみ導入	最低制限価格制度のみ導入	左記2つを併用	導入していない	
国	19	19	0	0	0
特殊法人等	124	122	0	2	0
地方公共団体	都道府県	47	3	0	44
	指定都市	20	0	0	20
	市区町村	1,721	120	911	581
合計	1,931	264	911	647	109

※全ての機関・団体を調査

②低入札価格調査基準価格を算定する際に「特別なもの」の基準の策定

機関・団体	令和元年度調査				構成比	
	策定している	策定していない		策定している	策定していない	
国	19	5	14	100.0%	26.3%	
特殊法人等	125	31	94	100.0%	24.8%	
地方公共団体	都道府県	47	5	42	100.0%	
	指定都市	20	1	19	100.0%	
	市区町村	762	125	637	100.0%	
合計	973	167	806	100.0%	82.8%	

※「低入札価格調査制度のみ導入」又は「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用」と回答した機関・団体のみを調査

③低入札価格調査制度を導入している機関・団体の特別重点調査制度の導入状況

機関・団体	令和元年度調査			構成比	
	導入している	導入していない		導入している	導入していない
国	19	7	12	100.0%	36.8%
特殊法人等	125	92	33	100.0%	73.6%
地方公共団体	都道府県	47	13	34	100.0%
	指定都市	20	2	18	100.0%
	市区町村	762	37	725	100.0%
合計	973	151	822	100.0%	84.5%

※「低入札価格調査制度のみ導入」又は「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用」と回答した機関・団体のみを調査

④低入札価格調査制度を導入している機関・団体の最低価格者を落札者とし、失格基準の策定状況

機関・団体	令和元年度調査					構成比					
	失格基準価格を策定	失格基準価格以外の排除基準を策定	左記2つを併用	策定していない	失格基準価格を策定	失格基準価格以外の排除基準を策定	左記2つを併用	策定していない			
国	19	0	3	0	16	100.0%	0.0%	15.8%	0.0%	84.2%	
特殊法人等	125	1	46	1	77	100.0%	0.8%	36.8%	0.8%	61.6%	
地方公共団体	都道府県	47	29	2	12	4	100.0%	61.7%	4.3%	25.5%	8.5%
	指定都市	20	15	0	3	2	100.0%	75.0%	0.0%	15.0%	10.0%
	市区町村	762	448	39	55	220	100.0%	58.8%	5.1%	7.2%	28.9%
合計	973	493	90	71	319	100.0%	50.7%	9.2%	7.3%	32.8%	

機関・団体	(参考)平成30年度調査					
	失格基準価格を策定	失格基準価格以外の排除基準を策定	左記2つを併用	策定していない		
国	19	0	3	0	16	
特殊法人等	124	0	48	2	74	
地方公共団体	都道府県	47	27	2	15	3
	指定都市	20	14	0	3	3
	市区町村	701	401	45	46	209
合計	911	442	98	66	305	

※「低入札価格調査制度のみ導入」又は「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用」と回答した機関・団体のみを調査

⑤低入札価格調査基準価格の算定式

機関・団体	令和元年度調査					構成比					
	独自モデル(平成31年3月中央公契連モデル以上の水準)	平成31年3月中央公契連モデルを採用	算定式非公表	左記以外	独自モデル(平成31年3月中央公契連モデル以上の水準)	平成31年3月中央公契連モデルを採用	算定式非公表	左記以外			
国	19	0	15	0	4	100.0%	0.0%	78.9%	0.0%	21.1%	
特殊法人等	125	1	72	0	52	100.0%	0.8%	57.6%	0.0%	41.6%	
地方公共団体	都道府県	47	17	23	1	6	100.0%	36.2%	48.9%	2.1%	12.8%
	指定都市	20	3	5	0	12	100.0%	15.0%	25.0%	0.0%	60.0%
	市区町村	762	37	219	50	456	100.0%	4.9%	28.7%	6.6%	59.8%
合計	973	58	334	51	530	100.0%	6.0%	34.3%	5.2%	54.5%	

機関・団体	(参考)平成30年度調査					
	独自モデル(平成29年4月中央公契連モデル以上の水準)	平成29年4月中央公契連モデルを採用	算定式非公表	左記以外		
国	19	1	14	0	4	
特殊法人等	124	2	100	0	22	
地方公共団体	都道府県	47	14	21	1	11
	指定都市	20	3	6	0	11
	市区町村	701	57	288	47	309
合計	911	77	429	48	357	

※「低入札価格調査制度のみ導入」又は「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用」と回答した機関・団体のみを調査

⑥低入札価格調査対象業務の適性履行確保対策（複数回答）

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査										
		配置技術者の増員		履行保証割合の引き上げ		前払金の引き下げ		施工後の工事コスト調査の実施		粗雑工事に対するの 指名停止措置の強化		
国	19	7	(36.8%)	9	(47.4%)	9	(47.4%)	5	(26.3%)	6	(31.6%)	
特殊法人等	125	8	(6.4%)	41	(32.8%)	33	(26.4%)	11	(8.8%)	45	(36.0%)	
地方公共団体	都道府県	47	36	(76.6%)	32	(68.1%)	26	(55.3%)	18	(38.3%)	5	(10.6%)
	指定都市	20	8	(40.0%)	10	(50.0%)	7	(35.0%)	6	(30.0%)	0	(0.0%)
	市区町村	762	132	(17.3%)	214	(28.1%)	134	(17.6%)	47	(6.2%)	32	(4.2%)
合計	973	191	(19.6%)	306	(31.4%)	209	(21.5%)	87	(8.9%)	88	(9.0%)	

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査										
		技術検査回数の増加		モニターカメラ等の設置		不可視部分の出来形管理 のためのビデオ撮影		後工事に対するの単価合意		施工体制確認型総合 評価落札方式を実施		
国	19	7	(36.8%)	2	(10.5%)	2	(10.5%)	4	(21.1%)	7	(36.8%)	
特殊法人等	125	54	(43.2%)	1	(0.8%)	0	(0.0%)	8	(6.4%)	25	(20.0%)	
地方公共団体	都道府県	47	26	(55.3%)	1	(2.1%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	9	(19.1%)
	指定都市	20	8	(40.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
	市区町村	762	97	(12.7%)	1	(0.1%)	0	(0.0%)	5	(0.7%)	16	(2.1%)
合計	973	192	(19.7%)	5	(0.5%)	2	(0.2%)	17	(1.7%)	57	(5.9%)	

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査								
		施工体制の点検頻度の増加		監督及び検査の強化		主任（監理）技術者と 現場代理人の兼任不可		その他		
国	19	5	(26.3%)	11	(57.9%)	2	(10.5%)	2	(10.5%)	
特殊法人等	125	38	(30.4%)	42	(33.6%)	1	(0.8%)	33	(26.4%)	
地方公共団体	都道府県	47	10	(21.3%)	29	(61.7%)	14	(29.8%)	22	(46.8%)
	指定都市	20	2	(10.0%)	8	(40.0%)	2	(10.0%)	8	(40.0%)
	市区町村	762	87	(11.4%)	210	(27.6%)	65	(8.5%)	132	(17.3%)
合計	973	142	(14.6%)	300	(30.8%)	84	(8.6%)	197	(20.2%)	

※「低入札価格調査制度のみ導入」又は「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用」と回答した機関・団体のみを調査（「特段対策を講じていない」は非表示）

⑦最低制限価格の算定式

機関・団体		令和元年度調査					構成比						
		独自モデル (平成31年3月 中央公契連モデル 以上の水準)	平成31年3月 中央公契連モデル を採用	算定式非公表	変動型最低制限 価格制度を採用	左記以外	独自モデル (平成31年3月 中央公契連モデル 以上の水準)	平成31年3月 中央公契連モデル を採用	算定式非公表	変動型最低制限 価格制度を採用	左記以外		
地方公共団体	都道府県	44	16	14	3	0	11	100.0%	36.4%	31.8%	6.8%	0.0%	25.0%
	指定都市	20	3	3	1	0	13	100.0%	15.0%	15.0%	5.0%	0.0%	65.0%
	市区町村	1,509	59	351	197	31	871	100.0%	3.9%	23.3%	13.1%	2.1%	57.7%
合計		1,573	78	368	201	31	895	100.0%	5.0%	23.4%	12.8%	2.0%	56.9%

機関・団体		(参考)平成30年度調査					
		独自モデル (平成29年4月 中央公契連モデル 以上の水準)	平成29年4月 中央公契連モデル を採用	算定式非公表	変動型最低制限 価格制度を採用	左記以外	
地方公共団体	都道府県	44	14	12	4	0	14
	指定都市	20	3	5	1	0	11
	市区町村	1,492	97	465	221	0	709
合計		1,556	114	482	226	0	734

※「最低制限価格制度のみ導入」又は「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用」と回答した地方公共団体のみを調査

7. 予定価格等の公表

① 予定価格等の公表時期

機関・団体		令和元年度調査						
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部案件で事後公表	原則非公表、一部案件で事前公表
国		19	17	0	0	1	1	0
特殊法人等		125	119	1	0	2	3	0
地方公共団体	都道府県	47	16	8	9	0	0	0
	指定都市	20	7	8	1	0	0	0
	市区町村	1,721	665	213	83	646	90	16
合計		1,932	824	230	93	664	20	8

機関・団体		構成比						
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部案件で事後公表	原則非公表、一部案件で事前公表
国		100.0%	89.5%	0.0%	0.0%	5.3%	5.3%	0.0%
特殊法人等		100.0%	95.2%	0.8%	0.0%	1.6%	2.4%	0.0%
地方公共団体	都道府県	100.0%	34.0%	17.0%	19.1%	29.8%	0.0%	0.0%
	指定都市	100.0%	35.0%	40.0%	5.0%	20.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	100.0%	38.6%	12.4%	4.8%	37.5%	5.2%	0.9%
合計		100.0%	42.7%	11.9%	4.8%	34.4%	4.8%	1.0%

機関・団体		(参考)平成30年度調査						
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部案件で事後公表	原則非公表、一部案件で事前公表
国		19	18	0	0	1	0	0
特殊法人等		124	118	1	0	2	3	0
地方公共団体	都道府県	47	17	7	9	0	0	0
	指定都市	20	7	7	2	0	0	0
	市区町村	1,721	669	198	78	651	100	16
合計		1,931	829	213	89	669	103	9

※全ての機関・団体を調査

② 予定価格等の精算内訳の公表

機関・団体		令和元年度調査			構成比		(参考)平成30年度調査			
		公表	非公表		公表	非公表	公表	非公表		
国		19	7	12	100.0%	36.8%	63.2%	19	7	12
特殊法人等		125	84	41	100.0%	67.2%	32.8%	124	92	32
地方公共団体	都道府県	47	37	10	100.0%	78.7%	21.3%	47	37	10
	指定都市	20	16	4	100.0%	80.0%	20.0%	20	15	5
	市区町村	1,721	247	1,474	100.0%	14.4%	85.6%	1,721	240	1,481
合計		1,932	391	1,541	100.0%	20.2%	79.8%	1,931	391	1,540

※全ての機関・団体を調査

③低入札価格調査基準価格の公表

機関・団体		令和元年度調査						
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部の案件で事後公表	原則非公表、一部の案件で事前公表
国		19	15	0	0	2	2	0
特殊法人等		125	118	0	0	5	2	0
地方公共団体	都道府県	47	42	0	0	2	1	0
	指定都市	20	20	0	0	0	0	0
	市区町村	762	503	6	3	53	9	2
合計		973	698	6	3	55	14	2

機関・団体		構成比						
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部の案件で事後公表	原則非公表、一部の案件で事前公表
国		100.0%	78.9%	0.0%	0.0%	10.5%	10.5%	0.0%
特殊法人等		100.0%	94.4%	0.0%	0.0%	4.0%	1.6%	0.0%
地方公共団体	都道府県	100.0%	89.4%	0.0%	0.0%	4.3%	2.1%	0.0%
	指定都市	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	100.0%	66.0%	0.8%	0.4%	7.0%	1.2%	0.3%
合計		100.0%	71.7%	0.6%	0.3%	5.7%	1.4%	0.2%

機関・団体		(参考)平成30年度調査						
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部の案件で事後公表	原則非公表、一部の案件で事前公表
国		19	15	0	0	2	2	0
特殊法人等		124	118	0	0	4	2	0
地方公共団体	都道府県	47	42	0	0	2	1	0
	指定都市	20	20	0	0	0	0	0
	市区町村	701	454	5	2	53	9	1
合計		911	649	5	2	55	14	1

※「低入札価格調査制度のみ導入」又は「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用」と回答した機関・団体のみを調査

④最低制限価格制度の公表

機関・団体		令和元年度調査						
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部の案件で事後公表	原則非公表、一部の案件で事前公表
地方公共団体	都道府県	44	38	1	0	2	0	0
	指定都市	20	19	0	0	1	0	0
	市区町村	1,509	943	15	7	136	21	3
合計		1,573	1,000	16	7	139	21	3

機関・団体		構成比							
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部の案件で事後公表	原則非公表、一部の案件で事前公表	
地方公共団体	都道府県	100.0%	86.4%	2.3%	0.0%	4.5%	6.8%	0.0%	0.0%
	指定都市	100.0%	95.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	100.0%	62.5%	1.0%	0.5%	9.0%	25.4%	1.4%	0.2%
合計		100.0%	63.6%	1.0%	0.4%	8.8%	24.6%	1.3%	0.2%

機関・団体		(参考) 平成30年度調査							
		全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部の案件で事後公表	原則非公表、一部の案件で事前公表	
地方公共団体	都道府県	44	39	0	0	2	3	0	0
	指定都市	20	19	0	0	1	0	0	0
	市区町村	1,492	920	14	5	132	400	21	0
合計		1,556	978	14	5	135	403	21	0

※「最低制限価格制度のみ導入」又は「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用」と回答した地方公共団体のみを調査

⑤低入札価格調査制度を導入している機関・団体の契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の算定式等の公表

機関・団体		令和元年度調査				構成比				(参考) 平成30年度調査			
		公表	非公表	未策定		公表	非公表	未策定		公表	非公表	未策定	
国		19	19	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	19	17	2	0
特殊法人等		125	121	3	1	100.0%	96.8%	2.4%	0.8%	124	120	3	1
地方公共団体	都道府県	47	46	1	0	100.0%	97.9%	2.1%	0.0%	47	46	1	0
	指定都市	20	20	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	20	20	0	0
	市区町村	762	641	51	70	100.0%	84.1%	6.7%	9.2%	701	586	41	74
合計		973	847	55	71	100.0%	87.1%	5.7%	7.3%	911	789	47	75

※「低入札価格調査制度のみ導入」又は「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用」と回答した機関・団体のみを調査

⑥低入札価格調査制度を導入している機関・団体の低入札価格調査要領の公表

機関・団体		令和元年度調査				構成比				(参考) 平成30年度調査			
		公表	非公表	未策定		公表	非公表	未策定		公表	非公表	未策定	
国		19	15	4	0	100.0%	78.9%	21.1%	0.0%	19	15	4	0
特殊法人等		125	123	2	0	100.0%	98.4%	1.6%	0.0%	124	122	2	0
地方公共団体	都道府県	47	46	1	0	100.0%	97.9%	2.1%	0.0%	47	46	1	0
	指定都市	20	20	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	20	20	0	0
	市区町村	762	625	86	51	100.0%	82.0%	11.3%	6.7%	701	568	85	48
合計		973	829	93	51	100.0%	85.2%	9.6%	5.2%	911	771	92	48

※「低入札価格調査制度のみ導入」又は「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用」と回答した機関・団体のみを調査

⑦低入札価格調査制度を導入している機関・団体の低入札価格調査結果概要の公表

機関・団体	令和元年度調査				構成比			(参考)平成30年度調査		
	公表	非公表			公表	非公表		公表	非公表	
国	19	15	4	100.0%	78.9%	21.1%	19	14	5	
特殊法人等	125	122	3	100.0%	97.6%	2.4%	124	119	5	
地方公共団体	都道府県	47	42	5	100.0%	89.4%	10.6%	47	41	6
	指定都市	20	17	3	100.0%	85.0%	15.0%	20	16	4
	市区町村	762	436	326	100.0%	57.2%	42.8%	701	390	311
合計	973	632	341	100.0%	65.0%	35.0%	911	580	331	

※「低入札価格調査制度のみ導入」又は「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用」と回答した機関・団体のみを調査

⑧低入札価格調査制度を導入している機関・団体の低入札価格調査経緯の公表

機関・団体	令和元年度調査				構成比			(参考)平成30年度調査		
	公表	非公表			公表	非公表		公表	非公表	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0	
特殊法人等	125	123	2	100.0%	98.4%	1.6%	124	124	0	
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	0.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	0.0%	20	20	0
	市区町村	762	698	64	100.0%	91.6%	8.4%	701	641	60
合計	973	907	66	100.0%	93.2%	6.8%	911	851	60	

※「低入札価格調査制度のみ導入」又は「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用」と回答した機関・団体のみを調査

⑨最低制限価格制度を採用している機関・団体の最低制限価格未滿の入札者の名称の公表

機関・団体	令和元年度調査				構成比			(参考)平成30年度調査		
	公表	非公表			公表	非公表		公表	非公表	
地方公共団体	都道府県	44	44	0	100.0%	100.0%	0.0%	44	44	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	0.0%	20	20	0
	市区町村	1,509	1,455	54	100.0%	96.4%	3.6%	1,492	1,444	48
合計	1,573	1,519	54	100.0%	96.6%	3.4%	1,556	1,508	48	

※「最低制限価格制度のみ導入」又は「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用」と回答した地方公共団体のみを調査

⑩発注見通しの公表

機関・団体	令和元年度調査				構成比			(参考)平成30年度調査		
	公表	非公表			公表	非公表		公表	非公表	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0	
特殊法人等	125	125	0	100.0%	100.0%	0.0%	124	124	0	
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	0.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	0.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,705	16	100.0%	99.1%	0.9%	1,721	1,708	13
合計	1,932	1,916	16	100.0%	99.2%	0.8%	1,931	1,918	13	

※全ての機関・団体を調査

⑪入札者名の公表（随意契約を除く）

機関・団体	令和元年度調査			構成比			（参考）平成30年度調査		
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0
特殊法人等	125	124	1	100.0%	99.2%	0.8%	124	124	0
地方公共団体	都道府県	47	0	100.0%	100.0%	0.0%	47	47	0
	指定都市	20	0	100.0%	100.0%	0.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,711	10	100.0%	99.4%	1,721	1,709	12
合計	1,932	1,921	11	100.0%	99.4%	0.6%	1,931	1,919	12

※全ての機関・団体を調査

⑫入札金額の公表（随意契約を除く）

機関・団体	令和元年度調査			構成比			（参考）平成30年度調査		
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0
特殊法人等	125	124	1	100.0%	99.2%	0.8%	124	124	0
地方公共団体	都道府県	47	0	100.0%	100.0%	0.0%	47	47	0
	指定都市	20	0	100.0%	100.0%	0.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,707	14	100.0%	99.2%	1,721	1,705	16
合計	1,932	1,917	15	100.0%	99.2%	0.8%	1,931	1,915	16

※全ての機関・団体を調査

⑬落札者名の公表（随意契約を除く）

機関・団体	令和元年度調査			構成比			（参考）平成30年度調査		
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0
特殊法人等	125	125	0	100.0%	100.0%	0.0%	124	124	0
地方公共団体	都道府県	47	0	100.0%	100.0%	0.0%	47	47	0
	指定都市	20	0	100.0%	100.0%	0.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,719	2	100.0%	99.9%	1,721	1,719	2
合計	1,932	1,930	2	100.0%	99.9%	0.1%	1,931	1,929	2

※全ての機関・団体を調査

⑭落札金額の公表（随意契約を除く）

機関・団体	令和元年度調査			構成比			（参考）平成30年度調査		
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0
特殊法人等	125	125	0	100.0%	100.0%	0.0%	124	124	0
地方公共団体	都道府県	47	0	100.0%	100.0%	0.0%	47	47	0
	指定都市	20	0	100.0%	100.0%	0.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,719	2	100.0%	99.9%	1,721	1,719	2
合計	1,932	1,930	2	100.0%	99.9%	0.1%	1,931	1,929	2

※全ての機関・団体を調査

⑮契約相手方の名称及び住所の公表

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査		
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0
特殊法人等	125	125	0	100.0%	100.0%	0.0%	124	124	0
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,685	36	100.0%	97.9%	1,721	1,679	42
合計	1,932	1,896	36	100.0%	98.1%	1.9%	1,931	1,889	42

※全ての機関・団体を調査

⑯契約金額の公表

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査		
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0
特殊法人等	125	125	0	100.0%	100.0%	0.0%	124	124	0
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,692	29	100.0%	98.3%	1,721	1,687	34
合計	1,932	1,903	29	100.0%	98.5%	1.5%	1,931	1,897	34

※全ての機関・団体を調査

⑰公共工事の名称、場所、種別及び概要の公表

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査		
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0
特殊法人等	125	125	0	100.0%	100.0%	0.0%	124	124	0
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,700	21	100.0%	98.8%	1,721	1,698	23
合計	1,932	1,911	21	100.0%	98.9%	1.1%	1,931	1,908	23

※全ての機関・団体を調査

⑱工事着手時期及び工事完成時期の公表

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査		
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0
特殊法人等	125	125	0	100.0%	100.0%	0.0%	124	124	0
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,674	47	100.0%	97.3%	1,721	1,669	52
合計	1,932	1,885	47	100.0%	97.6%	2.4%	1,931	1,879	52

※全ての機関・団体を調査

⑱契約変更の理由の公表

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査		
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0
特殊法人等	125	124	1	100.0%	99.2%	0.8%	124	124	0
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,363	358	100.0%	79.2%	20.8%	1,721	1,353
合計	1,932	1,573	359	100.0%	81.4%	18.6%	1,931	1,563	368

※全ての機関・団体を調査

⑳変更後の契約金額の公表

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査		
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0
特殊法人等	125	124	1	100.0%	99.2%	0.8%	124	124	0
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,384	337	100.0%	80.4%	19.6%	1,721	1,377
合計	1,932	1,594	338	100.0%	82.5%	17.5%	1,931	1,587	344

※全ての機関・団体を調査

㉑変更後の公共工事の名称、場所、種別及び概要の公表

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査		
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0
特殊法人等	125	124	1	100.0%	99.2%	0.8%	124	124	0
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,391	330	100.0%	80.8%	19.2%	1,721	1,385
合計	1,932	1,601	331	100.0%	82.9%	17.1%	1,931	1,595	336

※全ての機関・団体を調査

㉒変更後の工事着手時期及び工事完成時期の公表

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査		
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0
特殊法人等	125	124	1	100.0%	99.2%	0.8%	124	124	0
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,384	337	100.0%	80.4%	19.6%	1,721	1,377
合計	1,932	1,594	338	100.0%	82.5%	17.5%	1,931	1,587	344

※全ての機関・団体を調査

③ 随意契約の相手方の選定理由の公表

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査		
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0
特殊法人等	125	125	0	100.0%	100.0%	0.0%	124	124	0
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,372	349	100.0%	79.7%	20.3%	1,721	1,360
合計	1,932	1,583	349	100.0%	81.9%	18.1%	1,931	1,570	361

※全ての機関・団体を調査

④ 苦情処理方策の策定及び公表

機関・団体	令和元年度調査				構成比			(参考)平成30年度調査					
	公表	非公表	策定していない		公表	非公表	策定していない	公表	非公表	策定していない			
国	19	12	3	4	100.0%	63.2%	15.8%	21.1%	19	12	3	4	
特殊法人等	125	113	6	6	100.0%	90.4%	4.8%	4.8%	124	111	6	7	
地方公共団体	都道府県	47	43	4	0	100.0%	91.5%	8.5%	0.0%	47	42	4	1
	指定都市	20	18	1	1	100.0%	90.0%	5.0%	5.0%	20	17	1	2
	市区町村	1,721	206	58	1,457	100.0%	12.0%	3.4%	84.7%	1,721	194	55	1,472
合計	1,932	392	72	1,468	100.0%	20.3%	3.7%	76.0%	1,931	376	69	1,486	

※全ての機関・団体を調査

8. 不正行為等に対する措置

①談合と疑うに足りる事実の公正取引委員会への通知

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査		
	通知している	通知していない		通知している	通知していない		通知している	通知していない	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0
特殊法人等	125	125	0	100.0%	100.0%	0.0%	124	124	0
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,714	7	100.0%	99.6%	1,721	1,713	8
合計	1,932	1,925	7	100.0%	99.6%	0.4%	1,931	1,923	8

※全ての機関・団体を調査

②建設業許可行政庁（国土交通大臣又は都道府県知事）への通知

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査		
	通知している	通知していない		通知している	通知していない		通知している	通知していない	
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0
特殊法人等	125	125	0	100.0%	100.0%	0.0%	124	124	0
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,709	12	100.0%	99.3%	1,721	1,700	21
合計	1,932	1,920	12	100.0%	99.4%	0.6%	1,931	1,910	21

※全ての機関・団体を調査

③警察本部との連携、情報交換等

機関・団体	令和元年度調査					構成比					
	連絡協議体制を構築している	日ごろから情報交換している	問題となる事案があれば通知	特に何もしていない		連絡協議体制を構築している	日ごろから情報交換している	問題となる事案があれば通知	特に何もしていない		
国	19	11	1	7	0	100.0%	57.9%	5.3%	36.8%	0.0%	
特殊法人等	125	13	4	106	2	100.0%	10.4%	3.2%	84.8%	1.6%	
地方公共団体	都道府県	47	34	6	7	0	100.0%	72.3%	12.8%	14.9%	0.0%
	指定都市	20	12	1	7	0	100.0%	60.0%	5.0%	35.0%	0.0%
	市区町村	1,721	344	93	1,144	140	100.0%	20.0%	5.4%	66.5%	8.1%
合計	1,932	414	105	1,271	142	100.0%	21.4%	5.4%	65.8%	7.3%	

機関・団体	(参考)平成30年度調査					
	連絡協議体制を構築している	日ごろから情報交換している	問題となる事案があれば通知	特に何もしていない		
国	19	11	1	7	0	
特殊法人等	124	13	5	105	1	
地方公共団体	都道府県	47	35	5	7	0
	指定都市	20	13	1	6	0
	市区町村	1,721	331	96	1,129	165
合計	1,931	403	108	1,254	166	

※全ての機関・団体を調査

④不正行為を行った業者に対する競争参加資格の取り消し

機関・団体	令和元年度調査				構成比				(参考)平成30年度調査				
	取消している	取消していない	案件なし		取消している	取消していない	案件なし		取消している	取消していない	案件なし		
国	19	2	1	16	100.0%	10.5%	5.3%	84.2%	19	2	1	16	
特殊法人等	125	109	0	16	100.0%	87.2%	0.0%	12.8%	124	106	0	18	
地方公共団体	都道府県	47	17	10	20	100.0%	36.2%	21.3%	42.6%	47	13	12	22
	指定都市	20	7	4	9	100.0%	35.0%	20.0%	45.0%	20	7	5	8
	市区町村	1,721	316	107	1,298	100.0%	18.4%	6.2%	75.4%	1,721	274	97	1,350
合計	1,932	451	122	1,359	100.0%	23.3%	6.3%	70.3%	1,931	402	115	1,414	

※全ての機関・団体を調査

⑤不正行為を行った業者に対して一定期間競争参加資格を付与しない

機関・団体	令和元年度調査				構成比				(参考)平成30年度調査				
	取消後一定期間付与しない	取消後期間を定めずに付与	案件なし		取消後一定期間付与しない	取消後期間を定めずに付与	案件なし		取消後一定期間付与しない	取消後期間を定めずに付与	案件なし		
国	19	1	1	17	100.0%	5.3%	5.3%	89.5%	19	1	1	17	
特殊法人等	125	12	97	16	100.0%	9.6%	77.6%	12.8%	124	8	100	16	
地方公共団体	都道府県	47	11	2	34	100.0%	23.4%	4.3%	72.3%	47	11	2	34
	指定都市	20	7	0	13	100.0%	35.0%	0.0%	65.0%	20	7	0	13
	市区町村	1,721	317	31	1,373	100.0%	18.4%	1.8%	79.8%	1,721	274	26	1,421
合計	1,932	348	131	1,453	100.0%	18.0%	6.8%	75.2%	1,931	301	129	1,501	

※全ての機関・団体を調査

⑥談合等に係る違約金条項の導入

機関・団体	令和元年度調査				構成比				(参考)平成30年度調査			
	導入済み	導入していない			導入済み	導入していない			導入済み	導入していない		
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%			19	19	0	
特殊法人等	125	124	1	100.0%	99.2%	0.8%			124	123	1	
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	0.0%		47	47	0	
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	0.0%		20	20	0	
	市区町村	1,721	919	802	100.0%	53.4%	46.6%		1,721	891	830	
合計	1,932	1,129	803	100.0%	58.4%	41.6%			1,931	1,100	831	

※全ての機関・団体を調査

⑦課徴金減免制度の適用があるときの指名停止の軽減措置

機関・団体	令和元年度調査				構成比				(参考)平成30年度調査			
	実施する	実施しない			実施する	実施しない			実施する	実施しない		
国	19	12	7	100.0%	63.2%	36.8%			19	12	7	
特殊法人等	125	100	25	100.0%	80.0%	20.0%			124	103	21	
地方公共団体	都道府県	47	46	1	100.0%	97.9%	2.1%		47	46	1	
	指定都市	20	19	1	100.0%	95.0%	5.0%		20	19	1	
	市区町村	1,721	638	1,083	100.0%	37.1%	62.9%		1,721	597	1,124	
合計	1,932	815	1,117	100.0%	42.2%	57.8%			1,931	777	1,154	

※全ての機関・団体を調査

⑧ 談合情報を得た場合の取扱要領の公表

機関・団体	令和元年度調査				構成比				(参考)平成30年度調査				
	公表	非公表	策定していない		公表	非公表	策定していない		公表	非公表	策定していない		
国	19	13	6	0	100.0%	68.4%	31.6%	0.0%	19	12	7	0	
特殊法人等	125	114	10	1	100.0%	91.2%	8.0%	0.8%	124	113	10	1	
地方公共団体	都道府県	47	37	10	0	100.0%	78.7%	21.3%	0.0%	47	37	10	0
	指定都市	20	17	1	2	100.0%	85.0%	5.0%	10.0%	20	17	1	2
	市区町村	1,721	645	537	539	100.0%	37.5%	31.2%	31.3%	1,721	639	540	542
合計	1,932	826	564	542	100.0%	42.8%	29.2%	28.1%	1,931	818	568	545	

※全ての機関・団体を調査

⑨ 談合に関する発注者の関与を防止するために実施している取組み（複数回答）

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査				
		予定価格を入札書の提出後に作成	外部から不当な働きかけ等があった場合の記録・報告・公表	研修等の実施及び参加によるコンプライアンスの徹底	対策マニュアルの作成・配布	
国	19	5 (26.3%)	12 (63.2%)	13 (68.4%)	5 (26.3%)	
特殊法人等	124	2 (1.6%)	111 (89.5%)	77 (62.1%)	15 (12.1%)	
地方公共団体	都道府県	47	6 (12.8%)	33 (70.2%)	28 (59.6%)	11 (23.4%)
	指定都市	20	3 (15.0%)	17 (85.0%)	15 (75.0%)	7 (35.0%)
	市区町村	1,721	84 (4.9%)	794 (46.1%)	718 (41.7%)	102 (5.9%)
合計	1,931	100 (5.2%)	967 (50.1%)	851 (44.1%)	140 (7.3%)	

機関・団体	(参考)平成30年度調査				
	予定価格を入札書の提出後に作成	外部からの働きかけの記録・報告・公表	研修等	マニュアル	
国	3	12	13	3	
特殊法人等	4	110	70	11	
地方公共団体	都道府県	4	32	25	7
	指定都市	3	18	15	4
	市区町村	83	767	641	70
合計	97	939	764	95	

※全ての機関・団体を調査

9. 検査・成績評定等

①工事の監督基準の公表・策定

機関・団体	令和元年度調査				構成比			(参考)平成30年度調査					
	公表済み	策定してるが非公表	策定していない		公表済み	策定してるが非公表	策定していない	公表済み	策定してるが非公表	策定していない			
国	19	10	4	5	100.0%	52.6%	21.1%	26.3%	19	10	4	5	
特殊法人等	125	103	12	10	100.0%	82.4%	9.6%	8.0%	124	103	11	10	
地方公共団体	都道府県	47	35	11	1	100.0%	74.5%	23.4%	2.1%	47	34	11	2
	指定都市	20	14	5	1	100.0%	70.0%	25.0%	5.0%	20	12	6	2
	市区町村	1,721	505	286	930	100.0%	29.3%	16.6%	54.0%	1,721	485	285	951
合計	1,932	667	318	947	100.0%	34.5%	16.5%	49.0%	1,931	644	317	970	

※全ての機関・団体を調査

②工事監督の実施

機関・団体	令和元年度調査			構成比		(参考)平成30年度調査				
	実施している	実施していない		実施している	実施していない	実施している	実施していない			
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0	
特殊法人等	125	125	0	100.0%	100.0%	0.0%	124	124	0	
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	0.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	0.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,650	71	100.0%	95.9%	4.1%	1,721	1,635	86
合計	1,932	1,861	71	100.0%	96.3%	3.7%	1,931	1,845	86	

※全ての機関・団体を調査

③契約内容に適合した履行がなされない可能性があるとして認められる場合の重点監督体制の整備等の対策の実施

機関・団体	令和元年度調査			構成比		(参考)平成30年度調査				
	実施する	実施しない		実施している	実施していない	実施している	実施していない			
国	19	17	2	100.0%	89.5%	10.5%	19	17	2	
特殊法人等	125	123	2	100.0%	98.4%	1.6%	124	121	3	
地方公共団体	都道府県	47	45	2	100.0%	95.7%	4.3%	47	44	3
	指定都市	20	16	4	100.0%	80.0%	20.0%	20	16	4
	市区町村	1,650	1,086	564	100.0%	65.8%	34.2%	1,635	1,040	595
合計	1,861	1,287	574	100.0%	69.2%	30.8%	1,845	1,238	607	

※工事監督を「実施している」と回答した機関・団体を調査

④工事の検査の実施

機関・団体	令和元年度調査				構成比			(参考)平成30年度調査					
	完成時及び施工の節目に実施	完成時のみ実施	実施していない		完成時及び施工の節目に実施	完成時のみ実施	実施していない	完成時及び施工の節目に実施	完成時のみ実施	実施していない			
国	19	15	4	0	100.0%	78.9%	21.1%	0.0%	19	14	5	0	
特殊法人等	125	115	10	0	100.0%	92.0%	8.0%	0.0%	124	115	9	0	
地方公共団体	都道府県	47	46	1	0	100.0%	97.9%	2.1%	0.0%	47	45	2	0
	指定都市	20	19	1	0	100.0%	95.0%	5.0%	0.0%	20	20	0	0
	市区町村	1,721	1,229	488	4	100.0%	71.4%	28.4%	0.2%	1,721	1,174	540	7
合計	1,932	1,424	504	4	100.0%	73.7%	26.1%	0.2%	1,931	1,368	556	7	

※全ての機関・団体を調査

⑤工事の検査基準の公表

機関・団体	令和元年度調査				構成比				(参考)平成30年度調査				
	公表	非公表	策定していない		公表	非公表	策定していない		公表	非公表	策定していない		
国	19	10	4	5	100.0%	52.6%	21.1%	26.3%	19	10	4	5	
特殊法人等	125	99	17	9	100.0%	79.2%	13.6%	7.2%	124	99	16	9	
地方公共団体	都道府県	47	39	8	0	100.0%	83.0%	17.0%	0.0%	47	37	10	0
	指定都市	20	17	3	0	100.0%	85.0%	15.0%	0.0%	20	16	4	0
	市区町村	1,717	633	450	634	100.0%	36.9%	26.2%	36.9%	1,714	605	446	663
合計	1,928	798	482	648	100.0%	41.4%	25.0%	33.6%	1,924	767	480	677	

※工事検査を「完成時（完成検査）及び施工の節目（中間技術検査）に実施している」又は「完成時のみ実施している」と回答した機関・団体を調査

⑥技術検査要領の公表

機関・団体	令和元年度調査				構成比				(参考)平成30年度調査				
	公表	非公表	策定していない		公表	非公表	策定していない		公表	非公表	策定していない		
国	19	11	1	7	100.0%	57.9%	5.3%	36.8%	19	11	1	7	
特殊法人等	125	96	17	12	100.0%	76.8%	13.6%	9.6%	124	97	17	10	
地方公共団体	都道府県	47	37	9	1	100.0%	78.7%	19.1%	2.1%	47	34	11	2
	指定都市	20	17	1	2	100.0%	85.0%	5.0%	10.0%	20	16	2	2
	市区町村	1,717	393	324	1,000	100.0%	22.9%	18.9%	58.2%	1,714	368	322	1,024
合計	1,928	554	352	1,022	100.0%	28.7%	18.3%	53.0%	1,924	526	353	1,045	

※工事検査を「完成時（完成検査）及び施工の節目（中間技術検査）に実施している」又は「完成時のみ実施している」と回答した機関・団体を調査

⑦技術検査の結果の工事成績評定への反映

機関・団体	令和元年度調査				構成比				(参考)平成30年度調査				
	反映している	反映していない	工事成績評定を実施していない		反映している	反映していない	工事成績評定を実施していない		反映している	反映していない	工事成績評定を実施していない		
国	19	14	0	5	100.0%	73.7%	0.0%	26.3%	19	13	0	6	
特殊法人等	125	113	4	8	100.0%	90.4%	3.2%	6.4%	124	114	2	8	
地方公共団体	都道府県	47	46	1	0	100.0%	97.9%	2.1%	0.0%	47	45	2	0
	指定都市	20	20	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	20	18	2	0
	市区町村	1,717	982	278	457	100.0%	57.2%	16.2%	26.6%	1,714	981	267	466
合計	1,928	1,175	283	470	100.0%	60.9%	14.7%	24.4%	1,924	1,171	273	480	

※工事検査を「完成時（完成検査）及び施工の節目（中間技術検査）に実施している」又は「完成時のみ実施している」と回答した機関・団体を調査

⑧工事の成績評定要領の公表

機関・団体	令和元年度調査				構成比				(参考)平成30年度調査				
	公表	非公表	策定していない		公表	非公表	策定していない		公表	非公表	策定していない		
国	14	10	4	0	100.0%	71.4%	28.6%	0.0%	13	9	4	0	
特殊法人等	117	103	11	3	100.0%	88.0%	9.4%	2.6%	116	104	11	1	
地方公共団体	都道府県	47	47	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	47	47	0	0
	指定都市	20	20	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	20	19	1	0
	市区町村	1,260	653	423	184	100.0%	51.8%	33.6%	14.6%	1,248	625	421	202
合計	1,458	833	438	187	100.0%	57.1%	30.0%	12.8%	1,444	804	437	203	

※工事検査を実施していない発注機関及び成績評定を実施していない発注機関を除く

⑨工事の成績評定の結果の公表

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査			
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表		
国	14	8	6	100.0%	57.1%	42.9%	13	9	4	
特殊法人等	117	110	7	100.0%	94.0%	6.0%	116	109	7	
地方公共団体	都道府県	47	40	7	100.0%	85.1%	14.9%	47	40	7
	指定都市	20	18	2	100.0%	90.0%	10.0%	20	17	3
	市区町村	1,260	470	790	100.0%	37.3%	62.7%	1,248	445	803
合計	1,458	646	812	100.0%	44.3%	55.7%	1,444	620	824	

※工事検査を実施していない発注機関及び成績評定を実施していない発注機関を除く

⑩工事成績データベースの作成

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査			
	公表	非公表		公表	非公表		公表	非公表		
国	14	13	1	100.0%	92.9%	7.1%	13	12	1	
特殊法人等	117	107	10	100.0%	91.5%	8.5%	116	107	9	
地方公共団体	都道府県	47	46	1	100.0%	97.9%	2.1%	47	46	1
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	0.0%	20	20	0
	市区町村	1,260	741	519	100.0%	58.8%	41.2%	1,248	712	536
合計	1,458	927	531	100.0%	63.6%	36.4%	1,444	897	547	

※工事検査を実施していない発注機関及び成績評定を実施していない発注機関を除く

⑪発注者支援データベース・システム（工事実績情報サービスと企業情報のネットワーク）の活用

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査			
	活用している	活用していない		活用している	活用していない		活用している	活用していない		
国	19	8	11	100.0%	42.1%	57.9%	19	8	11	
特殊法人等	125	42	83	100.0%	33.6%	66.4%	124	49	75	
地方公共団体	都道府県	47	40	7	100.0%	85.1%	14.9%	47	41	6
	指定都市	20	15	5	100.0%	75.0%	25.0%	20	15	5
	市区町村	1,721	331	1,390	100.0%	19.2%	80.8%	1,721	339	1,382
合計	1,932	436	1,496	100.0%	22.6%	77.4%	1,931	452	1,479	

※全ての機関・団体を調査

⑫施工体制台帳の写しの提出

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査			
	提出させている	提出させていない		提出させている	提出させていない		提出させている	提出させていない		
国	19	19	0	100.0%	100.0%	0.0%	19	19	0	
特殊法人等	125	125	0	100.0%	100.0%	0.0%	124	124	0	
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	0.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	0.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,718	3	100.0%	99.8%	0.2%	1,721	1,713	8
合計	1,932	1,929	3	100.0%	99.8%	0.2%	1,931	1,923	8	

※全ての機関・団体を調査

⑬適正な施工の確保の方策（ワンデーレスポンス及び三者協議の実施）（複数回答）

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査								
		ワンデーレスポンスの実施		三者協議の実施		設計変更審査会の開催		いずれも実施していない		
国	19	12	(63.2%)	9	(47.4%)	4	(21.1%)	5	(26.3%)	
特殊法人等	124	102	(82.3%)	27	(21.8%)	4	(3.2%)	14	(11.3%)	
地方公共団体	都道府県	47	44	(93.6%)	44	(93.6%)	7	(14.9%)	0	(0.0%)
	指定都市	20	13	(65.0%)	11	(55.0%)	3	(15.0%)	5	(25.0%)
	市区町村	1,721	455	(26.4%)	305	(17.7%)	40	(2.3%)	1,107	(64.3%)
合計	1,931	626	(32.4%)	396	(20.5%)	58	(3.0%)	1,131	(58.6%)	

機関・団体	(参考)平成30年度調査				
	ワンデーレスポンス	三者協議	設計変更審査会	実施していない	
国	12	9	3	6	
特殊法人等	101	24	4	15	
地方公共団体	都道府県	41	42	7	0
	指定都市	15	11	3	3
	市区町村	402	267	28	1,161
合計	571	353	45	1,185	

※全ての機関・団体を調査

⑭個別工事における技術審査の実施

機関・団体	令和元年度調査		構成比		(参考)平成30年度調査		
	実施している	実施していない	実施している	実施していない	実施している	実施していない	
国	19	2	100.0%	10.5%	19	2	
特殊法人等	125	4	100.0%	3.2%	124	4	
地方公共団体	都道府県	47	100.0%	6.4%	47	4	
	指定都市	20	100.0%	15.0%	20	3	
	市区町村	1,721	1,137	100.0%	66.1%	1,721	1,178
合計	1,932	1,149	100.0%	59.5%	1,931	740	1,191

※全ての機関・団体を調査

⑮個別工事における技術審査の実施項目（複数回答）

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査									
		建設業者の同種・類似工事の経験		配置予定技術者の同種・類似工事の経験		工事成績		簡易な施工計画		VE提案に基づく施工計画	
国	17	17	(100.0%)	15	(88.2%)	11	(64.7%)	14	(82.4%)	5	(29.4%)
特殊法人等	121	120	(99.2%)	119	(98.3%)	103	(85.1%)	91	(75.2%)	47	(38.8%)
地方公共団体	都道府県	44	(100.0%)	41	(93.2%)	29	(65.9%)	17	(38.6%)	3	(6.8%)
	指定都市	17	(94.1%)	12	(70.6%)	12	(70.6%)	5	(29.4%)	3	(17.6%)
	市区町村	584	(91.3%)	367	(62.8%)	259	(44.3%)	71	(12.2%)	6	(1.0%)
合計	783	730	(93.2%)	554	(70.8%)	414	(52.9%)	198	(25.3%)	64	(8.2%)

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査		(参考)平成30年度調査					
		その他		建設業者の同種・類似工事の経験	配置予定技術者の同種・類似工事の経験	工事成績	簡単な施工計画	VE提案に基づく施工計画	その他
国	17	5	(29.4%)	17	14	10	14	4	4
特殊法人等	121	9	(7.4%)	119	118	103	93	45	10
地方公共団体	都道府県	44	(15.9%)	43	40	26	14	3	5
	指定都市	17	(5.9%)	16	12	12	6	2	1
	市区町村	584	(2.4%)	496	342	243	62	3	12
合計	783	36	(4.6%)	691	526	394	189	57	32

※技術審査を「実施している」と回答した機関・団体のみ調査

10. 入札参加資格等

①有資格者名簿の作成

機関・団体	令和元年度調査				構成比				(参考)平成30年度調査				
	自ら作成	他発注機関の名簿を活用	作成・活用していない		自ら作成	他発注機関の名簿を活用	作成・活用していない		自ら作成	他発注機関の名簿を活用	作成・活用していない		
国	19	16	3	0	100.0%	84.2%	15.8%	0.0%	19	16	3	0	
特殊法人等	125	13	109	3	100.0%	10.4%	87.2%	2.4%	124	14	108	2	
地方公共団体	都道府県	47	47	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	47	47	0	0
	指定都市	20	20	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	20	20	0	0
	市区町村	1,721	1,459	122	140	100.0%	84.8%	7.1%	8.1%	1,721	1,437	132	152
合計	1,932	1,555	234	143	100.0%	80.5%	12.1%	7.4%	1,931	1,534	243	154	

※全ての機関・団体を調査

②競争参加資格審査(定期)の受付方法

機関・団体	令和元年度調査					構成比							
	全て電子	電子受付後添付書類を郵送	全て紙	紙及び電子	受け付けていない	全て電子	電子受付後添付書類を郵送	全て紙	紙及び電子	受け付けていない			
国	19	4	3	7	4	1	100.0%	21.1%	15.8%	36.8%	21.1%	5.3%	
特殊法人等	122	10	8	3	97	4	100.0%	8.2%	6.6%	2.5%	79.5%	3.3%	
地方公共団体	都道府県	47	1	17	22	7	0	100.0%	2.1%	36.2%	46.8%	14.9%	0.0%
	指定都市	20	0	14	6	0	0	100.0%	0.0%	70.0%	30.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	1,581	93	328	1,062	92	6	100.0%	5.9%	20.7%	67.2%	5.8%	0.4%
合計	1,789	108	370	1,100	200	11	100.0%	6.0%	20.7%	61.5%	11.2%	0.6%	

機関・団体	(参考)平成30年度調査					
	全て電子	電子受付後添付書類を郵送	全て紙	紙及び電子	受け付けていない	
国	18	6	3	7	2	
特殊法人等	121	11	18	7	85	
地方公共団体	都道府県	47	1	18	23	5
	指定都市	20	0	14	6	0
	市区町村	1,569	96	323	1,071	79
合計	1,775	114	376	1,114	171	

※有資格者名簿を「自ら作成」又は「他発注機関の名簿を活用」と回答した機関・団体のみ調査

③競争参加資格審査(定期)の共同受付の実施

機関・団体	令和元年度調査		構成比		(参考)平成30年度調査					
	実施している	実施していない	実施している	実施していない	実施している	実施していない				
国	19	8	11	100.0%	42.1%	57.9%	18	7	11	
特殊法人等	122	29	93	100.0%	23.8%	76.2%	122	28	94	
地方公共団体	都道府県	47	34	13	100.0%	72.3%	27.7%	47	35	12
	指定都市	20	16	4	100.0%	80.0%	20.0%	20	16	4
	市区町村	1,581	1,027	554	100.0%	65.0%	35.0%	1,569	1,055	514
合計	1,789	1,114	675	100.0%	62.3%	37.7%	1,776	1,141	635	

※有資格者名簿を「自ら作成」又は「他発注機関の名簿を活用」と回答した機関・団体のみ調査

④競争参加者の客観点及び主観点

機関・団体	令和元年度調査						構成比					
	客観点及び主観点 で自ら作成	客観点で自ら作 成	主観点で自ら作 成	他発注機関名簿に主 観点を加える	客観点も主観点も利 用していない	客観点及び主観 点で自ら作成	客観点で自ら作 成	主観点で自ら作 成	他発注機関名簿に主 観点を加える	客観点も主観点も利 用していない		
国	19	5	11	0	0	3	100.0%	26.3%	57.9%	0.0%	0.0%	15.8%
特殊法人等	122	10	6	0	0	106	100.0%	8.2%	4.9%	0.0%	0.0%	86.9%
地方公共団体	都道府県	47	47	0	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	20	18	2	0	0	100.0%	90.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	1,581	716	520	13	27	305	100.0%	45.3%	32.9%	0.8%	1.7%
合計	1,789	796	539	13	27	414	100.0%	44.5%	30.1%	0.7%	1.5%	23.1%

機関・団体	(参考)平成30年度調査					
	客観点及び主観 点で自ら作成	客観点で自ら作 成	主観点で自ら作 成	他発注機関名簿に主 観点を加える	客観点も主観点も利 用していない	
国	19	5	11	0	0	3
特殊法人等	122	8	7	0	0	107
地方公共団体	都道府県	47	47	0	0	0
	指定都市	20	18	2	0	0
	市区町村	1,569	690	501	11	32
合計	1,777	768	521	11	32	445

※有資格者名簿を「自ら作成」又は「他発注機関の名簿を活用」と回答した機関・団体のみ調査

⑤有識者名簿の等級区分を定めている場合の公表

機関・団体	令和元年度調査				構成比			(参考)平成30年度調査					
	公表	非公表	定めていない		公表	非公表	定めていない	公表	非公表	定めていない			
国	16	15	1	0	100.0%	93.8%	6.3%	0.0%	16	15	1	0	
特殊法人等	16	16	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	15	14	1	0	
地方公共団体	都道府県	47	46	1	0	100.0%	97.9%	2.1%	0.0%	47	46	1	0
	指定都市	20	19	0	1	100.0%	95.0%	0.0%	5.0%	20	19	0	1
	市区町村	1,276	963	219	94	100.0%	75.5%	17.2%	7.4%	1,234	931	216	87
合計	1,375	1,059	221	95	100.0%	77.0%	16.1%	6.9%	1,332	1,025	219	88	

※有資格者名簿を「自ら作成」、「他発注機関の名簿を活用」のいずれかと回答した機関・団体、又は「有資格者名簿の作成に客観点数及び発注者別評価点を利用している」、「有資格者名簿の作成に客観点数のみを利用している」、「有資格者名簿の作成に自らの発注者別評価点のみを利用している」、「他発注機関の名簿に自らの発注者別評価点を加えている」のいずれかと回答した団体・機関のみ調査

⑥競争参加者の点数の公表

機関・団体	令和元年度調査						構成比					
	合計点及び内訳 を公表	合計点のみ公表	客観点のみ公表	主観点のみ公表	非公表	合計点及び内訳 を公表	合計点のみ公表	客観点のみ公表	主観点のみ公表	非公表		
国	16	9	3	1	0	3	100.0%	56.3%	18.8%	6.3%	0.0%	18.8%
特殊法人等	16	9	2	0	1	4	100.0%	56.3%	12.5%	0.0%	6.3%	25.0%
地方公共団体	都道府県	47	37	8	0	2	100.0%	78.7%	17.0%	0.0%	0.0%	4.3%
	指定都市	20	11	7	0	2	100.0%	55.0%	35.0%	0.0%	0.0%	10.0%
	市区町村	1,276	349	250	49	21	607	100.0%	27.4%	19.6%	3.8%	1.6%
合計	1,375	415	270	50	22	618	100.0%	30.2%	19.6%	3.6%	1.6%	44.9%

機関・団体	(参考)平成30年度調査						
	合計点及び内訳を公表	合計点のみ公表	客観点のみ公表	主観点のみ公表	非公表		
国	16	9	3	1	0	3	
特殊法人等	15	10	1	0	0	4	
地方公共団体	都道府県	47	38	6	1	0	2
	指定都市	20	11	7	0	0	2
	市区町村	1,234	333	242	44	22	593
合計	1,332	401	259	46	22	604	

※有資格者名簿を「自ら作成」、「他発注機関の名簿を活用」のいずれかと回答した機関・団体、又は「有資格者名簿の作成に客観点数及び発注者別評価点を利用している」、「有資格者名簿の作成に客観点数のみを利用している」、「有資格者名簿の作成に自らの発注者別評価点のみを利用している」、「他発注機関の名簿に自らの発注者別評価点を加えている」のいずれかと回答した団体・機関のみ調査

⑦競争参加者の順位の公表

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査			
	実施している	実施していない		実施している	実施していない		実施している	実施していない		
国	16	10	6	100.0%	62.5%	37.5%	16	8	8	
特殊法人等	16	7	9	100.0%	43.8%	56.3%	15	6	9	
地方公共団体	都道府県	47	23	24	100.0%	48.9%	51.1%	47	26	21
	指定都市	20	11	9	100.0%	55.0%	45.0%	20	11	9
	市区町村	1,276	447	829	100.0%	35.0%	65.0%	1,234	424	810
合計	1,375	498	877	100.0%	36.2%	63.8%	1,332	475	857	

※有資格者名簿を「自ら作成」、「他発注機関の名簿を活用」のいずれかと回答した機関・団体、又は「有資格者名簿の作成に客観点数及び発注者別評価点を利用している」、「有資格者名簿の作成に客観点数のみを利用している」、「有資格者名簿の作成に自らの発注者別評価点のみを利用している」、「他発注機関の名簿に自らの発注者別評価点を加えている」のいずれかと回答した団体・機関のみ調査

1.1. 多様な発注方式

①入札契約方式の選択（複数回答）

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査										
		設計・施工一括発注方式		詳細設計付工事発注方式		ECI方式	維持管理付工事発注方式		地域維持型契約方式			
国	19	5	(26.3%)	4	(21.1%)	3	(15.8%)	3	(15.8%)	1	(5.3%)	
特殊法人等	125	43	(34.4%)	11	(8.8%)	4	(3.2%)	5	(4.0%)	0	(0.0%)	
地方公共団体	都道府県	47	22	(46.8%)	8	(17.0%)	0	(0.0%)	3	(6.4%)	22	(46.8%)
	指定都市	20	13	(65.0%)	3	(15.0%)	1	(5.0%)	1	(5.0%)	4	(20.0%)
	市区町村	1,721	223	(13.0%)	15	(0.9%)	15	(0.9%)	19	(1.1%)	10	(0.6%)
合計	1,932	306	(15.8%)	41	(2.1%)	23	(1.2%)	31	(1.6%)	37	(1.9%)	

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査						
		CM方式		事業促進PPP方式				
		ピュア型	アットリスク型					
国	19	3	(15.8%)	0	(0.0%)	3	(15.8%)	
特殊法人等	125	1	(0.8%)	1	(0.8%)	4	(3.2%)	
地方公共団体	都道府県	47	8	(17.0%)	1	(2.1%)	0	(0.0%)
	指定都市	20	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
	市区町村	1,721	21	(1.2%)	3	(0.2%)	8	(0.5%)
合計	1,932	33	(1.7%)	5	(0.3%)	15	(0.8%)	

機関・団体	(参考)平成30年度調査								
	設計・施工一括発注方式	詳細設計付工事発注方式	ECI方式	維持管理付工事発注方式	地域維持型契約方式	CM方式		事業促進PPP方式	
						ピュア型	アットリスク型		
国	5	4	2	3	2	4	1	3	
特殊法人等	47	11	4	5	1	6	1	4	
地方公共団体	都道府県	32	7	0	3	21	9	1	0
	指定都市	11	4	1	1	4	5	0	1
	市区町村	298	15	11	14	41	34	4	3
合計	393	41	18	26	69	58	7	11	

※全ての機関・団体を調査

②落札者の選定方法の選択（複数回答）

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査		(参考)平成30年度調査				
		技術提案・交渉方式		段階的選抜方式				
国	19	4	(21.1%)	3	(15.8%)	4	4	
特殊法人等	125	13	(10.4%)	4	(3.2%)	10	5	
地方公共団体	都道府県	47	2	(4.3%)	0	(0.0%)	2	0
	指定都市	20	3	(15.0%)	1	(5.0%)	1	1
	市区町村	1,721	62	(3.6%)	5	(0.3%)	64	8
合計	1,932	84	(4.3%)	13	(0.7%)	81	18	

※全ての機関・団体を調査

③VE方式の導入（複数回答）

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査		（参考）平成30年度調査	
		入札時VEを導入	契約後VEを導入	入札時VEを導入	契約後VEを導入
国	19	5 (26.3%)	5 (26.3%)	5	5
特殊法人等	125	94 (75.2%)	35 (28.0%)	97	34
地方公共団体	都道府県	47 (38.3%)	31 (66.0%)	18	32
	指定都市	20 (55.0%)	11 (55.0%)	11	13
	市区町村	1,721 (1.3%)	31 (1.8%)	21	33
合計	1,932	151 (7.8%)	113 (5.8%)	152	117

※全ての機関・団体を調査

1.2. 入札契約の適正化

①公共工事への参入を社会保険等に加入している建設業者に限定する取組（複数回答）

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査				（参考）平成30年度調査					
		定期の競争参加資格審査において限定	個別の発注工事における競争参加資格審査等において限定	実施していない		定期の競争参加資格審査において限定	個別の発注工事における競争参加資格審査等において限定	実施していない			
国	19	17	(89.5%)	7	(36.8%)	2	(10.5%)	17	6	2	
特殊法人等	125	115	(92.0%)	16	(12.8%)	3	(2.4%)	114	16	3	
地方公共団体	都道府県	47	45	(95.7%)	18	(38.3%)	0	(0.0%)	45	19	0
	指定都市	20	20	(100.0%)	7	(35.0%)	0	(0.0%)	20	7	0
	市区町村	1,721	1,066	(61.9%)	246	(14.3%)	512	(29.8%)	1,020	244	542
合計	1,932	1,263	(65.4%)	294	(15.2%)	517	(26.8%)	1,216	292	547	

※全ての機関・団体を調査

②公共工事の下請業者を社会保険等加入業者に限定する取組

機関・団体	令和元年度調査						構成比						
	全ての工事で元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を1次下請業者まで禁止	全ての工事で元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を2次下請業者以降も禁止	一定金額以上の工事で元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を1次下請業者まで禁止	一定金額以上の工事で元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を2次下請業者以降も禁止	実施していない	実施していない	全ての工事で元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を1次下請業者まで禁止	全ての工事で元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を2次下請業者以降も禁止	一定金額以上の工事で元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を1次下請業者まで禁止	一定金額以上の工事で元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を2次下請業者以降も禁止	実施していない		
国	19	4	9	2	0	4	100.0%	21.1%	47.4%	10.5%	0.0%	21.1%	
特殊法人等	125	29	41	31	18	6	100.0%	23.2%	32.8%	24.8%	14.4%	4.8%	
地方公共団体	都道府県	47	20	23	0	1	3	100.0%	42.6%	48.9%	0.0%	2.1%	6.4%
	指定都市	20	8	8	2	0	2	100.0%	40.0%	40.0%	10.0%	0.0%	10.0%
	市区町村	1,721	469	190	111	35	916	100.0%	27.3%	11.0%	6.4%	2.0%	53.2%
合計	1,932	530	271	146	54	931	100.0%	27.4%	14.0%	7.6%	2.8%	48.2%	

機関・団体	（参考）平成30年度調査					
	全ての工事で元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を1次下請業者まで禁止	全ての工事で元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を2次下請業者以降も禁止	一定金額以上の工事で元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を1次下請業者まで禁止	一定金額以上の工事で元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を2次下請業者以降も禁止	実施していない	実施していない
国	19	3	8	2	0	6
特殊法人等	124	26	35	37	18	8
地方公共団体	都道府県	47	17	19	2	9
	指定都市	20	7	5	5	3
	市区町村	1,721	392	143	101	33
合計	1,931	445	210	147	51	1,078

※全ての機関・団体を調査

③一次下請業者に社会保険等未加入業者が確認された場合の当該未加入業者への対応（複数回答）

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査					
		元請企業に対して下請業者への社会保険等の加入指導を行うことを求める	建設業許可行政庁に通報	社会保険等担当部局に通報	指導・通報する体制はない		
国	19	15 (78.9%)	10 (52.6%)	3 (15.8%)	3 (15.8%)		
特殊法人等	125	103 (82.4%)	65 (52.0%)	13 (10.4%)	3 (2.4%)		
地方公共団体	都道府県	47	41 (87.2%)	35 (74.5%)	28 (59.6%)	1 (2.1%)	
	指定都市	20	18 (90.0%)	15 (75.0%)	3 (15.0%)	1 (5.0%)	
	市区町村	1,721	1,109 (64.4%)	95 (5.5%)	91 (5.3%)	543 (31.6%)	
合計	1,932	1,286 (66.6%)	220 (11.4%)	138 (7.1%)	551 (28.5%)		

機関・団体	(参考) 平成30年度調査			
	元請企業に対して下請業者への社会保険等の加入指導を行うことを求める	建設業許可行政庁に通報	社会保険等担当部局に通報	指導・通報する体制はない
国	13	10	2	5
特殊法人等	102	64	12	4
地方公共団体	都道府県	41	33	1
	指定都市	18	13	1
	市区町村	1,055	84	42
合計	1,229	204	81	636

※全ての機関・団体を調査

④二次以下の下請業者に社会保険等未加入業者が確認された場合の当該未加入業者への対応（複数回答）

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査					
		元請企業に対して下請業者への社会保険等の加入指導を行うことを求める	建設業許可行政庁に通報	社会保険等担当部局に通報	指導・通報する体制はない		
国	19	13 (68.4%)	9 (47.4%)	3 (15.8%)	4 (21.1%)		
特殊法人等	125	102 (81.6%)	62 (49.6%)	11 (8.8%)	6 (4.8%)		
地方公共団体	都道府県	47	37 (78.7%)	31 (66.0%)	22 (46.8%)	4 (8.5%)	
	指定都市	20	16 (80.0%)	9 (45.0%)	3 (15.0%)	3 (15.0%)	
	市区町村	1,721	1,037 (60.3%)	72 (4.2%)	43 (2.5%)	637 (37.0%)	
合計	1,932	1,205 (62.4%)	183 (9.5%)	82 (4.2%)	654 (33.9%)		

機関・団体	(参考) 平成30年度調査				
	元請企業に対して下請業者への社会保険等の加入指導を行うことを求める	建設業許可行政庁に通報	社会保険等担当部局に通報	指導・通報する体制はない	
国	11	9	2	6	
特殊法人等	98	62	12	6	
地方公共団体	都道府県	33	30	20	5
	指定都市	13	9	3	4
	市区町村	976	64	33	702
合計	1,131	174	70	723	

※全ての機関・団体を調査

⑤建設業許可行政庁への通報時期（複数回答）

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査										
		発覚時直後		指導直後		指導後、一定期間の猶予を設け、猶予期間内に加入が確認されない時	工事完了までに加入が確認されない時	特に決まりはない				
国	10	4	(40.0%)	2	(20.0%)	7	(70.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	
特殊法人等	65	11	(16.9%)	4	(6.2%)	40	(61.5%)	3	(4.6%)	8	(12.3%)	
地方公共団体	都道府県	35	17	(48.6%)	2	(5.7%)	12	(34.3%)	3	(8.6%)	2	(5.7%)
	指定都市	15	0	(0.0%)	1	(6.7%)	13	(86.7%)	0	(0.0%)	2	(13.3%)
	市区町村	95	14	(14.7%)	4	(4.2%)	38	(40.0%)	6	(6.3%)	38	(40.0%)
合計	220	46	(20.9%)	13	(5.9%)	110	(50.0%)	12	(5.5%)	50	(22.7%)	

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査		
		その他		
国	10	0	(0.0%)	
特殊法人等	65	10	(15.4%)	
地方公共団体	都道府県	35	3	(8.6%)
	指定都市	15	0	(0.0%)
	市区町村	95	0	(0.0%)
合計	220	13	(5.9%)	

機関・団体	（参考）平成30年度調査					
	発覚時直後	指導直後	指導後、一定期間の猶予を設け、猶予期間内に加入が確認されない時	工事完了までに加入が確認されない時	特に決まりはない	その他
国	4	2	6	0	1	0
特殊法人等	11	3	37	3	9	10
地方公共団体	都道府県	16	2	9	3	3
	指定都市	0	1	11	0	2
	市区町村	12	4	30	3	38
合計	43	12	93	9	51	13

※「建設業許可行政庁に通報することとしている」と回答した機関・団体のみ調査

⑥社会保険等担当部局への通報時期（複数回答）

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査										
		発覚時直後		指導直後		指導後、一定期間の猶予を設け、猶予期間内に加入が確認されない時	工事完了までに加入が確認されない時	特に決まりはない				
国	3	1	(33.3%)	0	(0.0%)	2	(66.7%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	
特殊法人等	13	1	(7.7%)	0	(0.0%)	3	(23.1%)	0	(0.0%)	8	(61.5%)	
地方公共団体	都道府県	28	6	(21.4%)	1	(3.6%)	16	(57.1%)	1	(3.6%)	4	(14.3%)
	指定都市	3	2	(66.7%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
	市区町村	91	8	(8.8%)	1	(1.1%)	20	(22.0%)	6	(6.6%)	55	(60.4%)
合計	138	18	(13.0%)	2	(1.4%)	41	(29.7%)	7	(5.1%)	67	(48.6%)	

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査		
			その他	
国	3	0	(0.0%)	
特殊法人等	13	1	(7.7%)	
地方公共団体	都道府県	28	1	(3.6%)
	指定都市	3	1	(33.3%)
	市区町村	91	2	(2.2%)
合計	138	5	(3.6%)	

機関・団体	(参考)平成30年度調査					
	発覚時直後	指導直後	指導後、一定期間の猶予を設け、猶予期間内に加入が確認されない時	工事了りまでに加入が確認されない時	特に決まりはない	その他
国	1	0	1	0	0	0
特殊法人等	2	0	2	0	7	1
地方公共団体	都道府県	8	2	8	1	1
	指定都市	2	0	0	0	1
	市区町村	3	1	14	3	20
合計	16	3	25	4	29	3

※「社会保険等担当部局に通報することとしている」と回答した機関・団体のみ調査

⑦一次下請業者に社会保険等未加入業者が確認された場合の元請業者への対応（複数回答）

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査									
		制裁金の請求	指名停止	工事成績評点の減点	特に決まりはない	その他					
国	15	15	8	8	0	0	(100.0%)	(53.3%)	(53.3%)	(0.0%)	(0.0%)
特殊法人等	119	89	76	81	2	9	(74.8%)	(63.9%)	(68.1%)	(1.7%)	(7.6%)
地方公共団体	都道府県	44	12	35	1	7	(27.3%)	(79.5%)	(77.3%)	(2.3%)	(15.9%)
	指定都市	18	2	15	1	4	(11.1%)	(83.3%)	(77.8%)	(5.6%)	(22.2%)
	市区町村	805	110	242	220	188	223	(13.7%)	(30.1%)	(27.3%)	(23.4%)
合計	1,001	228	376	357	192	243	(22.8%)	(37.6%)	(35.7%)	(19.2%)	(24.3%)

機関・団体	(参考)平成30年度調査					
	制裁金の請求	指名停止	工事成績評点の減点	特に決まりはない	その他	
国	13	8	8	0	0	
特殊法人等	86	74	78	3	8	
地方公共団体	都道府県	12	28	27	3	7
	指定都市	1	13	13	1	3
	市区町村	97	188	171	167	179
合計	209	311	297	174	197	

※「全ての工事で元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を1次下請業者まで禁止している」、「全ての工事で、社会保険未加入業者との契約締結を2次下請業者以降も禁止している」、「一定金額以上の工事で、元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を1次下請業者まで禁止している」、「一定金額以上の工事で、社会保険未加入業者との契約締結を2次下請業者以降も禁止している」のいずれかと回答した機関・団体のみ調査

⑧二次以降の下請業者に社会保険等未加入業者が確認された場合の元請業者への対応（複数回答）

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査									
		制裁金の請求		指名停止		工事成績評点の減点		特に決まりはない		その他	
国	9	9	(100.0%)	5	(55.6%)	6	(66.7%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
特殊法人等	59	43	(72.9%)	34	(57.6%)	38	(64.4%)	1	(1.7%)	8	(13.6%)
地方公共団体	都道府県	24	(20.8%)	18	(75.0%)	15	(62.5%)	2	(8.3%)	7	(29.2%)
	指定都市	8	(25.0%)	5	(62.5%)	6	(75.0%)	1	(12.5%)	3	(37.5%)
	市区町村	225	(11.6%)	55	(24.4%)	61	(27.1%)	58	(25.8%)	61	(27.1%)
合計	325	85	(26.2%)	117	(36.0%)	126	(38.8%)	62	(19.1%)	79	(24.3%)

機関・団体	(参考)平成30年度調査				
	制裁金の請求	指名停止	工事成績評点の減点	特に決まりはない	その他
国	8	5	5	0	0
特殊法人等	40	32	33	1	6
地方公共団体	都道府県	4	11	9	6
	指定都市	0	2	3	3
	市区町村	23	34	46	44
合計	75	84	96	50	64

※「全ての工事で、社会保険未加入業者との契約締結を2次下請業者以降も禁止している」、「一定金額以上の工事で、社会保険未加入業者との契約締結を2次下請業者以降も禁止している」のいずれかと回答した機関・団体のみ調査

⑨請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組み

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査			
	導入している	導入していない		導入している	導入していない		導入している	導入していない		
国	19	16	3	100.0%	84.2%	15.8%	19	14	5	
特殊法人等	125	106	19	100.0%	84.8%	15.2%	124	97	27	
地方公共団体	都道府県	47	25	22	100.0%	53.2%	46.8%	47	20	27
	指定都市	20	7	13	100.0%	35.0%	65.0%	20	5	15
	市区町村	1,721	234	1,487	100.0%	13.6%	86.4%	1,721	164	1,557
合計	1,932	388	1,544	100.0%	20.1%	79.9%	1,931	300	1,631	

※全ての機関・団体を調査

⑩請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組みを導入している場合の対応

機関・団体	令和元年度調査					構成比					
	元請企業に提出させ、承認している	契約締結後一定期間以内に元受企業に提出させている	発注者が必要と認める場合に提出させている	その他		元請企業に提出させ、承認している	契約締結後一定期間以内に元受企業に提出させている	発注者が必要と認める場合に提出させている	その他		
国	16	7	9	0	0	100.0%	43.8%	56.3%	0.0%	0.0%	
特殊法人等	106	41	59	5	1	100.0%	38.7%	55.7%	4.7%	0.9%	
地方公共団体	都道府県	25	4	14	7	0	100.0%	16.0%	56.0%	28.0%	0.0%
	指定都市	7	0	5	2	0	100.0%	0.0%	71.4%	28.6%	0.0%
	市区町村	234	68	84	77	5	100.0%	29.1%	35.9%	32.9%	2.1%
合計	388	120	171	91	6	100.0%	30.9%	44.1%	23.5%	1.5%	

機関・団体	(参考) 平成30年度調査			
	元請企業に提出 させ、承認して いる	契約締結後一定 期間以内に元受 企業に提出させ ている	発注者が必要と 認める場合に提 出させている	その他
国	14	7	7	0
特殊法人等	97	39	52	5
地方公共団体	都道府県	20	4	9
	指定都市	5	1	3
	市区町村	164	47	57
合計	300	98	128	70

※請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組を「導入している」と回答した機関・団体のみ調査

⑪請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組みを導入していない場合の今後の対応予定

機関・団体	令和元年度調査				構成比			令和元年度調査					
	今後導入する ことを決定して いる	検討している が、時期は決 まっていない	今後導入する 予定はない		今後導入する ことを決定して いる	検討している が、時期は決 まっていない	今後導入する 予定はない	今後導入する ことを決定して いる	検討している が、時期は決 まっていない	今後導入する 予定はない			
国	3	0	2	1	100.0%	0.0%	66.7%	33.3%	5	1	2	2	
特殊法人等	19	0	15	4	100.0%	0.0%	78.9%	21.1%	27	3	14	10	
地方公共団体	都道府県	22	0	17	5	100.0%	0.0%	77.3%	22.7%	27	1	17	9
	指定都市	13	1	9	3	100.0%	7.7%	69.2%	23.1%	15	0	10	5
	市区町村	1,487	11	1,019	457	100.0%	0.7%	68.5%	30.7%	1,557	4	562	991
合計	1,544	12	1,062	470	100.0%	0.8%	68.8%	30.4%	1,631	9	605	1,017	

※請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組を「導入している」と回答した機関・団体のみ調査

⑫積算における社会保険料（事業主負担分）の計上

機関・団体	令和元年度調査						構成比					
	国土交通省積算 基準を適用し、 計上している	独自の積算基準 で、現場管理費に 含み計上している	独自の積算基準 で、現場管理費以 外の項目に含み計 上している	計上していない	わからない		国土交通省積算 基準を適用し、 計上している	独自の積算基準 で、現場管理費に 含み計上している	独自の積算基準 で、現場管理費以 外の項目に含み計 上している	計上していない	わからない	
国	19	17	0	1	0	1	100.0%	89.5%	0.0%	5.3%	0.0%	5.3%
特殊法人等	125	117	5	0	1	2	100.0%	93.6%	4.0%	0.0%	0.8%	1.6%
地方公共団体	都道府県	47	47	0	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	20	20	0	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	1,721	1,714	1	0	1	5	100.0%	99.6%	0.1%	0.0%	0.1%
合計	1,932	1,915	6	1	2	8	100.0%	99.1%	0.3%	0.1%	0.1%	0.4%

機関・団体	(参考) 平成30年度調査				
	国土交通省積算基準を適用し、計上している	独自の積算基準で、現場管理費に含み計上している	独自の積算基準で、現場管理費以外の項目に含み計上している	計上していない	わからない
国	19	17	0	1	0
特殊法人等	124	117	5	0	0
地方公共団体	都道府県	47	47	0	0
	指定都市	20	20	0	0
	市区町村	1,721	1,717	2	1
合計	1,931	1,918	7	2	0

※全ての機関・団体を調査

⑬積算における社会保険料(本人負担分)の計上

機関・団体	令和元年度調査				構成比			
	国土交通省労務単価を適用し、計上している	独自の労務単価で、計上している	計上していない	わからない	国土交通省労務単価を適用し、計上している	独自の労務単価で、計上している	計上していない	わからない
国	19	17	1	0	100.0%	89.5%	5.3%	0.0%
特殊法人等	125	122	0	1	100.0%	97.6%	0.0%	0.8%
地方公共団体	都道府県	47	47	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	指定都市	20	20	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	市区町村	1,721	1,713	1	3	100.0%	99.5%	0.1%
合計	1,932	1,919	2	4	100.0%	99.3%	0.1%	0.2%

機関・団体	(参考) 平成30年度調査			
	国土交通省労務単価を適用し、計上している	独自の労務単価で、計上している	計上していない	わからない
国	19	17	1	0
特殊法人等	124	121	1	0
地方公共団体	都道府県	47	47	0
	指定都市	20	20	0
	市区町村	1,721	1,717	3
合計	1,931	1,922	5	0

※全ての機関・団体を調査

⑭資材単価の更新頻度

機関・団体	令和元年度調査					構成比					
	最新単価	3ヶ月以内	6ヶ月以内	12ヶ月以内	それ以上	最新単価	3ヶ月以内	6ヶ月以内	12ヶ月以内	それ以上	
国	19	17	0	0	1	100.0%	89.5%	0.0%	0.0%	5.3%	
特殊法人等	125	99	14	2	9	100.0%	79.2%	11.2%	1.6%	7.2%	
地方公共団体	都道府県	47	32	7	7	0	100.0%	68.1%	14.9%	14.9%	0.0%
	指定都市	20	18	1	1	0	100.0%	90.0%	5.0%	5.0%	0.0%
	市区町村	1,721	1,500	140	39	39	100.0%	87.2%	8.1%	2.3%	2.3%
合計	1,932	1,666	162	49	49	6	100.0%	86.2%	8.4%	2.5%	0.3%

機関・団体	(参考)平成30年度調査				
	最新単価	3ヶ月以内	6ヶ月以内	12ヶ月以内	それ以上
国	18	16	0	0	1
特殊法人等	124	99	12	2	9
地方公共団体	都道府県	47	31	9	6
	指定都市	20	18	1	1
	市区町村	1,721	1,466	154	49
合計	1,930	1,630	176	58	59

※全ての機関・団体を調査

⑮適正な工期を確保するに当たって考慮している事項（複数回答）

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査								
		公共工事に従事する者の休日 (週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)	労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所等の設置等の準備期間	工事完成後の自主検査、清掃等を含む後片付け期間	降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数					
国	19	15	(78.9%)	15	(78.9%)	13	(68.4%)	12	(63.2%)	
特殊法人等	125	52	(41.6%)	77	(61.6%)	70	(56.0%)	27	(21.6%)	
地方公共団体	都道府県	47	45	(95.7%)	42	(89.4%)	41	(87.2%)	43	(91.5%)
	指定都市	20	17	(85.0%)	19	(95.0%)	18	(90.0%)	18	(90.0%)
	市区町村	1,721	635	(36.9%)	773	(44.9%)	577	(33.5%)	731	(42.5%)
合計	1,932	764	(39.5%)	926	(47.9%)	719	(37.2%)	831	(43.0%)	

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査								
		工着手前に発注者が対応すべき事項がある場合の手續に要する期間	当初の見込みより長い工期を要した実績が多いと認められた場合の当該工期の実績	特段考慮している事項はない	その他					
国	19	11	(57.9%)	9	(47.4%)	2	(10.5%)	0	(0.0%)	
特殊法人等	125	50	(40.0%)	27	(21.6%)	28	(22.4%)	1	(0.8%)	
地方公共団体	都道府県	47	22	(46.8%)	10	(21.3%)	0	(0.0%)	3	(6.4%)
	指定都市	20	16	(80.0%)	6	(30.0%)	0	(0.0%)	2	(10.0%)
	市区町村	1,721	465	(27.0%)	346	(20.1%)	506	(29.4%)	52	(3.0%)
合計	1,932	564	(29.2%)	398	(20.6%)	536	(27.7%)	58	(3.0%)	

※全ての機関・団体を調査

⑯電子入札システムの導入

機関・団体	令和元年度調査				構成比			
	本格導入	試行段階	実証実験段階	導入していない	本格導入	試行導入	実証実験段階	導入していない
国	19	14	0	5	100.0%	73.7%	0.0%	26.3%
特殊法人等	125	108	0	17	100.0%	86.4%	0.0%	13.6%
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	1,721	663	24	1,032	100.0%	38.5%	1.4%
合計	1,932	852	24	1,054	100.0%	44.1%	1.2%	54.6%

機関・団体	(参考)平成30年度調査			
	本格導入	実証実験段階	導入していない	
国	19	13	0	6
特殊法人等	124	108	0	16
地方公共団体	都道府県	47	47	0
	指定都市	20	20	0
	市区町村	1,721	666	2
合計	1,931	854	2	1,075

※全ての機関・団体を調査

⑪インターネット上で入札公告等の情報の公表（複数回答）

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査							
		発注見直し情報を公表		入札公告等を公表		落札結果を公表		インターネットで公表していない	
国	19	18	(94.7%)	19	(100.0%)	19	(100.0%)	0	(0.0%)
特殊法人等	125	125	(100.0%)	125	(100.0%)	125	(100.0%)	0	(0.0%)
地方公共団体	都道府県	47	(100.0%)	47	(100.0%)	47	(100.0%)	0	(0.0%)
	指定都市	20	(100.0%)	19	(95.0%)	19	(95.0%)	0	(0.0%)
	市区町村	1,721	(79.1%)	1,167	(67.8%)	1,305	(75.8%)	249	(14.5%)
合計	1,932	1,571	(81.3%)	1,377	(71.3%)	1,515	(78.4%)	249	(12.9%)

機関・団体	(参考)平成30年度調査			
	発注見直し情報を公表	入札公告等を公表	落札結果を公表	インターネットで公表していない
国	18	19	19	0
特殊法人等	124	122	124	0
地方公共団体	都道府県	47	47	0
	指定都市	20	19	0
	市区町村	1,306	1,148	1,274
合計	1,515	1,355	1,483	280

※全ての機関・団体を調査

⑫前払金の実施

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査		
	実施している	実施していない		実施している	実施していない		実施している	実施していない	
国	19	16	3	100.0%	84.2%	15.8%	19	16	3
特殊法人等	125	125	0	100.0%	100.0%	0.0%	124	124	0
地方公共団体	都道府県	47	0	100.0%	100.0%	0.0%	47	47	0
	指定都市	20	0	100.0%	100.0%	0.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,720	1	100.0%	99.9%	0.1%	1,721	1,718
合計	1,932	1,928	4	100.0%	99.8%	0.2%	1,931	1,925	6

※全ての機関・団体を調査

⑱中間前払金の実施

機関・団体	令和元年度調査			構成比			(参考)平成30年度調査			
	実施している	実施していない		実施している	実施していない		実施している	実施していない		
国	19	8	11	100.0%	42.1%	57.9%	19	8	11	
特殊法人等	125	107	18	100.0%	85.6%	14.4%	124	106	18	
地方公共団体	都道府県	47	47	0	100.0%	100.0%	0.0%	47	47	0
	指定都市	20	20	0	100.0%	100.0%	0.0%	20	20	0
	市区町村	1,721	1,413	308	100.0%	82.1%	17.9%	1,721	1,330	391
合計	1,932	1,595	337	100.0%	82.6%	17.4%	1,931	1,511	420	

※全ての機関・団体を調査

⑳不調不落の発生率（[全競争入札の契約件数+全不調不落件数]に対する全不調不落件数の割合）

機関・団体	令和元年度調査			(参考)平成30年度調査	
	全競争入札の契約件数	不調・不落の合計件数	不調・不落の発生率	不調・不落の発生率	
国	16,192	1,990	12.3%	9.6%	
特殊法人等	6,429	1,028	16.0%	16.0%	
地方公共団体	都道府県	99,715	7,474	7.5%	6.5%
	指定都市	22,957	2,011	8.8%	9.0%
	市区町村	160,334	11,544	7.2%	5.7%
合計	305,627	24,047	7.9%	6.6%	

※不調・不落の合計件数÷（一般競争入札による発注件数+指名競争入札による発注件数+不調・不落の合計件数）

㉑週休2日の確保による不稼働日を踏まえた適切な工期の設定を図るための取組

機関・団体	令和元年度調査								
	土日閉所する「完全週休2日」のモデル工事を実施	「週休2日」のモデル工事を実施	土日閉所する「完全週休2日」のモデル工事を検討	「週休2日」のモデル工事を検討	土日閉所する「完全週休2日」のモデル工事を実施していたが取りやめた	「週休2日」のモデル工事を実施していたが取りやめた	具体的な取組みを行っていない	その他	
国	19	2	5	1	1	0	0	8	2
特殊法人等	125	3	9	2	18	0	0	85	8
地方公共団体	都道府県	47	9	35	0	1	0	0	2
	指定都市	20	3	16	0	1	0	0	0
	市区町村	1,721	37	46	38	119	0	3	1,387
合計	1,932	54	111	41	140	0	3	1,480	103

機関・団体	構成比								
	土日閉所する「完全週休2日」のモデル工事を実施	「週休2日」のモデル工事を実施	土日閉所する「完全週休2日」のモデル工事を検討	「週休2日」のモデル工事を検討	土日閉所する「完全週休2日」のモデル工事を実施していたが取りやめた	「週休2日」のモデル工事を実施していたが取りやめた	具体的な取組みを行っていない	その他	
国	100.0%	10.5%	26.3%	5.3%	5.3%	0.0%	0.0%	42.1%	10.5%
特殊法人等	100.0%	2.4%	7.2%	1.6%	14.4%	0.0%	0.0%	68.0%	6.4%
地方公共団体	都道府県	100.0%	19.1%	74.5%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	4.3%
	指定都市	100.0%	15.0%	80.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	100.0%	2.1%	2.7%	2.2%	6.9%	0.0%	0.2%	80.6%
合計	100.0%	2.8%	5.7%	2.1%	7.2%	0.0%	0.2%	76.6%	5.3%

機関・団体	(参考) 平成30年度調査								
	土日閉所する「完全週休2日」のモデル工事を実施	「週休2日」のモデル工事を実施	土日閉所する「完全週休2日」のモデル工事を検討	「週休2日」のモデル工事を検討	土日閉所する「完全週休2日」のモデル工事を実施していたが取りやめた	「週休2日」のモデル工事を実施していたが取りやめた	具体的な取組みを行っていない	その他	
国	19	4	3	0	1	0	0	9	2
特殊法人等	124	1	3	1	12	0	0	97	10
地方公共団体	都道府県	47	13	24	0	6	0	2	2
	指定都市	20	3	6	2	6	0	3	0
	市区町村	1,721	35	16	21	65	1	1,497	85
合計	1,931	56	52	24	90	1	1	1,608	99

※全ての機関・団体を調査

②週休2日事業の実施における間接費（労務費・機械経費・現場管理費・共通仮設費）の補正状況（複数回答）

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査										
		労務費について必要経費を計上		機械経費について必要経費を計上		現場管理費について必要経費を計上		共有仮設費について必要経費を計上		4週8休未満でも実施状況に応じた必要経費を計上		
国	19	5	(26.3%)	5	(26.3%)	5	(26.3%)	5	(26.3%)	3	(15.8%)	
特殊法人等	125	6	(4.8%)	5	(4.0%)	5	(4.0%)	5	(4.0%)	1	(0.8%)	
地方公共団体	都道府県	47	41	(87.2%)	41	(87.2%)	42	(89.4%)	41	(87.2%)	30	(63.8%)
	指定都市	20	6	(30.0%)	5	(25.0%)	11	(55.0%)	11	(55.0%)	6	(30.0%)
	市区町村	1,721	33	(1.9%)	30	(1.7%)	34	(2.0%)	35	(2.0%)	8	(0.5%)
合計	1,932	91	(4.7%)	86	(4.5%)	97	(5.0%)	97	(5.0%)	48	(2.5%)	

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査				
		必要経費を計上していない	その他			
国	19	2	(10.5%)	0	(0.0%)	
特殊法人等	125	3	(2.4%)	2	(1.6%)	
地方公共団体	都道府県	47	1	(2.1%)	0	(0.0%)
	指定都市	20	8	(40.0%)	0	(0.0%)
	市区町村	1,721	39	(2.3%)	2	(0.1%)
合計	1,932	53	(2.7%)	4	(0.2%)	

機関・団体	(参考)平成30年度調査					
	労務費について必要経費を計上	機械経費について必要経費を計上	現場管理費について必要経費を計上	共有仮設費について必要経費を計上	4週8休未満でも実施状況に応じた必要経費を計上	必要経費を計上していない
国	4	4	4	4	3	3
特殊法人等	1	0	0	0	0	2
地方公共団体	都道府県	10	10	30	30	6
	指定都市	0	0	5	5	3
	市区町村	2	3	5	5	43
合計	17	17	44	44	12	57

機関・団体	(参考)平成30年度調査	
	その他	
国	0	
特殊法人等	1	
地方公共団体	都道府県	1
	指定都市	1
	市区町村	2
合計	5	

※「土日を開所する完全週休2日のモデル工事を実施している」又は「週休2日のモデル工事を実施している」と回答した機関・団体のみ調査

③入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合の見積活用（複数回答）

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査				(参考)平成30年度調査	
		入札参加者から工事の全部又は一部について見積を徴収	設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合に設計図書の見直し	入札参加者から工事の全部又は一部について見積を徴収	設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合に設計図書の見直し		
国	19	15 (78.9%)	12 (63.2%)	12	10		
特殊法人等	124	69 (55.6%)	76 (61.3%)	71	72		
地方公共団体	都道府県	47 (36.2%)	24 (51.1%)	17	24		
	指定都市	20 (5.0%)	11 (55.0%)	2	12		
	市区町村	1,721 (32.6%)	888 (51.6%)	525	853		
合計	1,931	663 (34.3%)	1,011 (52.4%)	627	971		

※全ての機関・団体を調査（「見積もりの活用は行っていない」は非表示）

④入札時積算数量書活用方式の導入

機関・団体	令和元年度調査				構成比			(参考)平成30年度調査					
	本格導入	試行導入	導入していない		本格導入	試行導入	導入していない	本格導入	試行導入	導入していない			
国	19	4	4	11	100.0%	21.1%	21.1%	57.9%	19	4	2	13	
特殊法人等	125	17	6	102	100.0%	13.6%	4.8%	81.6%	124	12	4	108	
地方公共団体	都道府県	47	4	6	37	100.0%	8.5%	12.8%	78.7%	47	6	3	38
	指定都市	20	1	1	18	100.0%	5.0%	5.0%	90.0%	20	0	0	20
	市区町村	1,721	164	51	1,506	100.0%	9.5%	3.0%	87.5%	1,721	136	48	1,537
合計	1,932	190	68	1,674	100.0%	9.8%	3.5%	86.6%	1,931	158	57	1,716	

※全ての機関・団体を調査

⑤変更手続きの円滑な実施を目的として、設計変更が可能となる場合等の例及び手続に必要な書類等をまとめた指針の策定

機関・団体	令和元年度調査					構成比					
	策定・活用している	他機関の指針を準用	策定していないが、設計変更している	設計変更を実施していない		策定・活用している	他機関の指針を準用	策定していないが、設計変更している	設計変更を実施していない		
国	19	8	5	3	3	100.0%	42.1%	26.3%	15.8%	15.8%	
特殊法人等	125	47	27	47	4	100.0%	37.6%	21.6%	37.6%	3.2%	
地方公共団体	都道府県	47	47	0	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	20	20	0	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	1,721	402	444	794	81	100.0%	23.4%	25.8%	46.1%	4.7%
合計	1,932	524	476	844	88	100.0%	27.1%	24.6%	43.7%	4.6%	

機関・団体	(参考)平成30年度調査					
	策定・活用している	他機関の指針を準用	策定していないが、設計変更している	設計変更を実施していない		
国	19	9	0	6	4	
特殊法人等	124	50	0	70	4	
地方公共団体	都道府県	47	47	0	0	0
	指定都市	20	20	0	0	0
	市区町村	1,721	382	0	1,209	130
合計	1,931	508	0	1,285	138	

※全ての機関・団体を調査

1.3. 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

①公共工事の入札及び契約に関する法令等の知識を習得させるための職員に対する教育・研修等の開催（複数回答）

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査										
		研修を開催		職場で教育		他機関開催の研修に参加		特段措置を講じていない		その他		
国	19	11	(57.9%)	12	(63.2%)	11	(57.9%)	3	(15.8%)	2	(10.5%)	
特殊法人等	125	26	(20.8%)	52	(41.6%)	118	(94.4%)	2	(1.6%)	4	(3.2%)	
地方公共団体	都道府県	47	45	(95.7%)	22	(46.8%)	26	(55.3%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
	指定都市	20	17	(85.0%)	10	(50.0%)	13	(65.0%)	1	(5.0%)	1	(5.0%)
	市区町村	1,721	299	(17.4%)	441	(25.6%)	1,292	(75.1%)	252	(14.6%)	29	(1.7%)
合計	1,932	398	(20.6%)	537	(27.8%)	1,460	(75.6%)	259	(13.4%)	36	(1.9%)	

機関・団体	(参考) 平成30年度調査					
	研修を開催	職場で教育	他機関開催の研修に参加	特段措置を講じていない	その他	
国	11	12	11	3	2	
特殊法人等	21	49	117	2	5	
地方公共団体	都道府県	45	23	25	0	0
	指定都市	16	10	13	1	1
	市区町村	271	414	1,269	274	28
合計	364	508	1,435	280	36	

※全ての機関・団体を調査

②自ら実施する講習会・研修への他団体職員の受け入れ

機関・団体	令和元年度調査		構成比			(参考) 平成30年度調査				
	受け入れあり	受け入れなし	実施している	実施していない	受け入れあり	受け入れなし				
国	19	3	16	100.0%	15.8%	84.2%	19	3	16	
特殊法人等	125	0	125	100.0%	0.0%	100.0%	124	0	124	
地方公共団体	都道府県	47	42	5	100.0%	89.4%	10.6%	47	40	7
	指定都市	20	0	20	100.0%	0.0%	100.0%	20	0	20
	市区町村	1,721	0	1,721	100.0%	0.0%	100.0%	1,721	0	1,721
合計	1,932	45	1,887	100.0%	2.3%	97.7%	1,931	43	1,888	

※全ての機関・団体を調査

※特殊法人等、政令市及び市区町村は全て「受け入れたことがない」と集計

③他発注者から要請があった場合に要請に応じた支援の実施

機関・団体	令和元年度調査		構成比			(参考) 平成30年度調査				
	受け入れあり	受け入れなし	実施している	実施していない	受け入れあり	受け入れなし				
国	19	4	15	100.0%	21.1%	78.9%	19	4	15	
特殊法人等	125	0	125	100.0%	0.0%	100.0%	124	0	124	
地方公共団体	都道府県	47	35	12	100.0%	74.5%	25.5%	47	34	13
	指定都市	20	0	20	100.0%	0.0%	100.0%	20	0	20
	市区町村	1,721	0	1,721	100.0%	0.0%	100.0%	1,721	0	1,721
合計	1,932	39	1,893	100.0%	2.0%	98.0%	1,931	38	1,893	

※全ての機関・団体を調査

※特殊法人等、政令市及び市区町村は全て「受け入れたことがない」と集計

④発注関係事務のうち、国、都道府県以外の者を活用している発注関係事務（複数回答）

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査										
		設計業務		積算業務		業者選定業務		監督業務		検査業務		
国	19	12	(63.2%)	12	(63.2%)	4	(21.1%)	10	(52.6%)	3	(15.8%)	
特殊法人等	125	115	(92.0%)	112	(89.6%)	2	(1.6%)	55	(44.0%)	12	(9.6%)	
地方公共団体	都道府県	47	38	(80.9%)	42	(89.4%)	1	(2.1%)	45	(95.7%)	7	(14.9%)
	指定都市	20	11	(55.0%)	6	(30.0%)	0	(0.0%)	9	(45.0%)	1	(5.0%)
	市区町村	1,721	964	(56.0%)	747	(43.4%)	28	(1.6%)	559	(32.5%)	184	(10.7%)
合計	1,932	1,140	(59.0%)	919	(47.6%)	35	(1.8%)	678	(35.1%)	207	(10.7%)	

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査		
		活用していない	その他	
国	19	7	(36.8%)	
特殊法人等	125	8	(6.4%)	
地方公共団体	都道府県	47	1	(2.1%)
	指定都市	20	8	(40.0%)
	市区町村	1,721	707	(41.1%)
合計	1,932	731	(37.8%)	

機関・団体	(参考)平成30年度調査						
	設計業務	積算業務	業者選定業務	監督業務	検査業務	活用していない	その他
国	12	12	4	10	3	7	0
特殊法人等	112	110	4	53	9	9	0
地方公共団体	都道府県	40	43	4	43	5	1
	指定都市	12	6	0	9	1	0
	市区町村	925	692	46	517	176	747
合計	1,101	863	58	632	194	771	10

※全ての機関・団体を調査

⑤活用している国、都道府県以外の者（複数回答）

機関・団体	回答した機関・団体数	令和元年度調査										
		設計事務所		総合工事業者		専門工事業者		コンサルタント会社 マネジメント会社		公益法人		
国	12	12	(100.0%)	2	(16.7%)	2	(16.7%)	8	(66.7%)	5	(41.7%)	
特殊法人等	117	110	(94.0%)	6	(5.1%)	4	(3.4%)	53	(45.3%)	2	(1.7%)	
地方公共団体	都道府県	46	33	(71.7%)	0	(0.0%)	1	(2.2%)	31	(67.4%)	36	(78.3%)
	指定都市	12	10	(83.3%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	7	(58.3%)	7	(58.3%)
	市区町村	1,014	890	(87.8%)	69	(6.8%)	51	(5.0%)	672	(66.3%)	427	(42.1%)
合計	1,201	1,055	(87.8%)	77	(6.4%)	58	(4.8%)	771	(64.2%)	477	(39.7%)	

機関・団体		(参考) 平成30年度調査				
		設計事務所	総合工事業者	専門工事業者	コンサルタント会社 マネジメント会社	公益法人
国		12	2	1	9	2
特殊法人等		109	4	1	49	2
地方公共団体	都道府県	34	0	1	32	32
	指定都市	11	0	0	7	5
	市区町村	842	56	38	641	327
合計		1,008	62	41	738	368

※発注関係事務について「国、都道府県以外の者を活用していない」と回答した機関・団体は除く

⑥共同処理制度等の活用

機関・団体		令和元年度調査		構成比			(参考) 平成30年度調査			
		実施したことがある	実施したことはない	実施したことがある	実施したことはない	実施したことがある	実施したことはない			
地方公共団体	都道府県	47	5	42	100.0%	10.6%	89.4%	47	4	43
	指定都市	20	0	20	100.0%	0.0%	100.0%	20	1	19
	市区町村	1,721	93	1,628	100.0%	5.4%	94.6%	1,721	71	1,650
合計		1,788	98	1,690	100.0%	5.5%	94.5%	1,788	76	1,712

※地方公共団体のみを調査

⑦発注関係事務の共同化における活用体制（複数回答）

機関・団体		回答した機関・団体数	令和元年度調査									
			一部事務組合		広域連合		事務の委託		連携協約の締結		その他	
地方公共団体	都道府県	5	0	(0.0%)	0	(0.0%)	2	(40.0%)	0	(0.0%)	3	(60.0%)
	指定都市	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	市区町村	93	20	(21.5%)	15	(16.1%)	35	(37.6%)	16	(17.2%)	25	(26.9%)
合計		98	20	(20.4%)	15	(15.3%)	37	(37.8%)	16	(16.3%)	28	(28.6%)

機関・団体		(参考) 平成30年度調査				
		一部事務組合	広域連合	事務の委託	連携協約の締結	その他
地方公共団体	都道府県	0	0	1	0	3
	指定都市	0	0	0	1	0
	市区町村	16	11	28	13	17
合計		16	11	29	14	20

※発注関係事務の共同化を「実施したことがある」と回答した地方公共団体のみ調査

1.4. 共同企業体

①特定建設工事共同企業体の運用基準の策定

機関・団体	令和元年度調査				構成比			(参考)平成30年度調査					
	公表	非公表	策定していない		公表	非公表	策定していない	公表	非公表	策定していない			
国	19	9	1	9	100.0%	47.4%	5.3%	47.4%	19	9	1	9	
特殊法人等	125	108	6	11	100.0%	86.4%	4.8%	8.8%	124	110	6	8	
地方公共団体	都道府県	47	45	1	1	100.0%	95.7%	2.1%	2.1%	47	44	2	1
	指定都市	20	20	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	20	20	0	0
	市区町村	1,721	890	234	597	100.0%	51.7%	13.6%	34.7%	1,721	861	235	625
合計	1,932	1,072	242	618	100.0%	55.5%	12.5%	32.0%	1,931	1,044	244	643	

※全ての機関・団体を調査

②特定建設工事共同企業体と単体企業との混合入札実施に関する規定の策定

機関・団体	令和元年度調査				構成比						
	公表	策定しているが非公表	策定していないが混合入札は実施している	策定していない	公表	策定しているが非公表	策定していないが混合入札は実施している	策定していない			
国	19	7	1	3	8	100.0%	36.8%	5.3%	15.8%	42.1%	
特殊法人等	125	104	3	9	9	100.0%	83.2%	2.4%	7.2%	7.2%	
地方公共団体	都道府県	47	18	1	8	20	100.0%	38.3%	2.1%	17.0%	42.6%
	指定都市	20	13	0	6	1	100.0%	65.0%	0.0%	30.0%	5.0%
	市区町村	1,721	237	65	318	1,101	100.0%	13.8%	3.8%	18.5%	64.0%
合計	1,932	379	70	344	1,139	100.0%	19.6%	3.6%	17.8%	59.0%	

機関・団体	(参考)平成30年度調査					
	公表	策定しているが非公表	策定していないが混合入札は実施している	策定していない		
国	19	7	1	3	8	
特殊法人等	124	105	3	8	8	
地方公共団体	都道府県	47	17	1	9	20
	指定都市	20	13	0	4	3
	市区町村	1,721	218	64	301	1,138
合計	1,931	360	69	325	1,177	

※全ての機関・団体を調査

③単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体の有資格者名簿への同時登録

機関・団体	令和元年度調査				構成比						
	同工種でも同時登録を認めている	工種が異なれば同時登録を認めている	同時登録を認めていない	経常建設共同企業体の入札参加を認めていない	同工種でも同時登録を認めている	工種が異なれば同時登録を認めている	同時登録を認めていない	経常建設共同企業体の入札参加を認めていない			
国	19	8	8	0	3	100.0%	42.1%	42.1%	0.0%	15.8%	
特殊法人等	125	5	108	7	5	100.0%	4.0%	86.4%	5.6%	4.0%	
地方公共団体	都道府県	47	10	16	2	19	100.0%	21.3%	34.0%	4.3%	40.4%
	指定都市	20	4	3	0	13	100.0%	20.0%	15.0%	0.0%	65.0%
	市区町村	1,721	477	93	90	1,061	100.0%	27.7%	5.4%	5.2%	61.7%
合計	1,932	504	228	99	1,101	100.0%	26.1%	11.8%	5.1%	57.0%	

機関・団体	(参考) 平成30年度調査				
	同工種でも同時登録を認めている	工種が異なれば同時登録を認めている	同時登録を認めていない	経常建設共同企業体の入札参加を認めていない	
国	19	9	7	1	2
特殊法人等	124	5	108	7	4
地方公共団体	都道府県	47	10	18	2
	指定都市	20	3	3	1
	市区町村	1,721	455	93	89
合計	1,931	482	229	100	1,120

※全ての機関・団体を調査

④経常建設共同企業体への客観点及び主観点の加点調整措置

機関・団体	令和元年度調査					構成比					
	合計点の加点調整措置を行っている	主観点の加点調整措置を行っている	客観点の加点調整措置を行っている	加点調整措置を行っていない		合計点の加点調整措置を行っている	主観点の加点調整措置を行っている	客観点の加点調整措置を行っている	加点調整措置を行っていない		
国	16	2	0	4	10	100.0%	12.5%	0.0%	25.0%	62.5%	
特殊法人等	120	3	0	102	15	100.0%	2.5%	0.0%	85.0%	12.5%	
地方公共団体	都道府県	28	14	3	1	10	100.0%	50.0%	10.7%	3.6%	35.7%
	指定都市	7	2	0	1	4	100.0%	28.6%	0.0%	14.3%	57.1%
	市区町村	660	99	16	58	487	100.0%	15.0%	2.4%	8.8%	73.8%
合計	831	120	19	166	526	100.0%	14.4%	2.3%	20.0%	63.3%	

機関・団体	(参考) 平成30年度調査				
	合計点の加点調整措置を行っている	主観点の加点調整措置を行っている	客観点の加点調整措置を行っている	加点調整措置を行っていない	
国	17	2	0	5	10
特殊法人等	120	2	0	102	16
地方公共団体	都道府県	30	9	3	4
	指定都市	7	2	0	0
	市区町村	637	94	14	55
合計	811	109	17	166	519

※「同工種でも単体企業と経常建設共同企業体の同時登録を認めている」、「工種が異なれば単体企業と経常建設共同企業体の同時登録を認めている」

「工種が異なっても単体企業と経常建設共同企業体の同時登録を認めていない」のいずれかと回答した機関・団体のみ調査

※「経常建設共同企業体の入札参加を認めていない」と回答した場合は除く

⑤地域維持型建設共同企業体の運用基準の策定

機関・団体	令和元年度調査				構成比			(参考) 平成30年度調査				
	公表	非公表	策定していない		公表	非公表	策定していない	公表	非公表	策定していない		
国	19	3	0	16	100.0%	15.8%	0.0%	84.2%	19	3	0	
特殊法人等	125	3	0	122	100.0%	2.4%	0.0%	97.6%	124	3	1	
地方公共団体	都道府県	47	10	1	36	100.0%	21.3%	2.1%	76.6%	47	8	1
	指定都市	20	1	1	18	100.0%	5.0%	5.0%	90.0%	20	1	1
	市区町村	1,721	11	15	1,695	100.0%	0.6%	0.9%	98.5%	1,721	8	13
合計	1,932	28	17	1,887	100.0%	1.4%	0.9%	97.7%	1,931	23	16	

※全ての機関・団体を調査

⑥地域維持型建設共同企業体以外の共同企業体の運用基準の策定

機関・団体	令和元年度調査				構成比			(参考)平成30年度調査					
		公表	非公表	策定していない		公表	非公表	策定していない		公表	非公表	策定していない	
国	19	1	0	18	100.0%	5.3%	0.0%	94.7%	19	1	0	18	
特殊法人等	125	1	1	123	100.0%	0.8%	0.8%	98.4%	124	1	1	122	
地方公共団体	都道府県	47	6	0	41	100.0%	12.8%	0.0%	87.2%	47	5	0	42
	指定都市	20	2	0	18	100.0%	10.0%	0.0%	90.0%	20	2	0	18
	市区町村	1,721	9	4	1,708	100.0%	0.5%	0.2%	99.2%	1,721	4	2	1,715
合計	1,932	19	5	1,908	100.0%	1.0%	0.3%	98.8%	1,931	13	3	1,915	

※全ての機関・団体を調査

15. 公共工事の施工時期の平準化（さしすせそ）に対する取組

①（さ）平準化の観点から踏まえた債務負担行為の活用状況（複数回答）

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査							
		（さ） 債務負担行為 の積極的な活用 (右記を1つでも活用している)	単独事業		補助金事業		交付金事業		
			債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	
国	19	14	14	6	1	1	1	1	
特殊法人等	125	32	15	8	22	8	11	5	
地方公共団体	都道府県	47	47	33	42	29	25	38	38
	指定都市	20	20	15	20	12	8	14	14
	市区町村	1,721	498	280	197	235	89	216	76
合計	1,932	611	357	273	299	131	280	134	

機関・団体	全機関・団体の数	構成比							
		（さ） 債務負担行為 の積極的な活用 (右記を1つでも活用している)	単独事業		補助金事業		交付金事業		
			債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	
国	19	73.7%	73.7%	31.6%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	
特殊法人等	125	25.6%	12.0%	6.4%	17.6%	6.4%	8.8%	4.0%	
地方公共団体	都道府県	47	100.0%	70.2%	89.4%	61.7%	53.2%	80.9%	80.9%
	指定都市	20	100.0%	75.0%	100.0%	60.0%	40.0%	70.0%	70.0%
	市区町村	1,721	28.9%	16.3%	11.4%	13.7%	5.2%	12.6%	4.4%
合計	1,932	31.6%	18.5%	14.1%	15.5%	6.8%	14.5%	6.9%	

機関・団体	(参考)平成30年度調査							
	（さ） 債務負担行為 の積極的な活用 (右記を1つでも活用している)	単独事業		補助金事業		交付金事業		
		債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	債務負担行為 の活用	ゼロ債務負担 行為の活用	
国	11	11	5	1	1	1	1	
特殊法人等	30	18	8	22	10	14	8	
地方公共団体	都道府県	47	25	40	21	23	26	36
	指定都市	19	10	14	6	2	7	4
	市区町村	447	241	141	211	70	196	70
合計	554	305	208	261	106	244	119	

② (し) 柔軟な工期の設定 (余裕期間制度の活用) (複数回答)

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査				構成比				
		(し) 柔軟な 工期の設定 (右記を1つでも設定している)	余裕期間制度の活用			(し) 柔軟な 工期の設定 (右記を1つでも設定している)	余裕期間制度の活用			
			発注者指定方式 の活用	任意着手方式の 活用	フレックス方式 の活用		発注者指定方式 の活用	任意着手方式の 活用	フレックス方式 の活用	
国	19	5	4	4	3	26.3%	21.1%	21.1%	15.8%	
特殊法人等	125	26	21	9	4	20.8%	16.8%	7.2%	3.2%	
地方公共団体	都道府県	47	39	20	31	11	83.0%	42.6%	66.0%	23.4%
	指定都市	20	15	9	6	4	75.0%	45.0%	30.0%	20.0%
	市区町村	1,721	234	172	65	21	13.6%	10.0%	3.8%	1.2%
合計	1,932	319	226	115	43	16.5%	11.7%	6.0%	2.2%	

機関・団体	(参考) 平成30年度調査				
	(し) 柔軟な 工期の設定 (右記を1つでも設定している)	余裕期間制度の活用			
		発注者指定方式 の活用	任意着手方式の 活用	フレックス方式 の活用	
国	5	5	5	4	
特殊法人等	25	20	8	2	
地方公共団体	都道府県	37	19	28	7
	指定都市	10	6	3	4
	市区町村	293	241	54	21
合計	370	291	98	38	

③ (す) 速やかな繰越手続 (予定していた工期を見直す必要が生じるなどして年度内に支出が終わらないことが年度内の早い段階で確定している場合、年度末を待たず、繰越手続を実施する取組)

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査	構成比	(参考) 平成30年度調査	
		(す) 速やかな 繰越手続	(す) 速やかな 繰越手続	(す) 速やかな 繰越手続	
国	19	14	73.7%	10	
特殊法人等	125	38	30.4%	32	
地方公共団体	都道府県	47	39	83.0%	38
	指定都市	20	14	70.0%	10
	市区町村	1,721	590	34.3%	442
合計	1,932	695	36.0%	532	

④ (せ) 積算の前倒し (発注年度当初に速やかに手続を開始するため、発注前年度のうちに設計・積算を完了させる取組)

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査	構成比	(参考) 平成30年度調査	
		(せ) 積算の前倒し	(せ) 積算の前倒し	(せ) 積算の前倒し	
国	19	9	47.4%	7	
特殊法人等	125	61	48.8%	55	
地方公共団体	都道府県	47	31	66.0%	31
	指定都市	20	13	65.0%	13
	市区町村	1,721	551	32.0%	579
合計	1,932	665	34.4%	685	

⑤ (そ) 早期執行のための目標設定・発注見通しの統合状況

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査		構成比	
		(そ) 早期執行のための目標設定・公表	(そ) 発注見通しの統合	(そ) 早期執行のための目標設定・公表	(そ) 発注見通しの統合
国	19	3	9	15.8%	47.4%
特殊法人等	125	8	42	6.4%	33.6%
地方公共団体	都道府県	47	38	47	80.9%
	指定都市	20	11	19	55.0%
	市区町村	1,721	230	1,570	13.4%
合計	1,932	290	1,687	15.0%	87.3%

機関・団体	平成30年度調査	
	(そ) 早期執行のための目標設定・公表	(そ) 発注見通しの統合
国	7	3
特殊法人等	11	10
地方公共団体	都道府県	27
	指定都市	8
	市区町村	196
合計	249	319

⑥ その他の取組（さしすせそ以外の平準化策）

機関・団体	全機関・団体の数	令和元年度調査	構成比	(参考) 平成30年度調査
		その他の取組 (さしすせそ以外の平準化策)	その他の取組 (さしすせそ以外の平準化策)	その他の取組 (さしすせそ以外の平準化策)
国	19	0	0.0%	1
特殊法人等	125	12	9.6%	11
地方公共団体	都道府県	47	1	2.1%
	指定都市	20	1	5.0%
	市区町村	1,721	117	6.8%
合計	1,932	131	6.8%	139

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれその項目の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均接単数/年度の工事平均接単数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					設計変更ガイドラインの策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ) 債務負担行為の積極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定		
			本格導入時期	試行導入時期													平成30年度総合評価落札方式実施件数	
	衆議院	一定額超の下限額を設定	2011	-	17	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.8		実施	未実施	未実施	実施	実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
	参議院	一定額超の下限額を設定	2009	-	11	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
	最高裁判所	一定額超の下限額を設定	2008	-	176	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	86.8		実施	未実施	実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
	内閣府	一定額以上の下限額を設定	2011	-	161	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	92.5		実施	実施	実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
	宮内庁	一定額超の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営モデル以上平成29年4月中央公営モデル未満の水準)	原則非公表、一部案件で事後公表	全案件非公表	設置済み	-		実施	実施	実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
	警察庁	一定額超の下限額を設定	2016	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	85.4		実施	未実施	実施	未実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
	総務省	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	監督委員等の既存の組織を活用している	99.5		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	設計変更を実施していない
	法務省	一定額超の下限額を設定	2006	-	3	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	82.3		実施	実施	実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
	外務省	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	74.3		実施	未実施	実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
	財務省	一定額超の下限額を設定	2003	-	10	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	75.8		実施	未実施	実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
	文部科学省	一定額以上の下限額を設定	2005	-	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	82.3		実施	未実施	実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
	厚生労働省	一定額超の下限額を設定	2008	-	18	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	83.4		実施	未実施	実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
	農林水産省	一定額超の下限額を設定	2001	-	1,466	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.4		実施	実施	実施	実施	実施	指針を策定し、設計変更を実施している
	経済産業省	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件非公表	原則非公表、一部案件で事後公表	設置済み	-		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	設計変更を実施していない
	国土交通省	一定額以上の下限額を設定	2000	-	8,763	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.3		実施	実施	実施	実施	実施	指針を策定し、設計変更を実施している
	環境省	一定額以上の下限額を設定	2007	-	64	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.1		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
	防衛省	一定額超の下限額を設定	2008	-	689	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	86.7		実施	未実施	実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
	会計検査院	一定額超の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	65.3		実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
	人事院	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営モデル以上平成29年4月中央公営モデル未満の水準)	全案件事後公表	原則非公表、一部案件で事後公表	設置済み	76.1		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	設計変更を実施していない
	内閣府	沖縄科学技術大学院大学	一定額以上の下限額を設定	2011	-	1	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.7		未実施	未実施	実施	実施	指針を策定し、設計変更を実施している
	総務省	独立行政法人情報通信研究機構	一定額超の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	80.8		未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
	外務省	独立行政法人国際協力機構	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成25年5月中央公営モデルを採用	全案件非公表	全案件非公表	設置済み	78.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
	文部科学省	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	一定額超の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	監督委員等の既存の組織を活用している	85.7		未実施	未実施	未実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
	文部科学省	国立研究開発法人科学技術振興機構	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.5		未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
	文部科学省	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	一定額超の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.6		実施	未実施	実施	実施	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずくせ」それぞれ独自の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					設計変更ガイドラインの策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期														
文部科学省	独立行政法人 日本芸術文化 振興会	一定額超の下限額を設定	2004	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	85.1		未実施	実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振 興センター	一定額超の下限額を設定	2006	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	77.8		未実施	未実施	未実施	実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	独立行政法人 国立文化財機 構	一定額超の下限額を設定	2008	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.2		実施	未実施	未実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	独立行政法人 国立美術館	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公 営住宅モデル以上平成31年3月中央公 営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.7		未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	独立行政法人 国立科学博物 館	一定額超の下限額を設定	2005	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.0		未実施	未実施	実施	実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	独立行政法人 国立女性教育 会館	一定額超の下限額を設定	2003	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	97.8		未実施	未実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	独立行政法人 国立少年教育 振興機構	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則非公表、一部案件 で事後公表	原則非公表、一部案件 で事後公表	設置済み	96.8		未実施	実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	独立行政法人 国立高等専門 学校機構	一定額超の下限額を設定	2004	-	164	一定額超の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	85.8		実施	未実施	未実施	実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	独立行政法人 日本学生支援 機構	一定額超の下限額を設定	2006	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.0		未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 北海道大学	一定額以上の下限額を設定	2007	-	7	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	85.5		未実施	未実施	未実施	実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 北海道教育大 学	一定額超の下限額を設定	2006	-	1	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.3		未実施	未実施	未実施	実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 室蘭工業大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.8		未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 小樽商科大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	92.0		未実施	未実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 帯広畜産大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.6		未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 旭川医科大学	一定額以上の下限額を設定	2008	-	4	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.7		実施	実施	実施	実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 北見工業大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	97.7		未実施	未実施	未実施	実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 弘前大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	12	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	86.7		実施	実施	実施	実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 岩手大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	19	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.3		未実施	実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 東北大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	7	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	82.7		実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 宮城教育大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.7		未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 秋田大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	19	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.3		実施	未実施	未実施	実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 山形大学	一定額超の下限額を設定	2004	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.8		未実施	未実施	実施	実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 福島大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	13	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	78.6		未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 茨城大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	5	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	78.0		未実施	未実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 筑波大学	一定額超の下限額を設定	2006	-	6	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.6		実施	未実施	未実施	実施	指針を策定し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれそれぞれの項目の達成状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後働件数/年度の工事平均後働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					設計変更ガイドラインの策定
			総合評価落札方式の導入時期		平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表				(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経緯手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定	
			本格導入時期	試行導入時期														
文部科学省	国立大学法人 筑波技術大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	100.0		実施	実施	未実施	未実施	未実施	設計変更を実施していない
文部科学省	国立大学法人 宇都宮大学	一定額超の下限額を設定	2005	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	78.6		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 群馬大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	7	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.5		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 埼玉大学	一定額以上の下限額を設定	2007	-	10	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	80.2		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 千葉大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	92.5		実施	実施	未実施	未実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 東京大学	一定額以上の下限額を設定	2005	-	8	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.8		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 東京医科歯科 大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	83.1		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 東京外国語大 学	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	72.9		実施	実施	実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 東京学芸大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	23	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.9		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 東京農工大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	5	一定額超の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.2		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 東京芸術大学	一定額以上の下限額を設定	2004	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	76.0	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	未実施	実施	実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 東京工業大学	一定額以上の下限額を設定	2007	-	10	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.5		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 東京海洋大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.8		未実施	未実施	実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 お茶の水女子 大学	一定額超の下限額を設定	2013	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	85.7		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 電気通信大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	8	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.3		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 一橋大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	6	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.8		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 横浜国立大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	5	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.6		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 新潟大学	一定額以上の下限額を設定	2004	-	20	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	87.1		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 長岡技術科学 大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.5	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 上越教育大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.2		実施	未実施	実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 富山大学	一定額超の下限額を設定	2005	-	6	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	82.5		未実施	実施	実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 金沢大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	18	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	86.0		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 福井大学	一定額以上の下限額を設定	2004	-	10	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 山梨大学	一定額以上の下限額を設定	2008	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	96.1	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	実施	未実施	実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 信州大学	一定額超の下限額を設定	2006	-	23	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.5		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29.4モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれ項目内の選択肢のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見逃しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					設計変更ガイドラインの策定
			総合評価落札方式の導入時期		平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表				(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定	
			本格導入時期	試行導入時期														
文部科学省	国立大学法人 岐阜大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	15	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	91.6		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 静岡大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	8	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	93.8		未実施	未実施	未実施	実施	実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 浜松医科大学	一定額超の下限額を設定	2006	-	16	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	97.6		実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 名古屋大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	5	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	74.9		実施	実施	未実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 愛知教育大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	91.4		実施	実施	実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 名古屋工業大 学	一定額超の下限額を設定	2007	-	7	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	90.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 豊橋技術科学 大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	9	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	91.9		未実施	未実施	実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 三重大学	一定額以上の下限額を設定	2007	-	5	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	81.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 滋賀大学	一定額以上の下限額を設定	2007	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.3		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 滋賀医科大学	一定額以上の下限額を設定	2008	-	6	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.5		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 京都大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	11	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	87.8		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 京都教育大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	6	一定額超の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.7		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 京橋工芸繊維 大学	一定額超の下限額を設定	2006	-	6	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	82.5		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 大阪大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	17	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	83.0		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 大阪教育大学	一定額以上の下限額を設定	2007	-	13	下限額は設定せずに対象 工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	79.1		未実施	未実施	実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 兵庫教育大学	一定額以上の下限額を設定	2010	-	5	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.0		実施	未実施	未実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 神戸大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	35	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	82.5		実施	未実施	実施	実施	実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 奈良教育大学	一定額以上の下限額を設定	2007	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	74.4		未実施	未実施	実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 奈良女子大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	1	下限額は設定せずに対象 工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	78.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 和歌山大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	10	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	85.3		未実施	実施	実施	実施	実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 鳥取大学	一定額以上の下限額を設定	2005	-	5	下限額は設定せずに対象 工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.8		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 鳥根大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	62.6		未実施	未実施	実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 岡山大学	一定額以上の下限額を設定	2007	-	20	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.3		実施	未実施	実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 広島大学	一定額超の下限額を設定	2006	-	28	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.2		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 山口大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	11	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.2		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営通モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営通モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営通モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営通モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営通モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営通モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営通モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営通モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営通モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取組みについては、「しずせそ」それぞれそれぞれの項目の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用		ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取組み					設計変更ガイドラインの策定	
		一般競争入札の導入状況(下限金額)	総合評価落札方式の導入時期	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ) 債務負担行為の積極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定			
																本格導入時期		試行導入時期
文部科学省	国立大学法人徳島大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	5	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	85.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人専門教育大学	一定額以上の下限額を設定	2007	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	83.2		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人香川大学	一定額以上の下限額を設定	2007	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.2		未実施	実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人愛媛大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	26	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.3		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人高知大学	一定額超の下限額を設定	2006	-	13	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	92.0		実施	未実施	未実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人福岡教育大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	5	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	75.4		未実施	未実施	実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人九州大学	一定額超の下限額を設定	2006	-	12	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.3		実施	実施	未実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人九州工業大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	7	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	77.9		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人佐賀大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	17	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.5		実施	実施	実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人長崎大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	10	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	97.5		実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人熊本大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	7	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	87.8		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人大分大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	12	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.5		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人宮崎大学	一定額超の下限額を設定	2006	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	80.6		実施	未実施	未実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人鹿児島大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	7	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	83.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人鹿児島体育大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	2	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	82.9		未実施	実施	実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人琉球大学	一定額以上の下限額を設定	2005	-	23	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.7		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人政策研究大学院大学	一定額以上の下限額を設定	2003	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成20年6月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	74.7		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人総合研究大学院大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件非公表	全案件非公表	設置済み	53.0		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	設計変更を実施していない
文部科学省	国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	一定額超の下限額を設定	2006	-	5	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	79.1		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	10	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	82.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	一定額以上の下限額を設定	2006	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.2		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	大学共同利用機関法人自然科学研究機構	一定額以上の下限額を設定	2005	-	2	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.2		実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	一定額以上の下限額を設定	2006	-	10	一定額以上の下限額を設定	平成23年4月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	85.0		未実施	実施	実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	大学共同利用機関法人情報システム研究機構	一定額以上の下限額を設定	2005	-	1	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営通モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
厚生労働省	独立行政法人労働者健康安全機構	一定額超の下限額を設定	-	2006	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営通モデルに準拠	原則非公表、一部案件で事後公表	原則非公表、一部案件で事後公表	設置済み	91.2		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについて、「しずく」をそれぞれ項目内の進捗表のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					設計変更ガイドラインの策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準 価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	債務負担行為の積 極的な活用	(シ) 柔軟な工期の設定				(サ) 速やかな繰越手続	(セ) 積算の前倒し	(ソ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期												平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	低入札価格調査基準価格の算定式	
厚生労働省	独立行政法人 高齢・障害・求 職者雇用支援 機構	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	81.0		未実施	実施	未実施	実施	実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していないが、設計変更を実施している
農林水産省	日本中央競馬 会	一定額超の下限額を設定	2008	-	14	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公 営モデル以上平成23年4月中央公 営モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.2		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	指針を策定し、設計変更を実施している
農林水産省	国立研究開発 法人森林研究 整備機構	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	87.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
経済産業省	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	70.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	設計変更を実施していない
国土交通省	独立行政法人 水資源機構	一定額超の下限額を設定	2004	-	353	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	87.8		実施	実施	実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
国土交通省	独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構	一定額超の下限額を設定	-	2005	60	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	92.4		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
国土交通省	成田国際空港 株式会社	一定額以上の下限額を設定	-	2005	47	一定額以上の下限額を設定	平成20年6月中央公営モデルに準拠 案件により事後公表及 び事前公表を併用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.6		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していないが、設計変更を実施している
国土交通省	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返済 機構	一定額超の下限額を設定	2013	-	0	一定額超の下限額を設定	平成25年5月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	-		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していないが、設計変更を実施している
国土交通省	東日本高速道 路株式会社	一定額超の下限額を設定	2007	-	91	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.5		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
国土交通省	中日本高速道 路株式会社	一定額以上の下限額を設定	2005	-	284	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.2		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
国土交通省	西日本高速道 路株式会社	一定額超の下限額を設定	2006	-	177	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.9		実施	実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
国土交通省	首都高速道路 株式会社	一定額超の下限額を設定	2007	-	48	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.8		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
国土交通省	阪神高速道路 株式会社	一定額超の下限額を設定	2006	-	42	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	95.2		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
国土交通省	本州四国連絡 高速道路株式 会社	一定額超の下限額を設定	2012	-	2	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.6		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
国土交通省	独立行政法人 都市再生機構	一定額以上の下限額を設定	2006	-	966	下限額は設定せずに対象 工事を選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.5		未実施	実施	未実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していないが、設計変更を実施している
国土交通省	新関西国際空 港株式会社	一定額以上の下限額を設定	2012	-	0	一定額以上の下限額を設定	昭和61年6月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	-		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
国土交通省	独立行政法人 自動車事故対 策機構	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成25年5月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	86.4	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	設計変更を実施していない
国土交通省	独立行政法人 空海備置整備 機構	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公 営モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	73.4		未実施	実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
環境省	中間貯蔵・環境 安全事業株式 会社	一定額超の下限額を設定	2004	-	1	下限額は設定せずに対象 工事を選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	原則非公表、一部案件 で事後公表	全案件非公表	設置済み	91.8		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれその項目の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		総合評価落札方式の導入時期		低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ) 債務負担行為の積極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し				(そ) 早期執行のための目標設定						
		本格導入時期	試行導入時期												平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)				
北海道	一定額以上の下限額を設定	-	2004	1,172	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.5		実施	実施	実施	実施	未実施	0.70	指針を策定し、設計変更を実施している		
青森県	一定額以上の下限額を設定	2009	-	284	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.8		実施	実施	実施	実施	実施	0.73	指針を策定し、設計変更を実施している		
岩手県	一定額超の下限額を設定	2011	-	405	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	92.8		実施	実施	実施	実施	実施	0.88	指針を策定し、設計変更を実施している		
宮城県	一定額超の下限額を設定	2006	-	829	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	92.7		実施	実施	未実施	実施	未実施	0.93	指針を策定し、設計変更を実施している		
秋田県	一定額超の下限額を設定	-	2002	149	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	96.1		実施	実施	実施	実施	実施	0.84	指針を策定し、設計変更を実施している		
山形県	一定額超の下限額を設定	2009	-	466	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	96.2		実施	実施	実施	未実施	実施	0.77	指針を策定し、設計変更を実施している		
福島県	一定額超の下限額を設定	2007	-	1,169	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	94.2		実施	実施	実施	実施	実施	0.76	指針を策定し、設計変更を実施している		
茨城県	一定額以上の下限額を設定	-	2005	815	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.2		実施	実施	未実施	実施	実施	0.64	指針を策定し、設計変更を実施している		
栃木県	一定額以上の下限額を設定	-	2005	99	一定額以上の下限額を設定	その他	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	96.1		実施	実施	実施	実施	実施	0.72	指針を策定し、設計変更を実施している		
群馬県	一定額以上の下限額を設定	2005	-	158	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	97.0		実施	実施	実施	実施	実施	0.75	指針を策定し、設計変更を実施している		
埼玉県	一定額以上の下限額を設定	2006	-	345	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	91.0		実施	実施	実施	実施	実施	0.70	指針を策定し、設計変更を実施している		
千葉県	一定額以上の下限額を設定	2007	-	558	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	94.4		実施	実施	実施	実施	実施	0.60	指針を策定し、設計変更を実施している		
東京都	一定額以上の下限額を設定	2001	-	951	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	92.9		実施	実施	実施	実施	実施	0.76	指針を策定し、設計変更を実施している		
神奈川県	一定額超の下限額を設定	2005	-	58	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.5		実施	未実施	実施	未実施	実施	0.64	指針を策定し、設計変更を実施している		
新潟県	一定額以上の下限額を設定	-	2006	148	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	95.3		実施	実施	未実施	未実施	実施	0.88	指針を策定し、設計変更を実施している		
富山県	一定額以上の下限額を設定	-	2006	690	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	96.9		実施	実施	実施	未実施	未実施	0.79	指針を策定し、設計変更を実施している		
石川県	一定額以上の下限額を設定	-	2006	266	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.0		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.71	指針を策定し、設計変更を実施している		
福井県	一定額超の下限額を設定	2008	-	513	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.8		実施	実施	実施	実施	未実施	0.84	指針を策定し、設計変更を実施している		
山梨県	一定額以上の下限額を設定	2007	-	679	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	95.5		実施	実施	実施	実施	実施	0.72	指針を策定し、設計変更を実施している		
長野県	一定額超の下限額を設定	2008	-	688	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.0		実施	実施	未実施	未実施	実施	0.80	指針を策定し、設計変更を実施している		
岐阜県	一定額以上の下限額を設定	2006	-	716	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	94.8		実施	実施	実施	実施	実施	0.78	指針を策定し、設計変更を実施している		
静岡県	一定額以上の下限額を設定	2007	-	397	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.5		実施	実施	実施	未実施	実施	0.67	指針を策定し、設計変更を実施している		
愛知県	一定額以上の下限額を設定	-	2004	825	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	92.0		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.66	指針を策定し、設計変更を実施している		
三重県	一定額超の下限額を設定	2015	-	380	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	91.2		実施	実施	実施	未実施	実施	0.76	指針を策定し、設計変更を実施している		
滋賀県	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2006	-	167	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.5		実施	未実施	実施	実施	実施	0.75	指針を策定し、設計変更を実施している		

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ独自の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		一般競争入札の導入状況(下限金額)	総合評価落札方式の導入時期			総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ) 債務負担行為の積極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定			
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数															
京都府	一定額以上の下限額を設定	2008	-	173	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	89.7	実施	実施	実施	未実施	実施	0.79	指針を策定し、設計変更を実施している			
大阪府	一定額超の下限額を設定	2006	-	24	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.8	実施	未実施	実施	実施	実施	0.76	指針を策定し、設計変更を実施している			
兵庫県	一定額以上の下限額を設定	2002	-	253	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.7	実施	実施	未実施	実施	実施	0.81	指針を策定し、設計変更を実施している			
奈良県	一定額以上の下限額を設定	2007	-	205	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	88.4	実施	実施	実施	実施	実施	0.77	指針を策定し、設計変更を実施している			
和歌山県	一定額超の下限額を設定	2008	-	718	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	90.8	実施	実施	実施	実施	実施	0.72	指針を策定し、設計変更を実施している			
鳥取県	一定額超の下限額を設定	2007	-	1,060	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	93.7	実施	実施	実施	未実施	実施	0.83	指針を策定し、設計変更を実施している			
島根県	一定額以上の下限額を設定	2006	-	434	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	96.1	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.82	指針を策定し、設計変更を実施している			
岡山県	一定額以上の下限額を設定	2007	-	111	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.4	実施	実施	実施	未実施	実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している			
広島県	一定額以上の下限額を設定	2011	-	183	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	93.7	実施	実施	実施	実施	実施	0.61	指針を策定し、設計変更を実施している			
山口県	一定額以上の下限額を設定	2006	-	476	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事後公表	原則非公表、一部案件で事後公表	設置済み	92.3	実施	未実施	実施	実施	実施	0.80	指針を策定し、設計変更を実施している			
徳島県	一定額以上の下限額を設定	2006	-	366	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	91.9	実施	実施	未実施	未実施	実施	0.68	指針を策定し、設計変更を実施している			
香川県	一定額以上の下限額を設定	2006	-	645	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	設置済み	94.8	実施	実施	実施	実施	実施	0.82	指針を策定し、設計変更を実施している			
愛媛県	一定額以上の下限額を設定	2005	-	805	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	94.8	実施	実施	実施	実施	実施	0.72	指針を策定し、設計変更を実施している			
高知県	一定額以上の下限額を設定	2007	-	302	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	90.3	実施	実施	実施	実施	実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している			
福岡県	一定額以上の下限額を設定	2007	-	240	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	92.6	実施	実施	実施	実施	未実施	0.71	指針を策定し、設計変更を実施している			
佐賀県	一定額超の下限額を設定	2007	-	365	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.9	実施	実施	実施	未実施	実施	0.81	指針を策定し、設計変更を実施している			
長崎県	一定額以上の下限額を設定	2006	-	212	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.9	実施	未実施	実施	未実施	実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している			
熊本県	一定額以上の下限額を設定	-	2005	383	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	96.1	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.87	指針を策定し、設計変更を実施している			
大分県	一定額以上の下限額を設定	-	2006	326	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	94.5	実施	未実施	実施	実施	実施	0.87	指針を策定し、設計変更を実施している			
宮崎県	一定額以上の下限額を設定	2011	-	569	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	92.7	実施	実施	実施	実施	実施	0.76	指針を策定し、設計変更を実施している			
鹿児島県	一定額以上の下限額を設定	-	2007	152	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	93.6	実施	実施	未実施	実施	実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している			
沖縄県	一定額以上の下限額を設定	2007	-	162	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.2	実施	実施	実施	実施	実施	0.71	指針を策定し、設計変更を実施している			
札幌市	一定額超の下限額を設定	-	2006	195	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.2	実施	実施	実施	実施	実施	0.79	指針を策定し、設計変更を実施している			
仙台市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	253	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成23年4月中央公営住宅モデル以上平成25年5月中央公営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	92.2	実施	実施	未実施	実施	未実施	0.66	指針を策定し、設計変更を実施している			
さいたま市	一定額以上の下限額を設定	-	2006	11	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	89.7	実施	未実施	実施	実施	実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している			

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ独自の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格 の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
千葉県	千葉市	一定額超の下限額を設定	2010	-	165	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	91.2		実施	実施	未実施	実施	実施	0.42	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	横浜市	一定額超の下限額を設定	2008	-	166	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	91.6		実施	実施	未実施	実施	実施	0.75	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	川崎市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	26	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.0		実施	実施	実施	実施	未実施	0.67	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	相模原市	一定額以上の下限額を設定	2018	-	45	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	90.4		実施	実施	実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	新潟市	一定額以上の下限額を設定	-	2006	49	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.3		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.69	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	静岡市	一定額超の下限額を設定	2012	-	209	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	91.7		実施	実施	実施	未実施	実施	0.70	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	浜松市	一定額以上の下限額を設定	2006	-	302	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.5		実施	実施	実施	実施	実施	0.46	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	名古屋市長	一定額以上の下限額を設定	2011	-	461	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	91.6		実施	実施	実施	実施	未実施	0.71	指針を策定し、設計変更を実施している
京都府	京都市	一定額超の下限額を設定	2004	-	20	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	90.3		実施	実施	実施	実施	実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している
大阪府	大阪市	一定額超の下限額を設定	2019	-	6	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.7		実施	実施	未実施	未実施	実施	0.64	指針を策定し、設計変更を実施している
愛媛県	堺市	一定額超の下限額を設定	2009	-	28	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	88.1		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	神戸市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	34	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	92.1		実施	実施	実施	実施	実施	0.61	指針を策定し、設計変更を実施している
徳島県	岡山市	一定額超の下限額を設定	-	2008	32	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.6		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.69	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	広島市	一定額超の下限額を設定	-	2006	22	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	92.0		実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.80	指針を策定し、設計変更を実施している
福岡県	北九州市	一定額以上の下限額を設定	2006	-	48	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	89.6		実施	実施	実施	実施	実施	0.61	指針を策定し、設計変更を実施している
福岡県	福岡市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	118	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	91.8		実施	未実施	実施	未実施	実施	0.59	指針を策定し、設計変更を実施している
熊本県	熊本市	一定額以上の下限額を設定	2012	-	111	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.2		実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.75	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	函館市	一定額超の下限額を設定	-	2009	8	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.6		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	小樽市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	91.3		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	旭川市	一定額超の下限額を設定	-	2008	11	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	原則非公表、一部案件で事後公表	設置済み	93.2		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	室蘭市	一定額超の下限額を設定	-	2018	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	93.5	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	網走市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.4		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	帯広市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.6		実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.80	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	北見市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	設置済み	96.0		実施	実施	未実施	実施	未実施	0.64	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	夕張市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.30	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の進捗状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令に おいて実施 すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期													平成30年度総 合評価落札方 式実施件数		
北海道	岩見沢市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	95.3		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.65	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	網走市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	95.4		未実施	未実施	実施	実施	実施	1.74	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	留萌市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	97.5	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.29	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	苫小牧市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	97.0		実施	実施	未実施	実施	実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	稚内市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.44	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	美幌市	一定額以上の下限額を設定	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.5	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	芦別市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.8		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.84	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	江別市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	6	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	95.2		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	赤平市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	97.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	1.20	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	紋別市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.5		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	士別市	一定額以上の下限額を設定	2015	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.6		実施	未実施	未実施	実施	実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	名寄市	一定額超の下限額を設定	-	2010	0	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	97.0		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	三笠市	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	99.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.58	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	根室市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.3		未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.52	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	千歳市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	設置済み	96.5		実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	滝川市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	97.5		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.68	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	砂川市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	歌志内市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	96.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	-	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	深川市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	96.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	富良野市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	一定額超の下限額を設定	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	96.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	登別市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	97.5		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	恵庭市	一定額超の下限額を設定	-	2017	2	一定額超の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件非公表	設置済み	96.6		実施	実施	実施	実施	未実施	0.47	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	伊達市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	97.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.21	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	北広島市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	96.4		未実施	実施	実施	実施	未実施	0.54	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	石狩市	一定額超の下限額を設定	-	2013	4	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	監査委員等の既存の組織を活用している	95.5	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.71	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ項目内の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後継件数/年度の工事平均後継件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準 価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定				(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定				
			本格導入時期	試行導入時期												平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	低入札価格調査基準価格の算定式		
北海道	北斗市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	原則事前公表、一部の 案件で事後公表を試行	-	未設置	97.0	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.60	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
北海道	当別町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.6	未実施	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.24	指針を策定し、設計変更を実施して いる
北海道	新篠津村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	94.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.69	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	松前町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.22	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	福島町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	知内町	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	-	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	94.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	設計変更を実施していない
北海道	木古内町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	93.6	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	七飯町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	20	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	案件により事後公表及 び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.2	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している	
北海道	鹿部町	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の 案件で事後公表を試行	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	森町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.33	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	八雲町	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公 営モデル以上平成31年3月中央公 営モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	97.0	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定し、設計変更を実施して いる
北海道	長万部町	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	江差町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成20年6月中央公営モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	上ノ国町	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	2016	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成20年6月中央公営モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.6	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	厚沢部町	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	乙部町	-	-	-	-	-	平成29年4月中央公営モデルを採用	案件により事後公表及 び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	95.9	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
北海道	奥尻町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
北海道	今金町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.94	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	せたな町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	昭和61年6月中央公営モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	97.7	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.53	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
北海道	島牧村	-	-	-	-	-	昭和61年6月中央公営モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.5	未実施事項あり	実施	実施	未実施	実施	実施	-	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
北海道	寿都町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	97.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	設計変更を実施していない
北海道	黒松内町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	蘭越町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	98.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
北海道	ニセコ町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
北海道	真狩村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営連モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営連モデルとの違いは、「範囲」(H29.4モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ項目内の選択肢のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していないれば「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(ず) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
北海道	留寿都村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	設計変更を実施していない
北海道	喜茂別町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	実施	未実施	実施	未実施	1.07	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	京極町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	95.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.19	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	倶知安町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	3.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	共和町	一定額超の下限額を設定	2008	-	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	岩内町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.9	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.51	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	泊村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	神恵内村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	積丹町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	古平町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.2	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.20	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	仁木町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	余市町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成20年6月中央公営連モデルを採用	原則非公表、一部案件で事後公表	全案件事後公表	未設置	97.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.69	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	赤井川村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	93.5	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	南幌町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.89	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	奈井江町	-	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成23年4月中央公営連モデル以上平成25年5月中央公営連モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.2	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	上砂川町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	-	設計変更を実施していない
北海道	由仁町	-	-	-	-	-	昭和61年6月中央公営連モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	96.7	-	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.40	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	長沼町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件で事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.84	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	栗山町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.67	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	月形町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	浦臼町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	新十津川町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	妹背牛町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	94.6	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	秋分別町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成28年4月中央公営連モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	97.7	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.44	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	雨竜町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	99.1	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	2.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ項目内の選択例のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用				総合評価落札方式の適切な活用			ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
		一般競争入札の導入状況 (下限金額)		総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定				(ず) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定				
		本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	本格導入時期													試行導入時期			
北海道	北竜町	-	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	96.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	沼田町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	97.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	鷹栖町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成21年4月中央公営モデルを採用	-	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	95.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.75	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	東神楽町	-	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	当麻町	-	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.9	-	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.79	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	比布町	-	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.74	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	愛別町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	その他	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件非公表	全案件非公表	未設置	95.4	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	上川町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	全案件非公表	未設置	97.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	東川町	-	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.33	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	美瑛町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	96.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.85	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	上富良野町	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	-	全案件非公表	全案件非公表	設置済み	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.61	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	中富良野町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.7	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.12	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	南富良野町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	-	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	占冠村	-	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	和歌町	-	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	剣淵町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	昭和61年6月中央公営モデルに準拠	-	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	97.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	下川町	-	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.3	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	美深町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営モデルを採用	-	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	音威子府村	-	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.14	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	中川町	-	-	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	97.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.58	設計変更を実施していない	
北海道	幌加内町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営モデルを採用	-	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.7	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	未実施	-	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	増毛町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	実施	未実施	-	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	小平町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	苫前町	-	-	-	-	-	平成31年3月中央公営モデルを採用	-	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	4.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	羽幌町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	96.4	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれその項目の達成状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
北海道	初山別村	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.5	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	遠別町	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	97.8	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	天塩町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2013	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	猿払村	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	-	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	浜頓別町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	中頓別町	-	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	97.4	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.78	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	枝幸町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.1	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	豊富町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2015	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	原則非公表、一部の案件で事後公表	他の発注機関の第三者機関に委任している	-	-	実施	実施	実施	実施	未実施	0.80	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	礼文町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.55	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	利尻町	-	-	-	-	-	その他	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	未設置	94.7	-	実施	未実施	未実施	実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	利尻富士町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.8	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.91	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	襟裳町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	96.1	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.31	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	美幌町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	96.5	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.82	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	津別町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	斜里町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.71	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	清里町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	96.5	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	2.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	小清水町	-	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.00	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	訓子府町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.3	-	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	置戸町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	佐呂間町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	96.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	遠軽町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.53	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	湧別町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.2	-	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	滝上町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	興部町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.61	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	西興部村	-	-	2017	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.7	-	実施	未実施	未実施	未実施	実施	-	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営連モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営連モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取組について、「しずく」をそれぞれ項目内の進捗状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の「発注見通しの統合を行っている」は除いて集計)
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働数/年度の工事平均稼働数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(X)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		一般競争入札の導入状況(下限金額)	総合評価落札方式の導入時期				低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ) 債務負担行為の積極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定			
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)														
北海道	雄武町	-	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	未集計	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.33	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	大空町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.9	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.68	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	豊浦町	-	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.6	-	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.84	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	仕舞町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	94.8	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	白老町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.0	-	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	厚真町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	洞爺湖町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	安平町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.73	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	むかわ町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.7	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.09	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	日高町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.96	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	平取町	-	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	監査委員等の既存の組織を活用している	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.44	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	新冠町	-	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	浦河町	-	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	95.5	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	様似町	-	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	97.2	-	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	えりも町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	91.8	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	新ひかか町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.54	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	音更町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	96.0	-	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.69	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	土樽町	-	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.6	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	上士幌町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.9	-	実施	実施	未実施	実施	未実施	0.80	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	鹿追町	一定額以上の下限額を設定	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.5	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	新得町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	清水町	-	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.7	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	1.00	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	芽室町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2018	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営連モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	-	未設置	95.8	-	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	中札内村	-	-	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件で事前公表	-	未設置	95.7	監査委員等の既存の組織を活用している	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	更別村	-	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年5月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれの項目内の選択記号のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期													平成30年度総 合評価落札方 式実施件数		
北海道	大樹町	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び 事前公表を併用	-	未設置	98.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.33	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している	
北海道	広尾町	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している	
北海道	幕別町	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	全案件事後公表	-	監督委員等の 取組の組織を活 用している	94.6	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	未実施	-	指針を策定し、設計変更を実施して いる	
北海道	池田町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	96.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定し、設計変更を実施して いる	
北海道	豊頃町	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.2	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している	
北海道	本別町	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.80	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している	
北海道	足寄町	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している	
北海道	陸別町	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	原則非公表、一部案件 で事前公表	-	未設置	96.5	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している	
北海道	浦幌町	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している	
北海道	釧路町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.1	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	厚岸町	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.9	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	浜中町	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件 で事後公表	-	未設置	96.9	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.33	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している	
北海道	標茶町	一定額以上の下限額を設定	2015	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	98.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.54	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	弟子屈町	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	平成25年5月中央公営モデルに準拠	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	97.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.64	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	鶴居村	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成21年4月中央公 営モデル以上平成23年4月中央公 営モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	94.3	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.21	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
北海道	白糠町	-	-	-	-	-	平成29年4月中央公営モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.4	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.22	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
北海道	別海町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の 案件で事後公表を試行	-	未設置	96.1	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.54	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	中標津町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	算定式は非公表	全案件事前公表	未回答	未設置	96.5	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	標津町	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
北海道	羅臼町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	98.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定し、設計変更を実施して いる
青森県	青森市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	2	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営モデルを採用	原則事前公表、一部の 案件で事後公表を試行	原則非公表、一部案件 で事後公表	設置済み	89.1	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.74	指針を策定し、設計変更を実施して いる
青森県	弘前市	一定額以上の下限額を設定	2010	-	24	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び 事前公表を併用	-	未設置	90.7	-	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.35	指針を策定し、設計変更を実施して いる
青森県	八戸市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	案件により事後公表及び 事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	89.9	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.75	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
青森県	黒石市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.6	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.14	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
青森県	五所川原市	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	93.4	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれ項目の進捗状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
青森県	十和田市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.4		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
青森県	三沢市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	1	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件非公表	未設置	95.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	むつ市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	95.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定し、設計変更を実施している
青森県	つがる市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.7		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.29	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	平川市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	95.7		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	平内町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.5		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.55	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	今別町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	92.6	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.73	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	蓬田村	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	95.8		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	外ヶ浜町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	94.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	鯉ヶ沢町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.2		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.26	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	深浦町	-	-	-	-	平成21年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	95.0		未実施	未実施	実施	実施	実施	実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	西目屋村	-	-	-	-	平成23年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	-		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	藤崎町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.7		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.45	設計変更を実施していない
青森県	大野町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.5	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.12	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	田舎館村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	板柳町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	91.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	鶴田町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.4	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.07	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	中泊町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	95.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.16	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	野辺地町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	90.4	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	1.03	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	七戸町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	96.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.62	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	六戸町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.9	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.45	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	横浜町	-	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.5		実施	実施	実施	実施	未実施	0.42	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	東北町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	95.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.54	指針を策定し、設計変更を実施している
青森県	六ヶ所村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.7	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.26	指針を策定し、設計変更を実施している
青森県	おいらせ町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.3		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働数/年度の工事平均稼働数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(X)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
青森県	大間町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	東通村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.9	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.38	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	風間浦村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	佐井村	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	87.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	三戸町	-	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	92.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.00	設計変更を実施していない
青森県	五戸町	-	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	96.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.11	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	田子町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	南部町	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	92.2	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	階上町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	87.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.19	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	新郷村	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.8	未実施	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.53	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	盛岡市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	16	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	92.7	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	実施	0.55	指針を策定し、設計変更を実施している
岩手県	宮古市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	設置済み	93.7	未実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.79	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	大船渡市	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成21年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.2	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.70	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	花巻市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	95.7	未実施	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.71	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	北上市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	91.5	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	久慈市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.3	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.89	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	遠野市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.0	未実施	実施	実施	実施	未実施	実施	0.52	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	一関市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	3	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.9	未実施事項あり	実施	実施	未実施	実施	実施	0.45	指針を策定し、設計変更を実施している
岩手県	陸前高田市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	97.3	未実施	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.71	設計変更を実施していない
岩手県	釜石市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.1	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.88	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	二戸市	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	八幡平市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定し、設計変更を実施している
岩手県	奥州市	-	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	滝沢市	-	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.8	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	常石町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.4	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.34	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれ項目別の選択のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期				低入札価格調査基準 価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)													
岩手県	葛巻町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.77	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	岩手町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	83.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	紫波町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	84.7	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.18	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	矢巾町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	91.1	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.67	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	西和賀町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.69	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	金ヶ崎町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.5	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	平泉町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	原則非公表、一部案件で事後公表	-	未設置	90.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.25	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	住田町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	大槌町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2018	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	87.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	山田町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	89.8	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している
岩手県	岩泉町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.98	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	田野畑村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.82	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	普代村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	1.25	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	軽米町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.44	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	野田村	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.66	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	九戸村	一定額以上の下限額を設定	2008	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	原則非公表、一部案件で事後公表	-	未設置	90.4	未実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.86	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	洋野町	-	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	一戸町	一定額以上の下限額を設定	-	1999	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	95.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	石巻市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	5	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.4	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.79	指針を策定し、設計変更を実施している
宮城県	塩竈市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	22	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	90.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.69	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
宮城県	気仙沼市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	92.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.88	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	白石市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.0	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.88	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	名取市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	8	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	92.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	角田市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.83	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
宮城県	多賀城市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	12	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	71.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.70	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取組みについては、「しずくせ」それぞれ独自の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		一般競争入札の導入状況(下限金額)	本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	第三者機関等の設置状況			(さ) 債務負担行為の積極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定		
宮城県	岩沼市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.9	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定し、設計変更を実施している
宮城県	登米市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	4	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	91.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	栗原市	一定額以上の下限額を設定	-	2017	0	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.3		実施	実施	未実施	実施	未実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している
宮城県	東松島市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	-	86.2		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.77	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	大崎市	一定額超の下限額を設定	2011	-	35	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.5		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	富谷市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	14	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	83.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.64	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	蔵王町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	3	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	91.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.17	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	七ヶ宿町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.87	設計変更を実施していない
宮城県	大河原町	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	-		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.58	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	村田町	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	90.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
宮城県	柴田町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	6	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	監督委員等の既存の組織を活用している	94.4	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.77	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	川崎町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	87.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
宮城県	丸森町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2010	-	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	原則非公表、一部案件で事後公表	-	未設置	95.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.71	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
宮城県	亶理町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	85.0	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
宮城県	山元町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件非公表	設置済み	88.9		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.91	指針を策定し、設計変更を実施している
宮城県	松島町	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	87.3		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.79	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	七ヶ浜町	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	監督委員等の既存の組織を活用している	87.7		実施	実施	実施	実施	実施	0.87	設計変更を実施していない
宮城県	利府町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	3	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成28年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	監督委員等の既存の組織を活用している	86.2		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.86	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	大和町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	79.3	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	大郷町	一定額以上の下限額を設定	2016	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	90.1		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.74	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	大衡村	一定額以上の下限額を設定	-	2008	2	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	88.2		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定し、設計変更を実施している
宮城県	色麻町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	昭和61年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	87.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.26	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	加美町	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.77	指針を策定し、設計変更を実施している
宮城県	涌谷町	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	設置済み	-		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	1.03	設計変更を実施していない
宮城県	美里町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	13	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.4		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.21	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれそれぞれの項目の選択肢のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していないれば「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注額/年度の工事平均発注額

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		平成30年度 総合評価落札 方式実施件数	総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表				(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期															
宮城県	女川町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	98.1	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.80	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している	
宮城県	南三陸町	一定額以上の下限額を設定	-	2015	0	一定額以上の下限額を設定	昭和61年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	94.4	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.95	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している	
秋田県	秋田市	一定額超の下限額を設定	2014	-	63	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.2	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	能代市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	その他	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	96.1	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.34	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	横手市	一定額超の下限額を設定	-	2008	9	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	97.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	大館市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	1	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	97.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.74	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	男鹿市	一定額超の下限額を設定	-	2011	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.80	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	湯沢市	一定額超の下限額を設定	-	2010	0	一定額超の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	鹿角市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	97.5	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	由利本荘市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.81	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	潟上市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.8	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.15	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	大仙市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	30	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	97.6	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.78	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	北秋田市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	98.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	にかほ市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	原則非公表、一部の案件で事前公表	-	未設置	97.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.34	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	仙北市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	98.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.83	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	小坂町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	98.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.33	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	上小阿仁村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	その他	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している	
秋田県	藤里町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している	
秋田県	三種町	-	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	八峰町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	92.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.64	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	五城目町	-	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.2	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	八戸周町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.22	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している	
秋田県	井川町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	1997	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	95.6	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.00	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	大湯村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	88.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	美郷町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.3	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.44	指針を策定し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29.4モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ独自の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
秋田県	羽後町	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	98.0		未実施	未実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定し、設計変更を実施している		
秋田県	東成基村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している		
山形県	山形市	一定額以上の下限額を設定	2018	-	7	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	94.2	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.44	指針を策定し、設計変更を実施している	
山形県	米沢市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2006	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	95.8	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定し、設計変更を実施している	
山形県	鶴岡市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	96.5	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	指針を策定し、設計変更を実施している	
山形県	酒田市	一定額超の下限額を設定	2007	-	76	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	94.9	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.46	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
山形県	新庄市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	95.2	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.63	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
山形県	寒河江市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.9	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.56	設計変更を実施していない	
山形県	上山市	一定額超の下限額を設定	-	2010	0	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	96.6	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
山形県	村山市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	0	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.6	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.97	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
山形県	長井市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	昭和61年6月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	97.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	設計変更を実施していない	
山形県	天童市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	監査委員等の既存の組織を活用している	97.5	実施	実施	実施	実施	未実施	0.30	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
山形県	東根市	一定額以上の下限額を設定	-	2011	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
山形県	尾花沢市	一定額以上の下限額を設定	2017	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.6	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	0.78	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
山形県	南陽市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.4	実施	実施	実施	実施	未実施	0.49	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
山形県	山辺町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	83.3	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
山形県	中山町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	95.3	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.33	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
山形県	河北町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	その他	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.58	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
山形県	西川町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	98.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
山形県	朝日町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.2	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	1.00	設計変更を実施していない	
山形県	大江町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	90.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
山形県	大石町	-	2010	-	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成23年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
山形県	金山町	-	2012	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
山形県	最上町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	95.1	未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
山形県	舟形町	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	一定額以上の下限額を設定	平成20年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	96.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれ項目別の選択のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注額/年度の工事平均発注額

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用			ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		一般競争入札の導入状況(下限金額)		総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表				(さ) 債務負担行為の積極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定		
		本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数	本格導入時期														
山形県	真室川町	-	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.6		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.24	設計変更を実施していない
山形県	大蔵村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山形県	鮭川村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	監督委員等の取付の組織を活用している	98.2	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	設計変更を実施していない
山形県	戸沢村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.80	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山形県	高畠町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.2		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.34	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
山形県	川西町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.4		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	1.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山形県	小国町	-	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	97.1		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.06	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山形県	白鷹町	-	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.82	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山形県	飯豊町	一定額以上の下限額を設定	2010	-	8	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成21年4月中央公営住宅モデルを採用	原則非公表、一部案件で事前公表	全案件非公表	未設置	-	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山形県	三川町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2016	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山形県	庄内町	一定額超の下限額を設定	-	2018	3	一定額超の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
山形県	遊佐町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	94.1		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	福島市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	92.2	未実施事項あり	実施	実施	未実施	実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している
福島県	会津若松市	一定額超の下限額を設定	2018	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	91.5		実施	実施	実施	実施	未実施	0.59	指針を策定し、設計変更を実施している
福島県	郡山市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	5	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	88.3		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.32	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
福島県	いわき市	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.0		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	白河市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	98.4		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	須賀川市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.6		未実施	未実施	実施	実施	実施	0.69	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
福島県	喜多方市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	91.1		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.46	指針を策定し、設計変更を実施している
福島県	相馬市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.78	指針を策定し、設計変更を実施している
福島県	二本松市	一定額超の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	88.4		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.61	指針を策定し、設計変更を実施している
福島県	田村市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	93.6	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	南相馬市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.54	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
福島県	伊達市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	94.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.35	指針を策定し、設計変更を実施している
福島県	本宮市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	19	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.3	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれの項目の進捗状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		一般競争入札の導入状況(下限金額)	総合評価落札方式の導入時期			低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ) 債務負担行為の積極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定				(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定				
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数												総合評価落札方式の導入状況(下限金額)			
福島県	桑折町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	-	未設置	97.1	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.20	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	国見町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	-	監査委員等の既存の組織を活用している	97.8	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	川俣町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	-	監査委員等の既存の組織を活用している	97.9	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	大玉村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	96.7	未実施事項あり	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.26	設計変更を実施していない	
福島県	鏡石町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	97.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	天栄村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福島県	下郷町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.66	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	楮枝枝村	-	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	未集計	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.42	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	只見町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.2	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.90	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福島県	南会津町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.0	-	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.75	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福島県	北塩原村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.69	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	西会津町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	磐梯町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	猪苗代町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成21年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件非公表	全案件非公表	未設置	95.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	会津坂下町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	平成20年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	監査委員等の既存の組織を活用している	94.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	湯川村	一定額超の下限額を設定	-	2018	1	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	設計変更を実施していない	
福島県	柳津町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	92.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	三島町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2018	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	監査委員等の既存の組織を活用している	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している	
福島県	金山町	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.77	設計変更を実施していない	
福島県	昭和村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	2.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	会津美里町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	96.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	西郷村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	96.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	泉崎村	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	95.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定し、設計変更を実施している	
福島県	中島村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定し、設計変更を実施している	
福島県	矢吹町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	算定式は非公表	全案件事後公表	原則非公表、一部案件で事後公表	設置済み	97.2	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化の取組み4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定	
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格 の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	第三者機関 等の設置状 況			(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															平成30年度総 合評価落札方 式実施件数
福島県	棚倉町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.0	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.06	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	矢祭町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	楨町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.1	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.32	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
福島県	鮫川村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.4	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.74	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	石川町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.5	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.39	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
福島県	玉川村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.9	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	平田村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	100.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	設計変更を実施していない
福島県	浅川町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	85.2	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.05	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
福島県	古殿町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	97.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.37	指針を策定し、設計変更を実施している
福島県	三香町	-	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	小野町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.4	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.58	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	広野町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	94.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	楢葉町	-	2019	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.3	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	実施	未実施	1.05	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	富岡町	一定額以上の下限額を設定	2016	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.4	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.76	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	川内村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2012	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	未集計	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.75	設計変更を実施していない
福島県	大熊町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	不明	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	未集計	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.96	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	双葉町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	95.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.23	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	浪江町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	95.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.58	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
福島県	葛尾村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	新地町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.71	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	飯舘村	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	水戸市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	10	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	94.0	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.70	指針を策定し、設計変更を実施している
茨城県	日立市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	97.4	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.42	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
茨城県	土浦市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	95.6	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.51	指針を策定し、設計変更を実施している
茨城県	古河市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	91.3	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.44	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ独自の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していないが「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		一般競争入札の導入状況(下限金額)	総合評価落札方式の導入時期	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)		低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ)債務負担行為の積極的な活用	(し)柔軟な工期の設定				(す)速やかな経手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定				
				本格導入時期	試行導入時期												平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)		
茨城県	石岡市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	89.7		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定し、設計変更を実施している	
茨城県	結城市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.22	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
茨城県	龍ヶ崎市	一定額超の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	96.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
茨城県	下妻市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事前公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	96.8		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.25	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
茨城県	常総市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	監査委員等の既存の組織を活用している	95.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	設計変更を実施していない	
茨城県	常陸太田市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	4	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	94.7		未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.15	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
茨城県	高萩市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	95.6		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.64	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
茨城県	北茨城市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成23年4月中央公営モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	96.3	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
茨城県	笠間市	一定額超の下限額を設定	2008	-	1	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	95.5	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
茨城県	取手市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成23年4月中央公営モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	96.1		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.71	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
茨城県	牛久市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	91.9		実施	実施	実施	実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している	
茨城県	つくば市	一定額超の下限額を設定	-	2009	5	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	89.3	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.70	指針を策定し、設計変更を実施している	
茨城県	ひたちなか市	一定額超の下限額を設定	-	2008	1	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成23年4月中央公営モデル以上平成25年5月中央公営モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	88.4	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
茨城県	鹿嶋市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	一定額超の下限額を設定	平成28年4月中央公営モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	96.0		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.39	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
茨城県	潮来市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	その他	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	94.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.72	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
茨城県	守谷市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事前公表	-	未設置	84.7		実施	未実施	未実施	実施	実施	0.96	指針を策定し、設計変更を実施している	
茨城県	常陸大宮市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	1	一定額以上の下限額を設定	平成23年4月中央公営モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	設置済み	95.7		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
茨城県	那珂市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	1	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	87.8		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.37	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
茨城県	筑西市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	設置済み	93.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
茨城県	坂東市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	88.6		未実施	未実施	実施	実施	実施	0.68	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
茨城県	稲敷市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	89.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
茨城県	かすみがうら市	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	86.4		実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.27	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
茨城県	桜川市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	91.8		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
茨城県	神栖市	一定額以上の下限額を設定	-	2012	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	87.6	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.29	指針を策定し、設計変更を実施している	
茨城県	行方市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.5		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.25	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択状況
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後働件数/年度の工事平均後働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
茨城県	銚田市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の 案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	90.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定し、設計変更を実施している
茨城県	つくばみらい市	一定額以上の下限額を設定	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	93.6	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.53	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
茨城県	小美玉市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.8	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	茨城町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	94.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	大洗町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.69	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	城里町	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	91.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
茨城県	東海村	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定し、設計変更を実施している
茨城県	大子町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.16	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	美浦村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.44	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
茨城県	阿見町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び 事前公表を併用	全案件事後公表	監督委員等の 存在の組織を活用している	87.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.75	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	河内町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.13	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	八千代町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.24	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
茨城県	五霞町	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.2	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している
茨城県	境町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.1	未実施	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.38	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
茨城県	利根町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.4	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.33	指針を策定し、設計変更を実施している
栃木県	宇都宮市	一定額超の下限額を設定	2006	-	51	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.6	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している
栃木県	足利市	一定額以上の下限額を設定	2019	-	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公 営住宅モデル以上平成31年3月中央公 営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	96.8	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
栃木県	栃木市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	96.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.35	指針を策定し、設計変更を実施している
栃木県	佐野市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.9	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.32	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
栃木県	鹿沼市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公 営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.4	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定し、設計変更を実施している
栃木県	日光市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公 営住宅モデル以上平成31年3月中央公 営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	91.8	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している
栃木県	小山市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	91.8	未実施	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.41	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
栃木県	真岡市	一定額超の下限額を設定	-	2007	3	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	94.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.35	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
栃木県	大田原市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	算定式は非公表	案件により事後公表及び 事前公表を併用	全案件非公表	未設置	95.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
栃木県	矢板市	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	監督委員等の 存在の組織を活用している	96.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.40	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれその項目の達成状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後働件数/年度の工事平均後働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		一般競争入札の導入状況(下限金額)		総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ) 債務負担行為の積極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定			
		本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数	本格導入時期													試行導入時期		
栃木県	那須塩原市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	昭和61年6月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	96.1		実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.66	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
栃木県	さくら市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	90.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.19	指針を策定し、設計変更を実施している	
栃木県	那須烏山市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	96.3		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定し、設計変更を実施している	
栃木県	下野市	一定額超の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.7		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
栃木県	上三川町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	5	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	93.0		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している	
栃木県	益子町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	94.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
栃木県	茂木町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.38	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
栃木県	市貝町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	96.0		未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.00	指針を策定し、設計変更を実施している	
栃木県	芳賀町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	96.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
栃木県	壬生町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	94.4		実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
栃木県	野木町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	95.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
栃木県	塩谷町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	1998	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.77	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
栃木県	高根沢町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	89.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
栃木県	那須町	一定額以上の下限額を設定	2015	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.8		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
栃木県	那珂川町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成23年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
群馬県	前橋市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	9	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	95.5		実施	未実施	実施	実施	実施	0.39	指針を策定し、設計変更を実施している	
群馬県	高崎市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	平成21年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.8		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.61	指針を策定し、設計変更を実施している	
群馬県	桐生市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事前公表	設置済み	96.8		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.39	指針を策定し、設計変更を実施している	
群馬県	伊勢崎市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	10	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	93.2		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	指針を策定し、設計変更を実施している	
群馬県	太田市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	85.3	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定し、設計変更を実施している	
群馬県	沼田市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	91.7	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している	
群馬県	館林市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	5	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	92.4		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.24	指針を策定し、設計変更を実施している	
群馬県	渋川市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	95.5		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.35	指針を策定し、設計変更を実施している	
群馬県	藤岡市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.1		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
群馬県	富岡市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	1	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	96.7	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれの項目の進捗のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格 の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
群馬県	安中市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.2		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	みどり市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	88.7	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	榛東村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	吉岡町	一定額以上の下限額を設定	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	原則非公表、一部案件で事前公表	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.49	設計変更を実施していない
群馬県	上野村	-	-	2012	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	神流町	-	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	他の発注機関の第三者機関に委任している	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	下仁田町	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	97.9		未実施	未実施	実施	実施	未実施	1.11	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	南牧村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	98.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.85	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	甘楽町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.6		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している
群馬県	中之条町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.7		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	長野原町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.84	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	鳩志村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.2		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.86	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	草津町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	94.4		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.33	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	高山村	-	2010	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.6		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.22	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	東吾妻町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.75	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
群馬県	片品村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	1.71	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	川場村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.65	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
群馬県	昭和村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	その他	全案件事後公表	全案件非公表	監査委員等の既存の組織を活用している	-	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	みなかみ町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	96.3		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	玉村町	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.5		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.77	指針を策定し、設計変更を実施している
群馬県	板倉町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.8		未実施	未実施	実施	実施	未実施	1.16	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	明和町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.0		実施	実施	未実施	実施	未実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	千代田町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	91.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	設計変更を実施していない
群馬県	大泉町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.12	指針を策定し、設計変更を実施している
群馬県	邑楽町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	96.1		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択肢のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
埼玉県	川越市	一定額超の下限額を設定	2012	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	90.9		実施	実施	実施	未実施	実施	0.43	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	熊谷市	一定額以上の下限額を設定	2019	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	91.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	川口市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	2	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	94.0		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	行田市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.7		未実施	未実施	実施	実施	実施	0.43	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	秩父市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	91.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.58	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	所沢市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	6	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.2		未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.28	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	飯能市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.4		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	加須市	一定額以上の下限額を設定	2010	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.48	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	本庄市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	2	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	監査委員等の取付の組織を活用している	93.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	東松山市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.8		未実施	実施	実施	実施	実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	春日部市	一定額超の下限額を設定	-	2006	24	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	94.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.40	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	狭山市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	91.3		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	羽生市	一定額超の下限額を設定	-	2007	1	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.4		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.18	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	鴻巣市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	6	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	92.3	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.23	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	深谷市	一定額超の下限額を設定	-	2008	11	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	88.9		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.35	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	上尾市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	草加市	一定額超の下限額を設定	-	2008	5	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.7	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	越谷市	一定額以上の下限額を設定	2017	-	21	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	92.9		実施	未実施	未実施	実施	実施	0.39	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	蕨市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	83.4		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.75	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	戸田市	一定額超の下限額を設定	2015	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	93.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.60	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	入間市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	90.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.70	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	朝霞市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	90.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.69	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	志木市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.7		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	和光市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	93.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.64	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	新産市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	1	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.1		実施	未実施	実施	実施	実施	0.79	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択肢のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化の取組みは4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
埼玉県	橘川市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	90.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.63	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	久喜市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	3	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.9	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.25	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	北本市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	96.1	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.44	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	八潮市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	96.5	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.50	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	富士見市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	90.2	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	三郷市	一定額超の下限額を設定	-	2007	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.66	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	蓮田市	一定額超の下限額を設定	2001	-	2	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	85.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	坂戸市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.5	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	幸手市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	94.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.52	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	鶴ヶ島市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	91.0	未実施	実施	実施	実施	実施	未実施	0.56	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	日高市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	88.9	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	吉川市	一定額超の下限額を設定	-	2007	7	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	91.7	未実施事項あり	実施	実施	未実施	実施	未実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	ふじみ野市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	89.1	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	実施	0.51	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	白岡市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	伊奈町	一定額以上の下限額を設定	2011	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	97.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	三芳町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	92.5	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	毛呂山町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	85.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.41	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	越生町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	84.0	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.35	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	滑川町	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	嵐山町	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	92.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.21	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	小川町	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	92.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.43	設計変更を実施していない
埼玉県	川島町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.7	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	吉見町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.3	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	鳩山町	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	89.9	未実施	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.42	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	ときがわ町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	100.0	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.20	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通通設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通通設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通通設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通通設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通通設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通通設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通通設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通通設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取組内容については、「しずせそ」それぞれ項目の選定結果のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注額/年度の工事平均発注額

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用		ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び旅行令において実施すべき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定		
		一般競争入札の導入状況(下限金額)		総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式の導入状況(下限金額)		低入札価格調査基準価格の算定式				(さ) 債務負担行為の積極的な活用								
		本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表				(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)				
埼玉県	横瀬町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成21年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	92.3	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.16	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
埼玉県	皆野町	下限額は設定せずに対象工事を選定	2008	-	1	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	設計変更を実施していない		
埼玉県	長瀬町	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成21年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	76.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.17	設計変更を実施していない		
埼玉県	小鹿野町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	1	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.2	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
埼玉県	東秩父村	-	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件非公表	未回答	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	0.00	指針を策定し、設計変更を実施している		
埼玉県	美里町	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
埼玉県	神川町	一定額以上の下限額を設定	2016	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	89.5	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
埼玉県	上里町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件非公表	-	未設置	90.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	設計変更を実施していない		
埼玉県	寄居町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	2	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	85.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.26	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
埼玉県	宮代町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	92.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
埼玉県	杉戸町	一定額以上の下限額を設定	2018	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	91.2	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
埼玉県	松伏町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	92.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
千葉県	綾子市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.72	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
千葉県	市川市	一定額超の下限額を設定	2006	-	17	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	95.0	実施	未実施	実施	未実施	実施	0.41	指針を策定し、設計変更を実施している		
千葉県	船橋市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	16	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を併用	全案件事後公表	設置済み	91.0	実施	未実施	実施	実施	実施	0.74	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
千葉県	館山市	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.1	未実施	未実施	実施	実施	実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
千葉県	木更津市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.4	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
千葉県	松戸市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	93.1	未実施	実施	未実施	未実施	実施	0.49	指針を策定し、設計変更を実施している		
千葉県	野田市	一定額以上の下限額を設定	2010	-	16	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.2	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.16	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
千葉県	茂原市	一定額超の下限額を設定	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.6	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.40	指針を策定し、設計変更を実施している		
千葉県	成田市	一定額超の下限額を設定	2009	-	59	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	89.8	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.58	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
千葉県	佐倉市	一定額超の下限額を設定	2017	-	29	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	89.1	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定し、設計変更を実施している		
千葉県	東金市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	92.9	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
千葉県	旭市	一定額超の下限額を設定	2019	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	82.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
千葉県	習志野市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	1	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	96.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している		

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれその項目の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
千葉県	柏市	一定額超の下限額を設定	2008	-	33	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.9	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	勝浦市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	93.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	市原市	一定額超の下限額を設定	2017	-	32	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.1	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	流山市	一定額超の下限額を設定	2009	-	18	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	96.1	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.62	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	八千代市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.3	-	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	我孫子市	一定額超の下限額を設定	2008	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	93.6	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.54	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	鴨川市	一定額以上の下限額を設定	-	2014	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.4	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.49	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	鎌ヶ谷市	一定額以上の下限額を設定	2017	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	89.8	-	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.62	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	君津市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.0	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.45	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	富津市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	98.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
千葉県	浦安市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	96.3	-	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.66	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
千葉県	四街道市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	87.0	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	袖ヶ浦市	一定額超の下限額を設定	2012	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.7	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.41	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	八街市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	91.9	-	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
千葉県	印西市	一定額超の下限額を設定	2015	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	87.0	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.27	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	白井市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	85.2	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.42	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	富里市	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	96.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.72	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
千葉県	南房総市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.5	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.53	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	匝瑳市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	一定額超の下限額を設定	平成20年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	91.0	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.24	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	香取市	一定額以上の下限額を設定	2015	-	19	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.7	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.61	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	山武市	一定額超の下限額を設定	-	2018	2	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	未設置	88.6	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.45	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	いすみ市	一定額以上の下限額を設定	-	2013	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.5	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.48	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	大網白里市	一定額超の下限額を設定	2009	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	92.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
千葉県	酒々井町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.0	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
千葉県	栄町	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	昭和61年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.8	-	実施	実施	未実施	未実施	実施	0.40	設計変更を実施していない

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれの項目の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働数/年度の工事平均稼働数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		一般競争入札の導入状況(下限金額)	総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ)債務負担行為の積極的な活用	(し)柔軟な工期の設定				(す)速やかな繰越手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定				
			本格導入時期	試行導入時期													平成30年度総合評価落札方式実施件数			
千葉県	神崎町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
千葉県	多古町	一定額超の下限額を設定	-	2011	0	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	93.9	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
千葉県	東庄町	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	案件により事後公表及び事前公表を併用	未設置	82.2	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	設計変更を実施していない	
千葉県	九十九里町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	97.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.71	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
千葉県	芝山町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	97.0	実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
千葉県	横芝光町	一定額超の下限額を設定	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.10	設計変更を実施していない	
千葉県	一宮町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	100.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.75	設計変更を実施していない	
千葉県	睦沢町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
千葉県	長生村	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	95.5	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.23	指針を策定し、設計変更を実施している	
千葉県	白子町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.00	設計変更を実施していない	
千葉県	長柄町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	88.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.06	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
千葉県	長南町	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.32	設計変更を実施していない	
千葉県	大多喜町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.3	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
千葉県	御宿町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	92.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
千葉県	館南町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成21年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	97.2	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.98	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	千代田区	一定額以上の下限額を設定	-	2016	2	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	設置済み	85.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している	
東京都	中央区	一定額超の下限額を設定	2007	-	42	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.66	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	港区	一定額超の下限額を設定	-	2010	0	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	90.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	新宿区	一定額超の下限額を設定	2018	-	9	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	91.4	実施	未実施	実施	実施	実施	実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している	
東京都	文京区	一定額以上の下限額を設定	-	2012	7	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	94.1	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.58	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	台東区	一定額以上の下限額を設定	-	2012	3	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	原則非公表、一部案件で事後公表	原則非公表、一部案件で事後公表	未設置	90.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.69	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	墨田区	一定額以上の下限額を設定	2016	-	0	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件非公表	設置済み	87.7	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
東京都	江東区	一定額以上の下限額を設定	2012	-	39	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	89.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	品川区	一定額以上の下限額を設定	2014	-	27	一定額以上の下限額を設定	-	原則非公表、一部案件で事前公表	-	未設置	90.0	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.44	指針を策定し、設計変更を実施している	
東京都	目黒区	一定額以上の下限額を設定	-	2008	18	一定額以上の下限額を設定	昭和61年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	設置済み	90.9	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.31	指針を策定し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれ項目の進捗のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用		ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定		
		一般競争入札の導入状況(下限金額)		総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式の導入状況(下限金額)		低入札価格調査基準価格の公表				(さ) 債務負担行為の積極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定				
		本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	低入札価格調査基準価格の公表											予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表
東京都	大田区	一定額以上の下限額を設定	-	2008	17	一定額以上の下限額を設定	-	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	設置済み	90.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している
東京都	世田谷区	一定額超の下限額を設定	2014	-	14	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	設置済み	92.9	実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.71	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	渋谷区	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	一定額以上の下限額を設定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	設置済み	94.9	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している	
東京都	中野区	一定額以上の下限額を設定	2008	-	50	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	97.3	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	杉並区	一定額以上の下限額を設定	2006	-	22	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	92.8	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.72	指針を策定し、設計変更を実施している	
東京都	豊島区	一定額以上の下限額を設定	2016	-	32	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件非公表	設置済み	91.9	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.61	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	北区	一定額超の下限額を設定	-	2008	7	下限額は設定せずに対象工事を選定	その他	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	93.0	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.53	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
東京都	荒川区	一定額超の下限額を設定	-	2009	4	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	88.8	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	板橋区	一定額以上の下限額を設定	-	2008	27	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	95.5	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	練馬区	一定額以上の下限額を設定	2008	-	16	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	91.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	足立区	一定額以上の下限額を設定	-	2008	3	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件非公表	設置済み	92.7	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.55	指針を策定し、設計変更を実施している	
東京都	葛飾区	一定額以上の下限額を設定	-	2007	41	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	設置済み	86.6	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	0.30	指針を策定し、設計変更を実施している	
東京都	江戸川区	一定額以上の下限額を設定	2018	-	6	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	93.4	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.41	指針を策定し、設計変更を実施している	
東京都	八王子市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	36	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	91.7	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.37	指針を策定し、設計変更を実施している	
東京都	立川市	一定額超の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	86.4	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定し、設計変更を実施している	
東京都	武蔵野市	一定額以上の下限額を設定	-	2016	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	89.1	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	三鷹市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	1	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成23年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	92.3	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
東京都	青梅市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	9	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	府中市	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.8	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.54	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
東京都	昭島市	一定額以上の下限額を設定	2017	-	16	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.9	未実施事項あり	実施	実施	未実施	実施	未実施	0.54	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	調布市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	98.3	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	町田市	一定額超の下限額を設定	2016	-	8	一定額超の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	90.8	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	小金井市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	3	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	97.3	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	小平市	一定額以上の下限額を設定	2013	-	3	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	96.1	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	日野市	一定額以上の下限額を設定	2017	-	29	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	設置済み	94.8	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ項目の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の「発注見通しの統合を行っている」は別として集計)
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注額/年度の工事平均発注額

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表				(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期															
東京都	東村山市	一定額以上の下限額を設定	-	2015	1	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	94.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.80	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	国分寺市	一定額以上の下限額を設定	2013	-	6	一定額以上の下限額を設定	平成21年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.5	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.67	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
東京都	国立市	一定額以上の下限額を設定	-	2012	3	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	93.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	福生市	一定額以上の下限額を設定	-	2014	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	92.1	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.66	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	狛江市	一定額以上の下限額を設定	-	2016	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	93.2	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.75	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	東大和市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.8	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.86	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	清瀬市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	東久留米市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	91.5	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.56	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
東京都	武蔵村山市	一定額以上の下限額を設定	-	2017	0	一定額以上の下限額を設定	平成20年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	88.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	0.68	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
東京都	多摩市	一定額以上の下限額を設定	2012	-	18	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	90.8	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	0.70	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	稲城市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	3	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	97.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	羽村市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.6	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	あきる野市	一定額以上の下限額を設定	2017	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成21年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	90.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している	
東京都	西東京市	一定額以上の下限額を設定	-	2011	2	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	設置済み	92.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	瑞穂町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	90.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	日の出町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	93.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	0.32	指針を策定し、設計変更を実施している	
東京都	檜原村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	奥多摩町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.8	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.30	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	大島町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	88.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.32	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	利島村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	1998	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.7	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.86	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	新島村	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	神津島村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件で事前公表	-	未設置	97.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.12	設計変更を実施していない	
東京都	三宅村	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	99.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	御蔵島村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	97.6	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.18	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
東京都	八丈町	-	-	2009	8	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	98.6	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれその項目の進捗状況、「そ」を早期執行のための目標設定の「発注見通しの統合を行っている」は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発働件数/年度の工事平均発働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定	
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準 価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表				(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期																平成30年度総 合評価落札方 式実施件数
東京都	青ヶ島村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	小笠原村	-	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
神奈川県	横浜質市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	91.9	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定し、設計変更を実施している
神奈川県	平塚市	一定額超の下限額を設定	2008	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.0	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.64	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	鎌倉市	一定額超の下限額を設定	-	2008	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.5	-	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.79	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	藤沢市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	3	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.6	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	小田原市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	89.6	-	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.43	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	茅ヶ崎市	一定額超の下限額を設定	-	2008	7	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.7	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.60	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	逗子市	一定額超の下限額を設定	-	2011	0	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を併用	全案件事後公表	未設置	90.1	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
神奈川県	三浦市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.1	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	秦野市	一定額超の下限額を設定	-	2008	6	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	86.7	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
神奈川県	厚木市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	3	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	90.5	-	実施	未実施	実施	実施	実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	大和市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	設置済み	92.5	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	伊勢原市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	93.1	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	海老名市	一定額超の下限額を設定	-	2009	1	一定額超の下限額を設定	その他	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	87.0	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
神奈川県	座間市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	88.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.26	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	南足柄市	一定額超の下限額を設定	-	2015	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	89.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.13	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	綾瀬市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	90.9	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
神奈川県	東山町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	85.7	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.28	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
神奈川県	寒川町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.35	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
神奈川県	大磯町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	83.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.26	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
神奈川県	二宮町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	中井町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	84.8	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
神奈川県	大井町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	-	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.13	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
神奈川県	松田町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	91.2	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.26	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営通モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営通モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営通モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営通モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営通モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営通モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営通モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営通モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営通モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
神奈川県	山北町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	95.3		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.07	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
神奈川県	開成町	一定額以上の下限額を設定	-	2018	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	89.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.14	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
神奈川県	箱根町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	監督委員等の既存の組織を活用している	98.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.33	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
神奈川県	真鶴町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
神奈川県	湯河原町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	84.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
神奈川県	愛川町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営通モデルに準拠	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	92.1		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.14	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
神奈川県	清川村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.52	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	長岡市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	監督委員等の既存の組織を活用している	94.7		実施	実施	実施	未実施	未実施	0.70	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	三条市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	91.3		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.78	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	柏崎市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	96.2		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	新発田市	一定額超の下限額を設定	-	2007	52	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営通モデル以上平成31年3月中央公営通モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	96.2		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	小千谷市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.1		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.74	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
新潟県	加茂市	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.7		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.93	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
新潟県	十日町市	一定額超の下限額を設定	-	2008	2	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.8	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.79	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
新潟県	見附市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.9		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.90	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
新潟県	村上市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.8		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
新潟県	燕市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	4	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	92.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.49	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	糸魚川市	一定額超の下限額を設定	-	2007	13	一定額超の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	妙高市	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	96.1		実施	未実施	実施	実施	実施	0.61	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	五泉市	一定額超の下限額を設定	-	2013	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	上越市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	2	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.3		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.72	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
新潟県	阿賀野市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	4	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	95.1	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
新潟県	佐渡市	一定額超の下限額を設定	2019	-	51	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営通モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	95.3		実施	実施	実施	未実施	未実施	0.86	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
新潟県	魚沼市	一定額以上の下限額を設定	-	2011	2	一定額超の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.9		実施	未実施	実施	実施	実施	0.58	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
新潟県	南魚沼市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.5		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.71	設計変更を実施していない

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通通設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通通設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通通設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通通設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通通設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通通設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通通設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通通設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29.4モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれその項目の選択肢のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していないが「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
新潟県	胎内市	一定額超の下限額を設定	2007	-	2	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
新潟県	聖籠町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	3	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	91.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
新潟県	弥彦村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	90.5	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
新潟県	田上町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
新潟県	阿賀町	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	95.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
新潟県	出雲崎町	-	-	2008	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.7	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	2.25	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
新潟県	湯沢町	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.7	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	1.12	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
新潟県	津南町	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	刈羽村	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.9	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	実施	0.88	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
新潟県	関川村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.98	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
新潟県	粟島浦村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	設計変更を実施していない
富山県	富山市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	46	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	96.4	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.61	指針を策定し、設計変更を実施している
富山県	高岡市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	154	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.2	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.61	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
富山県	魚津市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	5	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルに準拠	原則事前公表、一部の案件で事後公表を併用	全案件事後公表	未設置	97.9	実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定し、設計変更を実施している
富山県	水見市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	93.6	実施	未実施	実施	未実施	未実施	実施	0.54	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
富山県	滑川市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	一定額以上の下限額を設定	平成23年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	95.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.25	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
富山県	黒部市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	15	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	96.4	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
富山県	砺波市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	37	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	90.0	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.85	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
富山県	小矢部市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	2	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	98.6	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
富山県	南砺市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	35	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	98.3	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
富山県	射水市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	18	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.58	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
富山県	舟橋村	-	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件非公表	全案件非公表	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
富山県	上市町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	97.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
富山県	立山町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	97.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.85	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
富山県	入善町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.64	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共設仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共設仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共設仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共設仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共設仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共設仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共設仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共設仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平成7年4~6月期の工事平均単価/年度の工事平均単価

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期				低入札価格調査基準 価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方 式の導入状況 (下限金額)													
富山県	朝日町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.93	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
石川県	金沢市	一定額超の下限額を設定	-	2007	15	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	91.6	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.64	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
石川県	七尾市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	96.6	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.66	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
石川県	小松市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	19	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	94.3	-	実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.75	指針を策定し、設計変更を実施している
石川県	輪島市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	94.3	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
石川県	珠洲市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	92.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
石川県	加賀市	一定額以上の下限額を設定	2016	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.4	-	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
石川県	羽咋市	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.7	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している
石川県	かほく市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
石川県	白山市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.5	-	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.61	指針を策定し、設計変更を実施している
石川県	能美市	一定額超の下限額を設定	-	2007	2	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.0	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.52	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
石川県	野々市市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.0	-	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.64	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
石川県	川北町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
石川県	津幡町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	3	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	90.0	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.24	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
石川県	内灘町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.4	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.12	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
石川県	志賀町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	89.5	-	実施	実施	実施	実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
石川県	宝達志水町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.6	-	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.44	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
石川県	中能登町	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.0	-	未実施	未実施	実施	実施	実施	0.47	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
石川県	穴水町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.4	-	実施	実施	実施	実施	未実施	0.30	設計変更を実施していない
石川県	能登町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	94.4	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.58	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
福井県	福井市	一定額以上の下限額を設定	2013	-	3	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.6	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.83	指針を策定し、設計変更を実施している
福井県	敦賀市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福井県	小浜市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	93.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	1.08	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福井県	大野市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.9	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.71	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
福井県	勝山市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	13	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	未集計	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択肢のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均後働件数/年度の工事平均後働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準 価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定				(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定				
			本格導入時期	試行導入時期															
福井県	鯖江市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	-	設置済み	95.7	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施して いる
福井県	あわら市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	設置済み	94.9	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.80	指針を策定し、設計変更を実施して いる
福井県	越前市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.2	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.79	設計変更を実施していない
福井県	坂井市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.9	-	実施	未実施	実施	実施	実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
福井県	永平寺町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.80	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
福井県	池田町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.6	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	1.52	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
福井県	南越前町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	1	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公 営住宅モデル以上平成29年4月中央公 営住宅モデル未満の水準)	全案件非公表	全案件非公表	未設置	94.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
福井県	越前町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及 び事前公表を併用	-	未設置	95.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.95	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
福井県	美浜町	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公 営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.2	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.99	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
福井県	高浜町	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.34	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
福井県	おおい町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.1	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
福井県	若狹町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	その他	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.86	指針を策定し、設計変更を実施して いる
山梨県	甲府市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	55	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及 び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	97.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定し、設計変更を実施して いる
山梨県	富士吉田市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及 び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	96.2	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
山梨県	都留市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	66.6	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.55	指針を策定し、設計変更を実施して いる
山梨県	山梨市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	2	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	98.3	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.45	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
山梨県	大月市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	監査委員等の 既存の組織を活用 している	98.7	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.90	指針を策定し、設計変更を実施して いる
山梨県	韮崎市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.39	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
山梨県	南アルプス市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	監査委員等の 既存の組織を活用 している	96.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.57	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
山梨県	北杜市	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.8	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.73	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
山梨県	甲斐市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	3	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	95.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	実施	0.34	指針を策定し、設計変更を実施して いる
山梨県	笛吹市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及 び事前公表を併用	-	設置済み	90.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.68	指針を策定し、設計変更を実施して いる
山梨県	上野原市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及 び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.8	-	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.55	指針を策定し、設計変更を実施して いる
山梨県	甲州市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及 び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	94.7	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.24	指針を策定し、設計変更を実施して いる
山梨県	中央市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	2	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公 営住宅モデル以上平成31年3月中央公 営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.2	-	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施して いる

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ独自の進捗状況、いづれかひとつでも実施していれば「実施」、いづれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均単価/年度工事平均単価

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 美観な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
山梨県	市川三郷町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.7	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.68	設計変更を実施していない
山梨県	早川町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	昭和61年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	99.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山梨県	身延町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	95.4	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定し、設計変更を実施している
山梨県	南都町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事前公表	設置済み	92.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定し、設計変更を実施している
山梨県	富士川町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	94.7	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定し、設計変更を実施している
山梨県	昭和町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	97.0	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	実施	0.51	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
山梨県	道志村	-	2010	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	98.0	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
山梨県	西桂町	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.34	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山梨県	忍野村	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	昭和61年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	97.3	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山梨県	山中湖村	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	監督委員等の既存の組織を活用している	97.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.35	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山梨県	鳴沢村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
山梨県	富士河口湖町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	監督委員等の既存の組織を活用している	94.4	未実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している
山梨県	小菅村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山梨県	丹波山村	-	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件非公表	原則事前公表、一部の案件で事後公表	未設置	-	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	3.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	長野市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	9	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	90.4	未実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.78	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	松本市	一定額以上の下限額を設定	2013	-	30	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.7	未実施	実施	実施	実施	実施	未実施	0.54	指針を策定し、設計変更を実施している
長野県	上田市	一定額超の下限額を設定	2012	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	92.1	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.74	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	岡谷市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.4	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.22	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	飯田市	一定額以上の下限額を設定	2016	-	10	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.4	未実施	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	諏訪市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成23年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.7	未実施	実施	実施	未実施	実施	未実施	0.28	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	須坂市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	91.1	未実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	小諸市	一定額超の下限額を設定	-	2009	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	86.4	未実施	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	伊那市	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	未集計	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	駒ヶ根市	一定額以上の下限額を設定	2012	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	98.4	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.58	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	中野市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.58	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ項目の進捗状況
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発単価/年度の工事平均後発単価

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
長野県	大田市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	96.2		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.44	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	飯山市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	茅野市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	92.6	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	実施	実施	0.96	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	塩尻市	一定額以上の下限額を設定	-	2017	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営モデル以上平成29年4月中央公営モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定し、設計変更を実施している
長野県	佐久市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	81.6		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	千曲市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	91.0	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.92	設計変更を実施していない
長野県	東御市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	96.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	安曇野市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営モデル以上平成29年4月中央公営モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	98.0		実施	未実施	実施	実施	実施	0.49	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	小海町	-	不明	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	-		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	1.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	川上村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.69	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	南牧村	-	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件で事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.33	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	南相木村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	-		実施	実施	実施	実施	未実施	1.23	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	北相木村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	97.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	佐久穂町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.80	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	軽井沢町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	93.0	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	御代田町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	89.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	設計変更を実施していない
長野県	立科町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.77	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	青木村	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	長和町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	-		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	下諏訪町	一定額以上の下限額を設定	2011	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	原則非公表、一部案件で事後公表	未設置	95.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	富士見町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	原村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	平成28年4月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	98.8	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	辰野町	一定額以上の下限額を設定	-	2012	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	97.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	箕輪町	一定額以上の下限額を設定	-	2016	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	97.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.84	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	飯島町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	平成20年6月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	95.3		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.49	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成2年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目内の選択肢のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定	
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	第三者機関 等の設置状 況			(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(ず) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															平成30年度総 合評価落札方 式実施件数
長野県	南箕輪村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.4	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.31	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	中川村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件 で事後公表	-	未設置	98.6	-	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.26	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	宮田村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.3	監査委員等の 既存の組織を活用している	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	松川町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.1	監査委員等の 既存の組織を活用している	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	高森町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	未集計	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.17	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	阿南町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	監査委員等の 既存の組織を活用している	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.19	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	阿智村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.09	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	平谷村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	根羽村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	2.00	設計変更を実施していない
長野県	下條村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	設計変更を実施していない
長野県	売木村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	96.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	2.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	天穂村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.6	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	森島村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	高木村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	96.0	監査委員等の 既存の組織を活用している	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	豊丘村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	86.0	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.88	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	大鹿村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	2.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	上松町	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.1	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	南木曾町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2012	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.3	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.72	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	木祖村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.7	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	王滝村	-	-	2018	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.80	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	大桑村	-	-	2012	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.35	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	木曾町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.45	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	麻績村	一定額以上の下限額を設定	-	2016	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件非公表	-	未設置	-	監査委員等の 既存の組織を活用している	未実施	実施	実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	生坂村	-	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件 で事後公表	-	未設置	99.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.78	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	山形村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれその項目の進捗状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期													平成30年度総 合評価落札方 式実施件数		
長野県	朝日村	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	設計変更を実施していない
長野県	筑北村	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.86	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
長野県	池田町	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	-	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定し、設計変更を実施して いる
長野県	松川村	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成20年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	87.9	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施して いる
長野県	白馬村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.0	-	未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.58	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
長野県	小谷村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
長野県	坂城町	-	-	-	-	-	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	97.7	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
長野県	小布施町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	88.6	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.75	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
長野県	高山村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	-	実施	実施	未実施	未実施	未実施	1.29	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
長野県	山ノ内町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定し、設計変更を実施して いる
長野県	木島平村	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	86.6	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
長野県	野沢温泉村	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	93.8	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	実施	0.86	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
長野県	信濃町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	81.2	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.31	設計変更を実施していない
長野県	小川村	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
長野県	飯綱町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	77.8	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.32	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
長野県	栄村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	未実施	1.16	設計変更を実施していない
岐阜県	岐阜市	一定額以上の下限額を設定	-	2006	59	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	原則事前公表、一部の 案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	91.2	-	実施	実施	実施	未実施	実施	0.37	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
岐阜県	大垣市	一定額以上の下限額を設定	2016	-	63	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の 案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	94.0	-	実施	未実施	実施	実施	実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施して いる
岐阜県	高山市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	11	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	97.6	-	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施して いる
岐阜県	多治見市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.9	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.70	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
岐阜県	関市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.2	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.40	指針を策定し、設計変更を実施して いる
岐阜県	中津川市	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及 び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	94.0	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
岐阜県	美濃市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	独自モデルを採用(平成25年5月中央公 営住宅モデル以上平成29年4月中央公 営住宅モデル未満の水準)	原則事前公表、一部の 案件で事後公表を試行	原則事前公表、一部の 案件で事後公表を試行	未設置	95.4	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.32	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
岐阜県	瑞浪市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	94.6	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.58	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
岐阜県	羽島市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	1	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公 営住宅モデル未満の水準)	原則事前公表、一部の 案件で事後公表を試行	全案件非公表	未設置	92.3	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.12	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ独自の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注額/年度の工事平均発注額

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		総合評価落札方式の導入時期		平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ)債務負担行為の積極的な活用	(し)柔軟な工期の設定				(す)速やかな経手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定				
		本格導入時期	試行導入時期																	
岐阜県	恵那市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	94.9	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	実施	0.51	指針を策定し、設計変更を実施している	
岐阜県	美濃加茂市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件非公表	未設置	94.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.33	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岐阜県	土岐市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	1	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.5	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.70	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岐阜県	各務原市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	3	下限額は設定せずに対象工事を選定	その他	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	93.6	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	未実施	0.46	指針を策定し、設計変更を実施している	
岐阜県	可児市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	92.5	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定し、設計変更を実施している	
岐阜県	山県市	一定額以上の下限額を設定	2012	-	6	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	91.0	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	実施	0.33	指針を策定し、設計変更を実施している	
岐阜県	瑞穂市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	6	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.52	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
岐阜県	飛騨市	下限額は設定せずに対象工事を選定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.9	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.57	指針を策定し、設計変更を実施している	
岐阜県	本巣市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	92.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岐阜県	郡上市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を選定	その他	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	96.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岐阜県	下呂市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.4	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.60	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
岐阜県	海津市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	95.4	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.42	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
岐阜県	岐南町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	74.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岐阜県	笠松町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件非公表	設置済み	96.7	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.70	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岐阜県	養老町	一定額以上の下限額を設定	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件非公表	全案件非公表	未設置	-	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.58	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
岐阜県	垂井町	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成23年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	94.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岐阜県	関ヶ原町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件非公表	全案件非公表	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岐阜県	神戸町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定し、設計変更を実施している	
岐阜県	輪之内町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	98.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.10	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岐阜県	安八町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	-	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	未実施	1.02	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岐阜県	揖斐川町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成23年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	95.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.27	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
岐阜県	大野町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	88.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.83	指針を策定し、設計変更を実施している	
岐阜県	池田町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.22	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岐阜県	北方町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している	
岐阜県	坂祝町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注額/年度の工事平均発注額

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定	
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	第三者機関 等の設置状 況			(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															平成30年度総 合評価落札方 式実施件数
岐阜県	富加町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	91.0		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岐阜県	川辺町	一定額以上の下限額を設定	2010	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営モデル以上平成23年4月中央公営モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	91.7		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.40	指針を策定し、設計変更を実施している
岐阜県	七宗町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	93.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岐阜県	八百津町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	94.3		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.33	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岐阜県	白川町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	第三者機関等の設置の組織を活用している	100.0		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定し、設計変更を実施している
岐阜県	東白川村	-	-	2008	18	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	未実施	0.22	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岐阜県	御嵩町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営モデルに準拠	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	95.5		未実施	実施	実施	実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岐阜県	白川村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.1		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
静岡県	沼津市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	92.7		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	熱海市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	97.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	三島市	一定額超の下限額を設定	-	2007	4	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	93.5	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	富士宮市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	92.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
静岡県	伊東市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	94.9		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.34	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	島田市	一定額超の下限額を設定	-	2007	4	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.8	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	実施	0.33	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	富士市	一定額以上の下限額を設定	-	2006	22	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.4		実施	未実施	実施	実施	実施	0.33	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	磐田市	一定額超の下限額を設定	2007	-	33	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	89.1	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	実施	0.46	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	焼津市	一定額超の下限額を設定	-	2007	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	91.4		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.34	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	掛川市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	94.8		実施	未実施	実施	未実施	実施	0.46	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	藤枝市	一定額超の下限額を設定	-	2007	24	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.0		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	御殿場市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	93.8	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.54	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	袋井市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	他の発注機関の第三者機関に委任している	94.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.29	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
静岡県	下田市	一定額以上の下限額を設定	-	2011	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	100.0		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.45	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
静岡県	裾野市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	92.4		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.27	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	湖西市	一定額超の下限額を設定	-	2009	17	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	91.5		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.44	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	伊豆市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれ別の選択のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注額/年度の工事平均発注額

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用		ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定	
		一般競争入札の導入状況(下限金額)	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	総合評価落札方式の導入時期		低入札価格調査基準価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	H30年度競争入札平均落札率(%)				(さ)債務負担行為の積極的な活用	(し)柔軟な工期の設定	(す)速やかな経手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定			
				本格導入時期	試行導入時期														平成30年度総合評価落札方式実施件数
静岡県	御前崎市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	一定額超の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.11	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
静岡県	菊川市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.5	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	伊豆の国市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	91.8	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.25	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
静岡県	牧之原市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.1		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.38	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
静岡県	東伊豆町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.2		未実施	未実施	実施	実施	実施	0.35	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	河津町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	95.5	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	南伊豆町	一定額超の下限額を設定	2007	-	1	一定額超の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.2		実施	未実施	実施	実施	実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	松崎町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	-		実施	未実施	実施	未実施	未実施	1.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	西伊豆町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	89.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	函南町	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	92.6		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.32	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	清水町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.7	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.46	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
静岡県	長泉町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	85.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	小山町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	吉田町	一定額超の下限額を設定	2007	-	1	一定額超の下限額を設定	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	86.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.16	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
静岡県	川根本町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.77	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	森町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	97.2		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛知県	豊橋市	一定額超の下限額を設定	2011	-	47	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.1		実施	未実施	実施	実施	実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	岡崎市	一定額超の下限額を設定	2009	-	70	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	93.3		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.47	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛知県	一宮市	一定額以上の下限額を設定	2015	-	61	一定額以上の下限額を設定	その他	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	94.5		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	瀬戸市	一定額以上の下限額を設定	2015	-	10	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成20年6月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	92.0		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.28	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	半田市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	3	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.8		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛知県	春日井市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	4	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	92.3		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛知県	豊川市	一定額超の下限額を設定	-	2008	9	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	94.1		未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.44	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	津島市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.0		未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.18	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛知県	碧南市	一定額超の下限額を設定	-	2007	3	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成23年4月中央公営住宅モデル以上平成25年5月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	88.9	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	実施	0.31	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれその項目の達成状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
愛知県	刈谷市	一定額超の下限額を設定	2007	-	20	一定額以上の下限額を設定	平成20年6月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	94.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	豊田市	一定額超の下限額を設定	2006	-	142	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.1		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	安城市	一定額超の下限額を設定	2007	-	30	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成29年5月中央公営住宅モデル未満の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	93.7		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.75	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	西尾市	一定額超の下限額を設定	-	2008	7	下限額は設定せずに対象工事を選定	その他	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	93.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛知県	蒲郡市	一定額超の下限額を設定	-	2008	3	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.2		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.37	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	犬山市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事前公表	-	未設置	93.6		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.25	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	常滑市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事前公表	-	未設置	90.9		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	江南市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を選定	その他	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.2		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛知県	小牧市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	2	下限額は設定せずに対象工事を選定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成29年5月中央公営住宅モデル未満の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	85.2		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛知県	稲沢市	一定額超の下限額を設定	-	2007	2	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	93.2		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛知県	新城市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	東海市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	3	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	93.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.51	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛知県	大府市	一定額超の下限額を設定	-	2007	2	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.51	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	知多市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.1		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	知立市	一定額超の下限額を設定	2018	-	11	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.6		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.19	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	尾張旭市	一定額超の下限額を設定	2018	-	1	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成20年6月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	88.8		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	高浜市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	算定式は非公表	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件非公表	設置済み	93.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛知県	岩倉市	一定額超の下限額を設定	2019	-	1	一定額超の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.9		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.17	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛知県	豊明市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.9	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	実施	0.54	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛知県	日進市	一定額超の下限額を設定	-	2007	2	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	90.0		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.34	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	田原市	一定額超の下限額を設定	-	2008	1	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	96.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	愛西市	一定額以上の下限額を設定	2014	-	1	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	90.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.17	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛知県	清須市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	3	一定額以上の下限額を設定	平成20年6月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	94.3		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.33	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛知県	北名古屋	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.0		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.50	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛知県	弥富市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成20年6月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	91.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期				低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表				(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)													
愛知県	みよし市	一定額超の下限額を設定	2012	-	4	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	88.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定し、設計変更を実施している	
愛知県	あま市	一定額以上の下限額を設定	2013	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	94.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.26	指針を策定し、設計変更を実施している	
愛知県	長久手市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	1	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	91.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
愛知県	東郷町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.8	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.28	指針を策定し、設計変更を実施している	
愛知県	豊山町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	93.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.13	指針を策定し、設計変更を実施している	
愛知県	大口町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.19	指針を策定し、設計変更を実施している	
愛知県	扶桑町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	95.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
愛知県	大治町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件非公表	全案件非公表	未設置	90.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
愛知県	蟹江町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.1	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.45	指針を策定し、設計変更を実施している	
愛知県	飛島村	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額超の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	94.5	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	0.29	指針を策定し、設計変更を実施している	
愛知県	阿久比町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	93.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.34	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
愛知県	東浦町	一定額超の下限額を設定	2007	-	11	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件非公表	未設置	90.0	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している	
愛知県	南知多町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.0	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
愛知県	美浜町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
愛知県	武豊町	一定額超の下限額を設定	2012	-	1	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	86.2	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.16	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
愛知県	幸田町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	93.6	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
愛知県	設楽町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	0.57	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
愛知県	東栄町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.16	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
愛知県	豊根村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.06	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
三重県	津市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	87.8	実施	実施	実施	実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している	
三重県	四日市市	一定額超の下限額を設定	2008	-	16	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	90.1	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.42	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
三重県	伊勢市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	87.4	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
三重県	松阪市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	85.2	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.47	指針を策定し、設計変更を実施している	
三重県	桑名市	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	89.4	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している	
三重県	鈴鹿市	一定額超の下限額を設定	-	2007	13	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	89.8	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の達成数のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していないれば「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期				低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表				(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)													
三重県	名張市	一定額超の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	88.6		未実施	未実施	実施	実施	実施	0.83	指針を策定し、設計変更を実施している
三重県	尾鷲市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	90.0		実施	未実施	実施	実施	実施	0.28	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
三重県	亀山市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	91.7		未実施	未実施	実施	実施	実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	鳥羽市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	89.3	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.32	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
三重県	熊野市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.3	未実施事項あり	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.84	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
三重県	いなべ市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.7	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	志摩市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	91.3		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.34	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	伊賀市	一定額超の下限額を設定	-	2011	4	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	90.9		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.78	指針を策定し、設計変更を実施している
三重県	木曾峠町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	88.6		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.25	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	東員町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	87.6		未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.37	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
三重県	菟野町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	86.9		実施	未実施	実施	実施	実施	0.56	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
三重県	朝日町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	86.2		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.32	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	川越町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	93.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	多気町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	設置済み	93.8		未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.96	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	明和町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.1	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	未実施	0.52	設計変更を実施していない
三重県	大台町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	87.0		実施	未実施	未実施	実施	未実施	1.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	玉城町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	80.3		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.63	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	度会町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	91.4		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	大紀町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.85	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	南伊勢町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.2		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している
三重県	紀北町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	93.8		未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.34	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
三重県	御浜町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	87.2		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.55	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
三重県	紀宝町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	90.4		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	1.20	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
滋賀県	大津市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	89.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.59	指針を策定し、設計変更を実施している
滋賀県	彦根市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	90.4		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ別の進捗状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期				低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表				(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(ず) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)													
滋賀県	長浜市	一定額超の下限額を設定	2010	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.9		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.54	指針を策定し、設計変更を実施している
滋賀県	近江八幡市	一定額以上の下限額を設定	2006	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	設置済み	80.2		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.64	設計変更を実施していない
滋賀県	草津市	一定額以上の下限額を設定	-	2006	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	90.5		未実施	実施	未実施	未実施	実施	0.47	指針を策定し、設計変更を実施している
滋賀県	守山市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	89.1		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
滋賀県	栗東市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.3		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
滋賀県	甲賀市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	91.2	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	実施	0.43	指針を策定し、設計変更を実施している
滋賀県	野洲市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	85.7		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.33	指針を策定し、設計変更を実施している
滋賀県	湖南市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	86.2		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.67	指針を策定し、設計変更を実施している
滋賀県	高島市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	83.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
滋賀県	東近江市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	85.8		実施	未実施	未実施	実施	実施	0.47	指針を策定し、設計変更を実施している
滋賀県	米原市	一定額超の下限額を設定	2007	-	3	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	88.5		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定し、設計変更を実施している
滋賀県	日野町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	86.4	監査委員等の既存の組織を活用している	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
滋賀県	竜王町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	90.0	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.77	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
滋賀県	愛宕町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	83.7		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.87	指針を策定し、設計変更を実施している
滋賀県	豊郷町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	84.3		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.08	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
滋賀県	甲良町	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	86.1		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
滋賀県	多賀町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	88.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
京都府	福知山市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	89.2		実施	実施	実施	未実施	実施	0.67	指針を策定し、設計変更を実施している
京都府	舞鶴市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2002	-	4	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	88.9		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.59	指針を策定し、設計変更を実施している
京都府	綾部市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	89.4		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.81	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
京都府	宇治市	一定額以上の下限額を設定	2013	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	設置済み	88.5		未実施	未実施	実施	実施	実施	0.55	指針を策定し、設計変更を実施している
京都府	宮津市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.1	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.70	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
京都府	亀岡市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	86.5		実施	未実施	実施	実施	実施	0.57	指針を策定し、設計変更を実施している
京都府	城陽市	一定額以上の下限額を設定	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	89.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.82	指針を策定し、設計変更を実施している
京都府	向日市	一定額以上の下限額を設定	-	2019	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	86.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.58	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれの項目の進捗状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の「発注見通しの統合を行っている」は除いて集計)
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注額/年度の工事平均発注額

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
京都府	長岡京市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	86.9	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
京都府	八幡市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	89.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.19	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
京都府	京田辺市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	90.6	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
京都府	京丹後市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	90.5	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定し、設計変更を実施している	
京都府	南丹市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	89.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.35	指針を策定し、設計変更を実施している
京都府	木津川市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	86.0	実施	未実施	実施	未実施	実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している	
京都府	大山崎町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	未集計	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
京都府	久御山町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	88.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.13	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
京都府	井手町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	83.0	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.65	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
京都府	宇治田原町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	88.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.25	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
京都府	笠置町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.9	実施	未実施	未実施	実施	未実施	1.27	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
京都府	和東町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	89.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.63	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
京都府	精華町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	82.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.60	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
京都府	南山城村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	88.6	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.12	指針を策定し、設計変更を実施している	
京都府	京丹波町	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	88.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.77	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
京都府	伊根町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	90.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.88	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
京都府	与謝野町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	92.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
大阪府	岸和田市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	89.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している	
大阪府	豊中市	一定額以上の下限額を設定	-	2015	0	一定額以上の下限額を設定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	90.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	0.62	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
大阪府	池田市	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	設置済み	92.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.30	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
大阪府	吹田市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	90.3	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.60	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
大阪府	泉大津市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	89.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
大阪府	高槻市	一定額以上の下限額を設定	2018	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	案件により事後公表及び事前公表を併用	設置済み	83.9	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.44	指針を策定し、設計変更を実施している	
大阪府	貝塚市	一定額以上の下限額を設定	-	2016	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	89.2	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
大阪府	守口市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	91.8	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営通モデルとは (直捷工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営通モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営通モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営通モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営通モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営通モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営通モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営通モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営通モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれの項目の進捗状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働数/年度の工事平均稼働数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ) 債務負担行為の積極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続				(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定					
		本格導入時期	試行導入時期																	
大阪府	枚方市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営通モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.9	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
大阪府	茨木市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	90.8	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.44	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
大阪府	八尾市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	84.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.67	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
大阪府	泉佐野市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	83.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
大阪府	富田林市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	89.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.41	指針を策定し、設計変更を実施している		
大阪府	寝屋川市	一定額超の下限額を設定	2019	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営通モデル以上平成23年4月中央公営通モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	82.1	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
大阪府	河内長野市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	87.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
大阪府	松原市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営通モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	93.5	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
大阪府	大東市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事前公表	-	未設置	89.7	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	0.41	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
大阪府	和泉市	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	89.6	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
大阪府	箕面市	下限額は設定せずに対象工事を選定	2012	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営通モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	案件により事後公表及び事前公表を併用	未設置	94.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
大阪府	柏原市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	78.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.47	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
大阪府	羽曳野市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	81.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
大阪府	門真市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	85.6	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.81	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
大阪府	摂津市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	90.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
大阪府	高石市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
大阪府	藤井寺市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	86.7	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	0.62	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
大阪府	東大阪市	一定額超の下限額を設定	2019	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成23年4月中央公営通モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	84.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
大阪府	泉南市	一定額以上の下限額を設定	-	2016	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	80.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定し、設計変更を実施している		
大阪府	四條郡	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営通モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	92.3	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
大阪府	交野市	一定額以上の下限額を設定	-	2014	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事前公表	-	未設置	81.6	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.70	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
大阪府	大阪狭山市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	89.0	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.47	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
大阪府	阪南市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	88.7	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.19	指針を策定し、設計変更を実施している		
大阪府	島本町	一定額超の下限額を設定	2010	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	82.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.64	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
大阪府	豊能町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	93.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれ独自の項目の選択既設/年度の工事平均稼働数/年数の工事平均稼働数
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働数/年度の工事平均稼働数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令に おいて実施 すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	第三者機関 等の設置状 況			(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期														
大阪府	能勢町	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
大阪府	忠岡町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	設計変更を実施していない
大阪府	熊取町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	81.6	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.33	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
大阪府	田尻町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	85.2	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.38	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
大阪府	岬町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成21年4月中央公営住宅モデルを採用	原則非公表、一部案件で事前公表	原則非公表、一部案件で事前公表	未設置	87.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.35	設計変更を実施していない
大阪府	太子町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	89.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
大阪府	河南町	一定額超の下限額を設定	-	2008	2	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	86.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.01	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
大阪府	千早赤阪村	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	81.8	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	3.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
兵庫県	姫路市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	7	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.6	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.54	指針を策定し、設計変更を実施している
兵庫県	尼崎市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	設置済み	93.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定し、設計変更を実施している
兵庫県	明石市	一定額超の下限額を設定	-	2008	3	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.0	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.80	指針を策定し、設計変更を実施している
兵庫県	西宮市	一定額以上の下限額を設定	2012	-	5	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	92.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している
兵庫県	洲本市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.1	実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.52	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
兵庫県	芦屋市	一定額以上の下限額を設定	-	2004	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	設置済み	90.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定し、設計変更を実施している
兵庫県	伊丹市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	89.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
兵庫県	相生市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	80.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	0.75	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
兵庫県	豊岡市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.5	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
兵庫県	加古川市	一定額超の下限額を設定	-	2008	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	82.8	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.69	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
兵庫県	赤穂市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	88.5	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.26	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
兵庫県	西脇市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	その他	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	87.5	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.54	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
兵庫県	宝塚市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	89.8	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.69	指針を策定し、設計変更を実施している
兵庫県	三木市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	92.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
兵庫県	高砂市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	81.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
兵庫県	川西市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事前公表	未設置	91.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している
兵庫県	小野市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件で事後公表	-	未設置	80.3	実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.36	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれその項目の達成率のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		総合評価落札方式の導入時期		平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ)債務負担行為の積極的な活用	(し)美観な工期の設定				(す)速やかな経手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定				
		本格導入時期	試行導入時期																	
兵庫県	三田市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	89.1	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.46	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
兵庫県	加西市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	84.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している			
兵庫県	丹波篠山市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	89.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	設計変更を実施していない		
兵庫県	美敷市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	89.8	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.80	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	丹波市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	82.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	0.80	指針を策定し、設計変更を実施している		
兵庫県	南あわじ市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.6	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.67	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
兵庫県	朝来市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	89.9	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	0.09	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
兵庫県	淡路市	-	2005	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	92.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	中央市	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	84.3	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.34	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
兵庫県	加東市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則非公表、一部案件で事後公表	全案件事後公表	未設置	80.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	たつの市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	一定額超の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	88.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	猪名川町	一定額以上の下限額を設定	2017	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.2	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.58	指針を策定し、設計変更を実施している		
兵庫県	多可町	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	監査委員等の既存の組織を活用している	85.0	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	稲美町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	79.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	播磨町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	80.4	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	市川町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	80.9	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.88	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	福崎町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	77.6	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	神河町	一定額以上の下限額を設定	2013	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	86.4	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
兵庫県	太子町	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	89.5	実施	未実施	実施	未実施	未実施	1.04	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	上郡町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	90.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.18	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
兵庫県	佐用町	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	90.9	未実施	実施	実施	未実施	実施	0.33	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	香美町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.76	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	新温泉町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	90.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定し、設計変更を実施している		
奈良県	奈良市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	76.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定し、設計変更を実施している		
奈良県	大和高田市	下限額は設定せずに対象工事を選定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	91.5	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.54	指針を策定し、設計変更を実施している		

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ別の項目の進捗状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準 価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定				(ず) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定				
			本格導入時期	試行導入時期															
奈良県	大和郡山市	一定額超の下限額を設定	-	2002	1	一定額超の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	設置済み	90.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	天理市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	88.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.70	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	橿原市	一定額超の下限額を設定	2012	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	84.9	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	桜井市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	7	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	87.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.91	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	五條市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	22	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	87.8	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	御所市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	93.4	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.76	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	生駒市	一定額超の下限額を設定	2014	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成23年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	80.7	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	香芝市	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	82.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.44	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
奈良県	葛城市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	89.6	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.53	設計変更を実施していない
奈良県	宇陀市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	87.2	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.72	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	山添村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	平群町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	91.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.22	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	三郷町	一定額以上の下限額を設定	2012	-	2	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	86.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	斑鳩町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	86.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	安堵町	一定額以上の下限額を設定	2013	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	-	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	実施	0.78	設計変更を実施していない
奈良県	川西町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2012	-	未集計	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	未集計	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	三宅町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	100.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.74	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	田原本町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2016	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	88.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.34	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	曾根村	一定額以上の下限額を設定	2015	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	89.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.21	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	御杖村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.7	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	高取町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	87.0	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	1.18	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	明日香村	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	87.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	上牧町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2014	-	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.6	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.91	設計変更を実施していない
奈良県	王寺町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	93.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	広陵町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定	
			総合評価落札方式の導入時期				低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表			第三者機関 等の設置状 況	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し			(そ) 早期執行のための目 標設定
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度 総合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)													
奈良県	河合町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.6		実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	吉野町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.1		未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	大淀町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	6	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	88.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.32	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	下市町	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	87.7		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	1.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
奈良県	黒滝村	一定額超の下限額を設定	2015	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.0		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.76	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
奈良県	天川村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	88.2		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.20	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	野迫川村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	87.7		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	十津川村	一定額以上の下限額を設定	2006	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	91.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.83	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	下北山村	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.4		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.23	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
奈良県	上北山村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2006	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	87.9		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	川上村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2013	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	設置済み	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	東吉野村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2013	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.8		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している
和歌山県	和歌山市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	一定額超の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	90.0	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	実施	0.60	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
和歌山県	海南市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	90.4		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	橋本市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	84.1		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.61	指針を策定し、設計変更を実施している
和歌山県	有田市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	95.6		未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.10	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	御坊市	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.4	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.71	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	田辺市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	90.1	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	新宮市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	96.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	紀の川市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	87.5		実施	未実施	未実施	実施	実施	0.42	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
和歌山県	岩出市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	81.2		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	紀美野町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成21年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	84.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.54	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
和歌山県	かつらぎ町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	88.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	実施	1.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	九度山町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.3	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	高野町	-	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件で事後公表	-	未設置	-		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成2年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれその項目の進捗のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定は除いて集計)
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注額/年度の工事平均発注額

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用			ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令に於いて実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		一般競争入札の導入状況(下限金額)		総合評価落札方式の導入状況(下限金額)			低入札価格調査基準価格の公表						(さ)債務負担行為の積極的な活用	(し)柔軟な工期の設定	(す)速やかな繰越手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定		
		本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表											
和歌山県	湯浅町	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	96.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
和歌山県	広川町	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	90.9	-	実施	未実施	実施	未実施	実施	0.58	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
和歌山県	有田川町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	全案件事前公表	-	未設置	96.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.70	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
和歌山県	美浜町	-	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	90.0	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
和歌山県	日高町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成23年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	97.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
和歌山県	由良町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.8	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.94	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	印南町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.6	-	未実施	未実施	実施	実施	実施	0.61	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
和歌山県	みなべ町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	90.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.54	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
和歌山県	日高川町	-	2007	-	20	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
和歌山県	白浜町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.0	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.32	設計変更を実施していない
和歌山県	上富田町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.18	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	すさみ町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	未集計	-	実施	未実施	実施	実施	実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	那智勝浦町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	90.1	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.68	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
和歌山県	太地町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	87.9	-	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.07	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	古座川町	-	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	67.4	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	実施	0.56	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
和歌山県	北山村	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	98.8	-	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.10	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	串本町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	85.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.75	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鳥取県	鳥取市	一定額以上の下限額を設定	-	2019	0	一定額以上の下限額を設定	その他	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	93.3	-	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.56	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
鳥取県	米子市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	32	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.2	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.50	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
鳥取県	倉吉市	-	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件非公表	未設置	-	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.64	指針を策定し、設計変更を実施している
鳥取県	境港市	一定額以上の下限額を設定	-	2015	9	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	94.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.81	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鳥取県	岩美町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.4	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.52	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
鳥取県	若桜町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	94.9	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.20	設計変更を実施していない
鳥取県	智頭町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.7	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.56	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
鳥取県	八頭町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	97.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれの項目の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の「発注見通し」の統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定		
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 美観な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定					
			本格導入時期	試行導入時期																	
鳥取県	三朝町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	全案件非公表	未設置	92.8		未実施	実施	実施	実施	未実施	0.84	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥取県	湯梨浜町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.81	指針を策定し、設計変更を実施している
鳥取県	琴浦町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成20年6月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則非公表、一部案件で事後公表	監督委員等の設 定の範囲を 活用している	94.3	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.72	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥取県	北栄町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2010	-	6	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.89	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鳥取県	日吉津村	-	-	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.13	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鳥取県	大山町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	設置済み	97.4	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	実施	未実施	0.65	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
鳥取県	南部町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	-	未設置	95.7	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	未実施	0.68	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥取県	伯耆町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	-	未設置	96.1	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥取県	日南町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	監督委員等の設 定の範囲を 活用している	95.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.83	設計変更を実施していない	
鳥取県	日野町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	98.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥取県	江府町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	設置済み	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.81	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥取県	松江	一定額以上の下限額を設定	-	2007	26	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.2	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定し、設計変更を実施している	
鳥取県	浜田市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.5	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥取県	出雲市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	16	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.8	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している	
鳥取県	益田市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	4	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.77	指針を策定し、設計変更を実施している	
鳥取県	大田市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥取県	安来市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	96.7	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥取県	江津市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
鳥取県	雲南市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.9	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥取県	奥出雲町	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	97.7	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
鳥取県	飯南町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	未集計	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	設計変更を実施していない	
鳥取県	川本町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2010	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	98.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.53	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
鳥取県	美郷町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	98.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥取県	邑南町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.8	未実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥取県	津和野町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれ項目の選択のうえ、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発働件数/年度の工事平均発働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期				低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表				(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)													
鳥根県	吉賀町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.8	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥根県	海士町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.0	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.69	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥根県	西ノ島町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥根県	知夫村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	1.14	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
鳥根県	隠岐の島町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	98.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岡山県	倉敷市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	6	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	原則事前公表、一部の案件で事後公表を併用	全案件事前公表	未設置	89.1	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.74	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岡山県	津山市	一定額以上の下限額を設定	2012	-	18	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	89.6	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	0.52	指針を策定し、設計変更を実施している	
岡山県	玉野市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を併用	全案件事後公表	設置済み	86.5	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.61	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岡山県	笠岡市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	92.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岡山県	井原市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	92.7	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.46	指針を策定し、設計変更を実施している	
岡山県	総社市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.52	指針を策定し、設計変更を実施している	
岡山県	高梁市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定し、設計変更を実施している	
岡山県	新見市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定し、設計変更を実施している	
岡山県	備前市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成23年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	88.7	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定し、設計変更を実施している	
岡山県	瀬戸内市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	89.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.62	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
岡山県	赤松市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	88.2	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.77	指針を策定し、設計変更を実施している	
岡山県	真庭市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	9	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	92.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している	
岡山県	美作市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	90.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.23	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岡山県	法口市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	87.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.22	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岡山県	和気町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	1.14	設計変更を実施していない	
岡山県	早島町	一定額以上の下限額を設定	-	2016	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	87.8	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.09	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
岡山県	里庄町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	81.8	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.48	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
岡山県	矢掛町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	1	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	91.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.27	設計変更を実施していない	
岡山県	新庄村	-	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	92.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岡山県	鏡野町	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成28年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	89.7	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.36	指針を策定し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取組みについては、「し」をそれぞれその項目の選択のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	第三者機関 等の設置状 況			(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期														
岡山県	勝央町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.2	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.86	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岡山県	赤松町	-	-	-	-	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.5	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.25	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岡山県	西栗倉村	一定額以上の下限額を設定	2018	-	0	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.0	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岡山県	久米南町	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	89.0	監督委員等の既存の組織を活用している	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.71	指針を策定し、設計変更を実施している
岡山県	美咲町	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	88.9	他の発注機関の第三者機関に委任している	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.71	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岡山県	吉備中央町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.9	-	実施	未実施	未実施	未実施	0.49	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
広島県	呉市	一定額超の下限額を設定	2016	-	9	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	91.1	-	実施	実施	実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
広島県	竹原市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.4	-	未実施	未実施	実施	実施	0.31	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
広島県	三原市	一定額超の下限額を設定	2008	-	0	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	92.8	監督委員等の既存の組織を活用している	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
広島県	尾道市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.8	-	実施	未実施	未実施	実施	0.53	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
広島県	福山市	一定額超の下限額を設定	-	2008	40	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	91.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	0.55	指針を策定し、設計変更を実施している
広島県	府中市	一定額以上の下限額を設定	2012	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	94.5	-	未実施	未実施	未実施	未実施	0.75	指針を策定し、設計変更を実施している
広島県	三次市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	86.9	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
広島県	庄原市	一定額超の下限額を設定	2008	-	16	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.6	-	未実施	未実施	実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
広島県	大竹市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.6	-	未実施	未実施	実施	実施	0.22	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
広島県	東広島市	一定額超の下限額を設定	-	2007	6	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	90.5	-	実施	実施	実施	未実施	0.66	指針を策定し、設計変更を実施している
広島県	廿日市市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	5	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	95.7	-	実施	実施	実施	実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
広島県	安芸高田市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	93.4	-	未実施	未実施	未実施	未実施	0.52	指針を策定し、設計変更を実施している
広島県	江田島市	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成20年6月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	90.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
広島県	府中町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	85.5	-	実施	未実施	実施	未実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
広島県	海田町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	92.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	0.30	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
広島県	熊野町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	89.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
広島県	坂町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	92.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.75	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
広島県	安芸太田町	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	98.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
広島県	北広島町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	3	一定額以上の下限額を設定	その他	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	97.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	0.91	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれの特徴のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用		ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令における実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定	
		一般競争入札の導入状況(下限金額)		総合評価落札方式の導入時期		低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表				(さ) 債務負担行為の積極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定			
		本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)														
広島県	大崎上島町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.6	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
広島県	世羅町	一定額超の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	94.2	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
広島県	神石高原町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則非公表、一部案件で事後公表	未設置	97.9	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.48	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
山口県	下関市	一定額超の下限額を設定	2016	-	66	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成28年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	95.3	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.69	指針を策定し、設計変更を実施している
山口県	宇部市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	92.5	-	未実施	実施	未実施	未実施	実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	山口市	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.5	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定し、設計変更を実施している
山口県	萩市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成23年4月中央公営住宅モデル以上平成28年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	90.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.42	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	防府市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	4	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成28年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	92.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.76	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	下松市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	93.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	岩国市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	91.2	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
山口県	光市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件非公表	未設置	94.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	長門市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	94.2	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.71	指針を策定し、設計変更を実施している
山口県	柳井市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	その他	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	93.8	-	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.28	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	美祇市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	90.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.37	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
山口県	周南市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.4	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.64	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	山陽小野田市	-	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	87.6	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.74	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	周防大島町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2010	19	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	90.2	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.34	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	和木町	-	2009	-	0	一定額以上の下限額を設定	その他	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	83.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.03	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	上関町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	92.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	田布施町	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.6	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	平生町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	91.8	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	阿武町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	1.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	徳島市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	30	一定額以上の下限額を設定	平成23年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	88.4	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	鳴門市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	93.8	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.64	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	小松島市	一定額以上の下限額を設定	2012	-	5	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	93.3	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.50	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれそれぞれの項目の選択肢のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していないが「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定	
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	第三者機関 等の設置状 況			(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 美観な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
徳島県	阿南市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.1		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	吉野川市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	9	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.1	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.68	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
徳島県	阿波市	一定額以上の下限額を設定	2006	-	27	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	85.3		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.24	指針を策定し、設計変更を実施している
徳島県	美馬市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	6	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	88.8		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.61	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
徳島県	三好市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	監督委員等の既存の組織を活用している	94.7		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	勝浦町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2010	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	他の発注機関の第三者機関に委任している	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	上勝町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	-		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.46	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
徳島県	佐那河内村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を併用	-	未設置	-		未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	石井町	一定額以上の下限額を設定	2011	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	-		実施	実施	未実施	未実施	未実施	1.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	神山町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	那賀町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2010	-	47	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	監督委員等の既存の組織を活用している	96.0		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.68	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	牟岐町	-	2008	-	-	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.3		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	美波町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	1	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	86.3		未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.85	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	海陽町	-	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
徳島県	松茂町	-	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.5	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.20	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
徳島県	北島町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	藍住町	-	2012	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	100.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.26	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	坂野町	-	2015	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	90.3		実施	未実施	実施	実施	実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	上板町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	89.9		実施	実施	未実施	実施	未実施	0.34	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	つるぎ町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.1		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.81	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	東みよし町	一定額以上の下限額を設定	2015	-	4	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.2		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.38	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
香川県	高松市	一定額以上の下限額を設定	2013	-	30	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	90.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.79	指針を策定し、設計変更を実施している
香川県	丸亀市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	54	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	87.3		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
香川県	坂出市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	84.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
香川県	普通寺市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	13	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	92.5		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ独自の進捗状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
香川県	観音寺市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	97.5		実施	実施	実施	未実施	未実施	0.32	指針を策定し、設計変更を実施している
香川県	さぬき市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	94.3		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.70	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
香川県	東かがわ市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	12	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成28年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	91.6		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.54	指針を策定し、設計変更を実施している
香川県	三豊市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	未集計	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	95.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.39	指針を策定し、設計変更を実施している
香川県	土庄町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	95.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
香川県	小豆島町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	96.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
香川県	三木町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	13	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定し、設計変更を実施している
香川県	直島町	-	2011	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
香川県	宇多津町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	96.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.95	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
香川県	綾川町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.32	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
香川県	琴平町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2017	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.8		実施	実施	未実施	実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
香川県	多度津町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.2		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
香川県	まんのう町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.6		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛媛県	松山市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	92.0		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.86	指針を策定し、設計変更を実施している
愛媛県	今治市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.1		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛媛県	宇和島市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	89.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.66	指針を策定し、設計変更を実施している
愛媛県	八幡浜市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	92.0		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している
愛媛県	新居浜市	一定額以上の下限額を設定	2019	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.3		実施	未実施	実施	未実施	実施	0.75	指針を策定し、設計変更を実施している
愛媛県	西条市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	監査委員等の既存の組織を活用している	94.1		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.25	指針を策定し、設計変更を実施している
愛媛県	大洲市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.73	指針を策定し、設計変更を実施している
愛媛県	伊予市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	94.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.90	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛媛県	四国中央市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	93.5		実施	実施	実施	未実施	未実施	0.70	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛媛県	西予市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.1		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛媛県	東温市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	93.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛媛県	上島町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	監査委員等の既存の組織を活用している	96.6		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.19	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取組みについては、「し」をそれぞれ項目の達成状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注額/年度の工事平均発注額

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
愛媛県	久万高原町	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	未集計	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.88	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛媛県	松前町	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	90.2	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛媛県	砥部町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.2	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.52	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛媛県	内子町	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	90.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛媛県	伊方町	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	95.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.30	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛媛県	松野町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	97.0	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.81	設計変更を実施していない
愛媛県	鬼北町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.8	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.18	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛媛県	愛南町	一定額超の下限額を設定	2007	-	10	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.2	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している
高知県	高知市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	93.2	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	0.54	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	室戸市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	8	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	89.7	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.54	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	安芸市	一定額超の下限額を設定	2013	-	9	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	未集計	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.98	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	南国市	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	90.4	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	土佐市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	3	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	87.0	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.63	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	須崎市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	89.9	未実施	実施	実施	実施	実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	宿毛市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.0	未実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.42	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	土佐清水市	-	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	87.3	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.27	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	四万十市	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	86.6	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.32	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	香南市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	90.2	未実施	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.42	指針を策定し、設計変更を実施している
高知県	香美市	一定額超の下限額を設定	2015	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	設置済み	89.6	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.84	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	東洋町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	89.2	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	0.46	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	奈半町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	田野町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	92.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	安田町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.03	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	北川村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	未集計	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	馬路村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.7	未実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.89	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ項目内の進捗のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用		ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定	
		一般競争入札の導入状況(下限金額)		総合評価落札方式の導入時期		低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表				(さ) 債務負担行為の積極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定			
		本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)														
高知県	芸西村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	92.3	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
高知県	本山町	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	一定額以上の下限額を設定	全案件事後公表	-	未設置	94.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.68	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
高知県	大豊町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2009	-	0	一定額以上の下限額を設定	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.32	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
高知県	土佐町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	全案件事後公表	-	監督委員等の既存の組織を活用している	91.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.93	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
高知県	大川村	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	全案件事後公表	-	未設置	98.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.34	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
高知県	いの町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	93.2	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.60	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
高知県	仁淀川町	一定額以上の下限額を設定	2005	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	全案件事前公表	-	監督委員等の既存の組織を活用している	93.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
高知県	中土佐町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	その他	案件により事後公表及び事前公表を併用	未設置	97.0	未実施事項あり	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.49	設計変更を実施していない	
高知県	佐川町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	90.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
高知県	越知町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2009	-	1	一定額以上の下限額を設定	全案件事前公表	-	未設置	92.6	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	1.09	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
高知県	橋原町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2007	-	43	一定額以上の下限額を設定	全案件事前公表	-	未設置	94.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
高知県	日高村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	89.6	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.21	設計変更を実施していない	
高知県	津野町	-	2007	-	12	一定額以上の下限額を設定	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	91.5	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
高知県	四万十町	一定額以上の下限額を設定	2010	-	1	一定額以上の下限額を設定	原則事前公表、一部の案件で事後公表を併用	-	未設置	95.3	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.53	設計変更を実施していない	
高知県	大月町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	全案件事後公表	-	未設置	92.8	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.99	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
高知県	三原村	-	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	原則非公表、一部案件で事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.23	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
高知県	黒潮町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	全案件事後公表	-	未設置	91.2	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定し、設計変更を実施している	
福岡県	大牟田市	一定額以上の下限額を設定	2015	-	12	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	92.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.34	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福岡県	久留米市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	52	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	93.2	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福岡県	直方市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2009	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	監督委員等の既存の組織を活用している	89.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.66	設計変更を実施していない	
福岡県	飯塚市	一定額以上の下限額を設定	-	2018	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	90.6	未実施事項あり	未実施	実施	実施	実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	田川市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	93.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	柳川市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	全案件事前公表	-	未設置	95.6	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定し、設計変更を実施している	
福岡県	八女市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.35	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福岡県	筑後市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	95.4	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			H30年度 競争入札 平均落札率(X)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	第三者機関 等の設置状 況			(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(ず) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期														
福岡県	大川市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	1	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.9	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	行橋市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	89.8	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定し、設計変更を実施している	
福岡県	豊前市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	中間市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.1	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	小都市	一定額以上の下限額を設定	2012	-	2	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	設置済み	91.5	実施	未実施	未実施	実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	筑紫野市	一定額以上の下限額を設定	2013	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.6	未実施	未実施	未実施	未実施	0.44	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福岡県	春日市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	81.4	未実施	未実施	未実施	未実施	0.75	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	大野城市	一定額以上の下限額を設定	2015	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成21年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	案件により事後公表及び事前公表を併用	未設置	93.7	実施	未実施	未実施	実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	宗像市	一定額以上の下限額を設定	2019	-	5	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.4	未実施	未実施	未実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	太宰府市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.2	実施	未実施	実施	未実施	0.15	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	古賀市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	90.4	未実施	実施	未実施	未実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	福津市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	90.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	うきは市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	設置済み	96.3	実施	未実施	実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	宮若市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	88.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	0.10	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	嘉麻市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	92.8	未実施事項あり	実施	未実施	実施	0.72	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	朝倉市	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.4	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	0.83	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	みやま市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	92.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	0.24	指針を策定し、設計変更を実施している	
福岡県	糸島市	一定額以上の下限額を設定	-	2011	16	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	設置済み	90.1	未実施事項あり	実施	未実施	実施	0.20	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福岡県	那珂川市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成21年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	93.7	実施	実施	実施	未実施	0.67	指針を策定し、設計変更を実施している	
福岡県	宇美町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.0	実施	未実施	未実施	実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	鎌束町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.2	実施	未実施	実施	未実施	0.57	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福岡県	志免町	-	-	2014	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.7	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	0.25	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	須恵町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.8	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	0.03	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福岡県	新宮町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	85.3	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	0.98	設計変更を実施していない	
福岡県	久山町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	未実施	実施	未実施	0.12	指針を策定し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択肢のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準 価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定				(ず) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定				
			本格導入時期	試行導入時期															
福岡県	粕屋町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定し、設計変更を実施している	
福岡県	声屋町	一定額以上の下限額を設定	2014	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	91.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	1.10	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	水巻町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	84.5	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.42	指針を策定し、設計変更を実施している	
福岡県	岡垣町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	遠賀町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	82.9	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	0.66	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	小竹町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	鞍手町	-	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	95.4	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.07	設計変更を実施していない	
福岡県	桂川町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.2	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	筑前町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	93.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	東峰村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	99.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.81	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	大刀洗町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.22	設計変更を実施していない	
福岡県	大木町	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	85.2	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.10	指針を策定し、設計変更を実施している	
福岡県	広川町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福岡県	香春町	-	-	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成23年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	97.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.10	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福岡県	添田町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	1.02	設計変更を実施していない	
福岡県	糸田町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	93.3	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.78	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	川崎町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	90.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	設計変更を実施していない	
福岡県	大任町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.1	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.81	指針を策定し、設計変更を実施している	
福岡県	赤村	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.3	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.76	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福岡県	福智町	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.06	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	苅田町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	90.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	みやこ町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	93.7	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	吉富町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	83.1	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.58	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福岡県	上毛町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	87.8	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	0.07	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福岡県	築上町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択肢のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していないれば「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均単価/年度の工事平均単価

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		一般競争入札の導入状況(下限金額)		総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ) 債務負担行為の積極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定			
		本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数	本格導入時期													試行導入時期		
佐賀県	佐賀市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	4	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	93.3	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.76	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
佐賀県	唐津市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	20	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している		
佐賀県	鳥栖市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	未設置	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.35	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
佐賀県	多久市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.56	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
佐賀県	伊万里市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	未設置	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定し、設計変更を実施している		
佐賀県	武雄市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	未設置	未実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.62	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
佐賀県	鹿島市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
佐賀県	小城市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	95.1	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.58	指針を策定し、設計変更を実施している	
佐賀県	嬉野市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	未設置	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	設計変更を実施していない	
佐賀県	神埼市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	91.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
佐賀県	吉野ヶ里町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	95.3	未実施	実施	実施	実施	実施	未実施	0.15	指針を策定し、設計変更を実施している	
佐賀県	基山町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事後公表	-	未設置	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.17	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
佐賀県	上峰町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	未設置	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
佐賀県	みやき町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.63	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
佐賀県	玄海町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2013	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	-	全案件事後公表	-	未設置	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.77	指針を策定し、設計変更を実施している	
佐賀県	有田町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.89	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
佐賀県	大町町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
佐賀県	江北町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事後公表	-	未設置	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.61	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
佐賀県	白石町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	96.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.26	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
佐賀県	太良町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	未設置	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.21	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
長崎県	長崎市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2019	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している	
長崎県	佐世保市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事後公表	-	未設置	未実施	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定し、設計変更を実施している	
長崎県	島原市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
長崎県	諫早市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
長崎県	大村市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していないれば「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の見直しを併せて集計)
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用		ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定	
		総合評価落札方式の導入時期		平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表				(さ) 債務負担行為の積極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定			
		本格導入時期	試行導入時期																
長崎県	平戸市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額超の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.6		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長崎県	松浦市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	88.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長崎県	対馬市	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	昭和61年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.62	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長崎県	壱岐市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成23年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.2	実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.71	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長崎県	五島市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	1	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.8		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長崎県	西海市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	92.7	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.34	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長崎県	雲仙市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.6	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.28	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長崎県	南島原市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	5	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.2	実施	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.61	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長崎県	長与町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	90.0		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.32	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長崎県	時津町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	86.3		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長崎県	東彼杵町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件非公表	全案件非公表	未設置	92.6		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長崎県	川棚町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.46	設計変更を実施していない
長崎県	波佐見町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	90.8	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.36	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長崎県	小値賀町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2020	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	-		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.08	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長崎県	佐々町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	93.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長崎県	新上五島町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	3	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.9		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.36	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	八代市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	設置済み	97.9		未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	人吉市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	97.4		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	荒尾市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	95.7	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.59	指針を策定し、設計変更を実施している
熊本県	水俣市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.0		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.49	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	玉名市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.7	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.38	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	山鹿市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成23年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	97.4		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	菊池市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	98.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している
熊本県	宇土市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	95.5		実施	実施	実施	実施	未実施	0.74	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	上天草市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	97.0		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取組みについては、「しずせそ」それぞれ独自の進捗のうえ、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の「発注見通しの統合を行っている」は除いて集計)
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後働件数/年度の工事平均後働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(X)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
熊本県	宇城市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.0	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している
熊本県	阿蘇市	-	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	98.1	未実施事項あり	未実施	実施	実施	実施	未実施	1.12	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	天草市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.0	-	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.41	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	合志市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	監督委員等の既存の組織を活用している	96.9	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	美里町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	-	-	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.92	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	玉東町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.2	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.56	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	南関町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.3	-	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.83	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	長洲町	一定額以上の下限額を設定	-	2012	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.9	-	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	和水町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.9	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.44	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	大津町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	98.3	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.81	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	菊陽町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.61	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	南小国町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	-	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.02	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	小国町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.6	-	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	1.24	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	産山村	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	99.1	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.74	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	高森町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.6	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.09	指針を策定し、設計変更を実施している
熊本県	西原村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.6	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.76	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	南阿蘇村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	98.6	-	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.77	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	御船町	-	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	99.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.95	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	嘉島町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.9	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.85	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	益城町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.0	-	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.98	指針を策定し、設計変更を実施している
熊本県	甲佐町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成23年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.8	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.96	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	山都町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	99.5	-	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.84	指針を策定し、設計変更を実施している
熊本県	氷川町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.8	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.25	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	芦北町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	津奈木町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.73	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定	
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定				
			本格導入時期	試行導入時期													平成30年度総 合評価落札方 式実施件数			
熊本県	錦町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	93.0	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	1.16	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
熊本県	多良木町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	96.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.75	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
熊本県	湯前町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.0	未実施	実施	実施	未実施	実施	0.30	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
熊本県	水上村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
熊本県	相良村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
熊本県	五木村	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.84	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
熊本県	山江村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.2	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.66	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
熊本県	球磨村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
熊本県	あさぎり町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	設置済み	96.7	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
熊本県	苓北町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.6	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.88	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
大分県	大分市	一定額以上の下限額を設定	-	-	2007	31	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	91.5	実施	実施	実施	実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している	
大分県	別府市	一定額以上の下限額を設定	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定し、設計変更を実施している	
大分県	中津市	一定額超の下限額を設定	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.3	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.71	指針を策定し、設計変更を実施している
大分県	日田市	一定額以上の下限額を設定	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	99.0	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.56	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
大分県	佐伯市	一定額以上の下限額を設定	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	94.0	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.81	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
大分県	臼杵市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.1	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.90	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
大分県	津久見市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	99.2	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.60	設計変更を実施していない		
大分県	竹田市	一定額以上の下限額を設定	-	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.1	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.04	指針を策定し、設計変更を実施している	
大分県	豊後高田市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.27	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
大分県	杵築市	一定額以上の下限額を設定	-	-	2007	5	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	97.7	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	0.62	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
大分県	宇佐市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	93.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.66	指針を策定し、設計変更を実施している		
大分県	豊後大野市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	7	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事前公表	監査委員等の既存の組織を活用している	97.1	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.66	指針を策定し、設計変更を実施している		
大分県	由布市	一定額以上の下限額を設定	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	96.1	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	1.07	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
大分県	国東市	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
大分県	姫島村	-	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	91.6	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれそれぞれの項目の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していないが「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働数/年度の工事平均稼働数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
大分県	日出町	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.0		実施	実施	実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
大分県	九重町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	99.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.53	指針を策定し、設計変更を実施している
大分県	玖珠町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.72	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
宮崎県	宮崎市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	87.9	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	都城市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	96.4		実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定し、設計変更を実施している
宮崎県	延岡市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	93.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している
宮崎県	日南市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.9	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	小林市	一定額以上の下限額を設定	2006	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.0		未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.29	指針を策定し、設計変更を実施している
宮崎県	日向市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.2	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	串間市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	97.0		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している
宮崎県	西都市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.16	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	えびの市	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	97.9		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	三股町	一定額超の下限額を設定	2007	-	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	97.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.32	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	高原町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.4		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	国富町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.3		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.32	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	綾町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.7		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	1.08	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	高鍋町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	94.4	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	新富町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.0		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	西米良村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	-		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.82	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	木城町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.5		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.16	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	川南町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2012	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	都農町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.70	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	門川町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	92.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	1.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	諸塚村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	1.71	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	権楽村	-	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	98.1	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取組みについては、「し」をそれぞれ別の建設費のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の「発注見通しの統合を行っている」は除いて集計)
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発費/年度の工事平均後発費

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期													平成30年度総 合評価落札方 式実施件数		
宮崎県	美郷町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	95.0	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
宮崎県	高千穂町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	98.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
宮崎県	日之影町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を併用	-	未設置	98.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定し、設計変更を実施している	
宮崎県	五ヶ瀬町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	97.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.05	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鹿児島県	鹿児島市	一定額以上の下限額を設定	2016	-	43	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	91.7	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	0.46	指針を策定し、設計変更を実施している	
鹿児島県	鹿屋市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	97.4	未実施事項あり	実施	実施	未実施	実施	0.75	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
鹿児島県	枕崎市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.2	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	0.24	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
鹿児島県	阿久根市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.6	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.33	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
鹿児島県	出水市	一定額以上の下限額を設定	-	2011	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	97.4	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	0.34	指針を策定し、設計変更を実施している	
鹿児島県	指宿市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	92.8	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.45	指針を策定し、設計変更を実施している	
鹿児島県	西之表市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	96.6	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.30	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鹿児島県	垂水市	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.2	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
鹿児島県	薩摩川内市	一定額超の下限額を設定	-	2007	23	一定額以上の下限額を設定	その他	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	設置済み	91.9	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	0.61	指針を策定し、設計変更を実施している	
鹿児島県	日置市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	6	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	設置済み	89.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.83	指針を策定し、設計変更を実施している	
鹿児島県	曾於市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を併用	全案件事後公表	未設置	97.4	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鹿児島県	霧島市	一定額以上の下限額を設定	2018	-	9	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	95.0	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鹿児島県	いちき串木野市	一定額超の下限額を設定	2019	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	90.4	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	0.31	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
鹿児島県	南さつま市	一定額以上の下限額を設定	-	2014	16	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	93.9	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している	
鹿児島県	志布志市	一定額超の下限額を設定	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	78.0	未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.37	指針を策定し、設計変更を実施している	
鹿児島県	奄美市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	92.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.69	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鹿児島県	南九州市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.35	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鹿児島県	伊佐市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2014	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.2	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.45	設計変更を実施していない	
鹿児島県	姶良市	一定額以上の下限額を設定	-	2017	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	97.4	未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.45	指針を策定し、設計変更を実施している	
鹿児島県	三島村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.12	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鹿児島県	十島村	-	-	2018	5	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件非公表	全案件非公表	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取組みについては、「しずせそ」それぞれその項目の進捗率のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の「発注見通しの統合を行っている」は除いて集計)
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働率/年度の工事平均稼働率

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(X)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期													平成30年度総 合評価落札方 式実施件数		
鹿児島県	さつま町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	80.5	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している
鹿児島県	長島町	-	2010	-	9	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.14	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	湧水町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	大崎町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	東串良町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	錦江町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.2	-	実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.21	設計変更を実施していない
鹿児島県	南大隅町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	肝付町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.0	-	実施	未実施	実施	実施	実施	0.40	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
鹿児島県	中種子町	-	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	【案件により事後公表及び事前公表を併用】	-	未設置	100.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	南種子町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	91.7	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	設計変更を実施していない
鹿児島県	屋久島町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.0	-	実施	実施	実施	実施	実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	大和村	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	宇検村	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.76	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	瀬戸内町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.9	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.60	設計変更を実施していない
鹿児島県	龍郷町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	89.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定し、設計変更を実施している
鹿児島県	喜界町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.9	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.64	指針を策定し、設計変更を実施している
鹿児島県	徳之島町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	天城町	-	-	-	-	-	-	【原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行】	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.26	指針を策定し、設計変更を実施している
鹿児島県	伊仙町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.0	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	未実施	0.15	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
鹿児島県	和泊町	-	-	-	-	-	-	【案件により事後公表及び事前公表を併用】	-	未設置	-	-	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.13	指針を策定し、設計変更を実施している
鹿児島県	知名町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.8	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	与論町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	那覇市	一定額超の下限額を設定	-	2008	8	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	94.9	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.86	指針を策定し、設計変更を実施している
沖縄県	宜野湾市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.2	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	実施	実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	石垣市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.2	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.46	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ独自の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用			ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		一般競争入札の導入状況(下限金額)	総合評価落札方式の導入時期			低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ)債務負担行為の積極的な活用				(し)柔軟な工期の設定	(ず)速やかな繰越手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定			
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数												総合評価落札方式の導入状況(下限金額)		
沖縄県	浦添市	-	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.58	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	名護市	-	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	設置済み	93.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.71	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	糸満市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	98.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.91	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	沖縄市	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.74	指針を策定し、設計変更を実施している
沖縄県	豊見城市	-	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.8	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.96	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	うるま市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.2	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	宮古島市	-	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	94.1	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.60	指針を策定し、設計変更を実施している
沖縄県	南城市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	91.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.95	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	国頭村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.58	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	大宜味村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	東村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.69	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	今帰仁村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.6	-	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	本部町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.6	未実施事項あり	未実施	実施	実施	実施	実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	恩納村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	100.0	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.61	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	宜野座村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	金武町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件で事後公表	-	設置済み	-	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	設計変更を実施していない
沖縄県	伊江村	-	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	0.16	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	読谷村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2010	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成28年5月中央公営住宅モデル以上平成28年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	案件により事後公表及び事前公表を併用	監査委員等の存在の組織を活用している	96.9	-	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.21	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	嘉手納町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.7	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.72	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	北谷町	一定額超の下限額を設定	-	2010	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	北中城村	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.0	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	実施	0.97	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	中城村	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	94.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.66	設計変更を実施していない
沖縄県	西原町	一定額超の下限額を設定	-	2016	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	98.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	与那原町	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.6	-	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	南風原町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	91.4	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについて、「し」はそれぞれその項目内の進捗状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の「発注見通しの統合を行っている」は除いて集計)
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダウピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定	
			総合評価落札方式の導入時期		平成30年度 総合評価落 札方式実施 件数	総合評価落 札方式の 導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表				(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期																
沖縄県	渡嘉敷村	-	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
沖縄県	座間味村	-	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	1.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	粟国村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.48	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	渡名喜村	-	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	91.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	南大東村	-	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.99	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	北大東村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件で事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.80	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	伊平屋村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	93.0	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.92	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	伊是名村	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.24	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	久米島町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.6	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.70	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	八重瀬町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	未集計	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.52	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	多良間村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	設置済み	90.0	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	竹富町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.88	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	与那国町	-	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.29	設計変更を実施していない